

地域防災計画関係資料 目次

[資料]

資料 1	大東市における災害想定	1
資料 2	大東市防災会議条例	26
資料 3	大東市防災会議構成委員名簿	28
資料 4	大東市災害対策本部条例	29
資料 5	関係機関の通信窓口	30
資料 6	災害対策本部会議予定表(初動時)(基準)	35
資料 7	地区対策部の職員の参集の流れ	36
資料 8	地方都市等における地震対応のガイドライン	37
資料 9	報告の区分及び様式	38
資料 10	地震情報	39
資料 11	気象庁震度階級関連解説表	40
資料 12	警報・注意報発表基準一覧表	43
資料 13	交通規制の範囲及び実施責任者	45
資料 14	台風の接近・上陸に伴う淀川の洪水を対象とした タイムライン(防災行動計画)	46
資料 15	河川(寝屋川)の氾濫及び土砂災害を対象とした水防タイムライン(基準)	47
資料 16	警報発表の時期	48
資料 17	気象予警報等の収集・伝達	50
資料 18	気象庁が提供する雨に関する主な防災気象情報	63
資料 19	警戒レベル(避難のタイミング)について	64
資料 20	避難情報等により立退き避難が必要な住民等に求める行動	64
資料 21	避難情報の発令実施責任者	66
資料 22	警戒区域の設定権者	67
資料 23	重要物資の備蓄	68
資料 24	被害状況等報告基準	69
資料 25	災害救助法による救助の程度・方法及びその費用の範囲	72
資料 26	災害救助法の適用基準	77
資料 27	住家滅失世帯数の算定基準	77
資料 28	大東市災害弔慰金の支給等に関する条例	78
資料 29	事業実施に伴う国の財政援助等	83
資料 30	被災者生活再建支援制度の概要	84

[付表・付図]

付表 1	河川一覧表	86
付表 2	ポンプ場台帳一覧表	87
付表 3	ため池一覧表	91
付表 4	土石流危険渓流一覧表	92

付表 5	急傾斜地崩壊危険区域等一覧表	93
付表 6	土砂災害警戒区域一覧表	95
付表 7	災害危険区域一覧表	100
付表 8	山地災害危険地区一覧表	101
付表 9	大東市防災行政無線通信統制運用表	102
付表 10	防災行政無線同報系屋外受信機設置場所一覧表	104
付図 1	防災行政無線同報系屋外受信機設置場所位置図	105
付表 11	自主防災組織等一覧表	106
付表 12	災害時応援協定締結状況一覧表	108
付表 13	災害時要配慮者利用等施設一覧	112
付表 14	医療機関一覧表	117
付表 15	防災拠点一覧表	119
付表 16	緊急交通路一覧表	120
付表 17	災害時用臨時ヘリポート一覧表	121
付図 2	緊急輸送関係及び防災拠点位置図	122
付表 18	市の車両保有台数一覧表	123
付表 19	一時避難場所一覧表	124
付表 20	広域避難場所一覧表	125
付表 21	避難路一覧表	126
付図 3	一時避難場所、広域避難場所及び避難路位置図	127
付表 22	指定避難所一覧表	128
付図 4	避難所位置図	130
付表 23	応急仮設住宅建設予定地一覧表	131
付表 24	給水タンク等の保有量	132
付表 25	配水場一覧表	132
付表 26	大東市重要物資備蓄量目標一覧表	133
付表 27	大東市重要物資備蓄一覧表	134
付表 28	大阪府災害用備蓄物資一覧表	135
付表 29	市域内にある社会福祉施設一覧表	136
付表 30	各地区対策部の設置箇所及び担当区域一覧表	138
付表 31	大阪府域の原子力事業所の名称、所在地等	140

[様式]

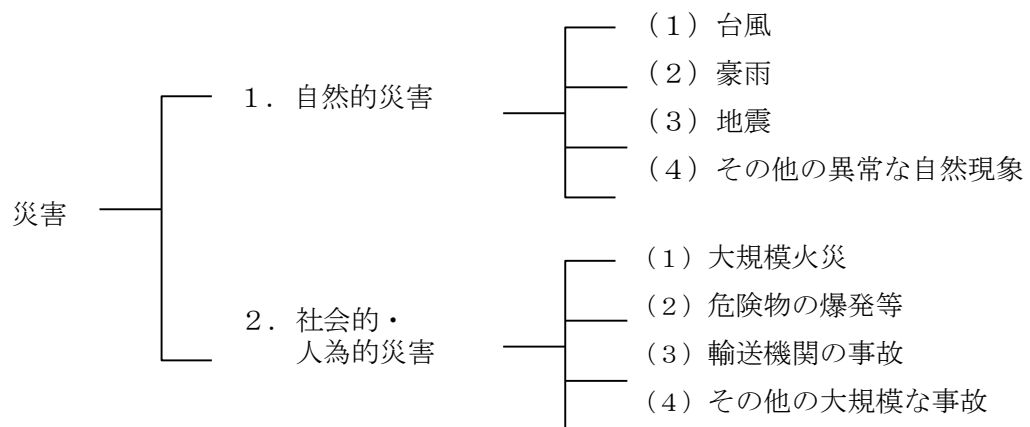
様式 1	災害概況即報の報告様式	141
様式 2	被害状況即報の報告様式	142
様式 3	災害確定報告の報告様式	143
様式 4	地すべり、急傾斜地災害報告様式	144
様式 5	土石流災害報告様式	145
様式 6	自衛隊の災害派遣要請要求書の様式	146
様式 7	自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請要求書の様式	147

様式 8	緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証の様式	148
様式 9	緊急通行車両等確認届出書の様式	149
様式 10	緊急通行車両確認証明書の様式	150
様式 11	緊急通行車両標章の様式	151
様式 12	避難者カードの様式	152
様式 13	避難状況報告の様式	153
様式 14	避難者収容記録簿の様式	154
様式 15	避難所開設日誌の様式	155
様式 16	応急仮設住宅入居者台帳の様式	156
様式 17	遺体処理台帳の様式	157
様式 18	埋火葬台帳の様式	158
様式 19	罹災証明書の様式	159

資料1 大東市における災害想定

地域防災計画においては、本市の自然的条件、社会的条件及び過去において発生した災害の形態を勘案し、発生が予想される災害を想定した。

なお、災害はその発生原因によって台風、豪雨、地震等による自然的なもの、火災、危険物の爆発等による社会的・人為的なものに大別できるが、単に一次的災害にとどまらず複合災害となる可能性がある。



第1節 自然災害の誘因

1. 地震

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会では、主要な活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性〔場所、規模（マグニチュード）及び発生確率〕等を評価し、随時公表している。

これらの事項について、令和3年1月時点で本市に関わる事項を以下に示す。

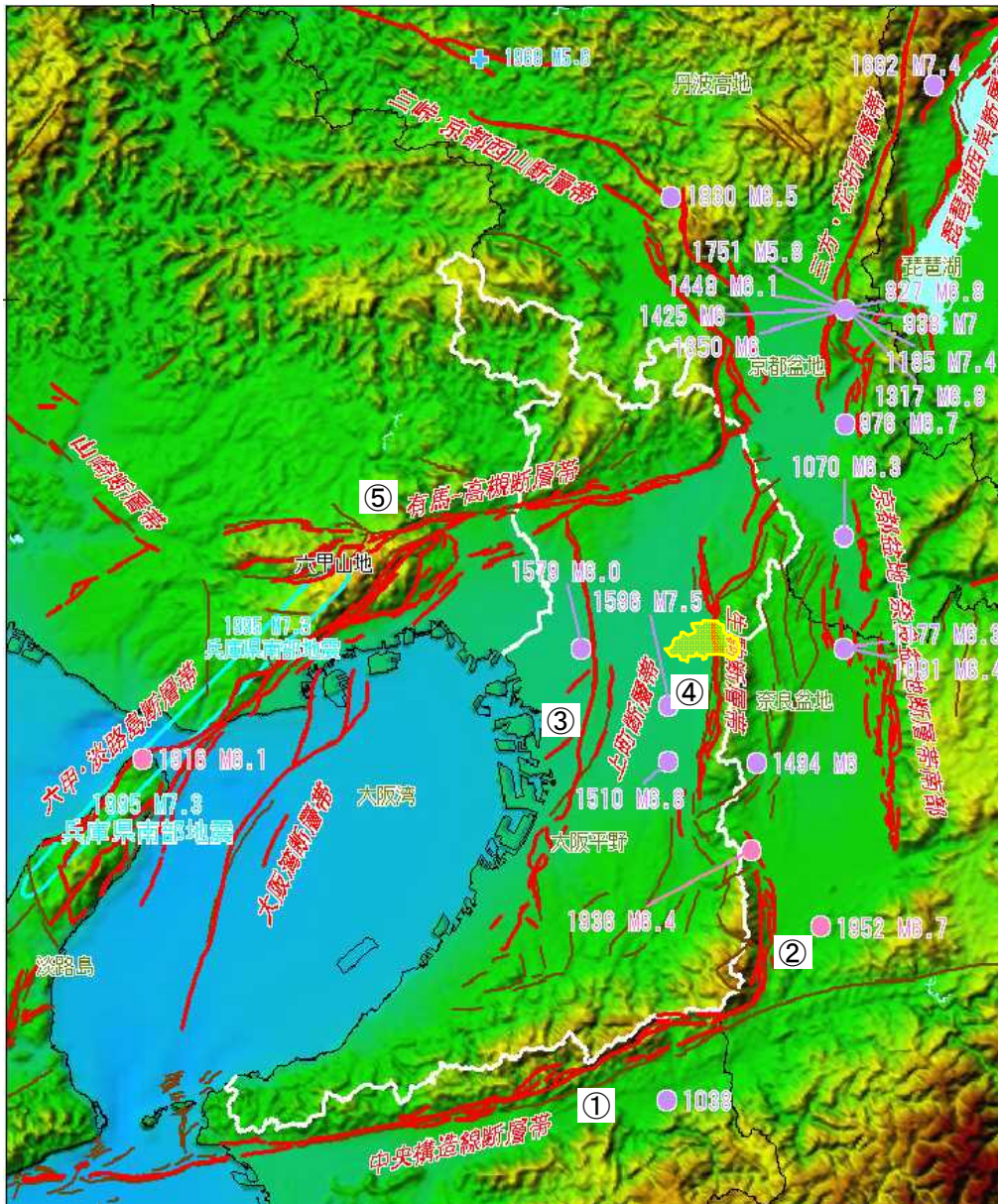
(1) 活断層の長期評価の概要

主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和3年1月1日）

	断層帯名 (起震断層/活動区)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の 主な活断層に おける 相対的評価	地震発生確率			平均活動間隔
				30年 以内	50年 以内	100年 以内	最新活動時期
①	中央構造線断層帯 (金剛山地東縁)	6.8程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	約6,000年 -7,600年
							1世紀以後 -3世紀以前
②	上町断層帯	7.5程度	S*ランク	2%~3%	3%~5%	6%~10%	8000年程度
							約28000年前 -9000年前
③	生駒断層帯	7.0~7.5程度	Aランク	ほぼ0% ~0.2%	ほぼ0% ~0.3%	ほぼ0% ~0.6%	3000年 -6000年
							400年頃以後 -1,000年頃以前
④	有馬-高槻断層帯	7.5程度 (7.5±0.5)	Zランク	ほぼ0% ~0.04%	ほぼ0% ~0.09%	ほぼ0% ~0.4%	1000年 -2000年程度
							1596年慶長伏見地震

注1) 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（注2）が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

注2) 「ほぼ0%」は 10^{-3} %未満の確率値



(出典 (図) : 地震調査研究推進本部 地震動予測地図)

中央構造線断層帯地震について

従来中央構造線断層帯は「金剛山地東縁－和泉山脈南縁」の区間が一体として活動するとされていたが、最近の調査結果により活動履歴などに関する新たな知見が得られたことから、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会は「金剛山地東縁」と「和泉山脈南縁」の2区間に分かれることが明らかになったことを発表した（「中央構造線断層帯（金剛山地東縁－伊予灘）の長期評価（一部改訂）について」平成23年2月18日）。

地震調査研究推進本部地震調査委員会による評価の見直しにより、今後30年以内の地震発生確率は、従来の評価でほぼ0%～5%（金剛山地東縁－和泉山脈南縁）が今回の評価では0.06%～14%（和泉山脈南縁）と高くなった。

参考（従来の評価）

主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 平成22年（2010年）1月1日）

断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価	地震発生確率			平均活動間隔
			30年 以内	50年 以内	100年 以内	最新活動時期
中央構造線断層帯 (金剛山地東縁 －和泉山脈南縁)	8.0程度	我が国の主な活断層 の中では高いグループに属する	ほぼ0% ～5%	ほぼ0% ～9%	ほぼ0% ～20%	約2000年 －12000年
						1－4世紀

(参考) 1995年兵庫県南部地震発生直前における確率

断層帯名	発生した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率	平均活動間隔
		30年以内	
六甲・淡路島断層帯主部 淡路島西岸区間 「野島断層を含む区間」	7.3	0.02%～8%	1700年～3500年

(2) 海溝型地震の長期評価の概要

調査研究が進むにつれ、従来考えられてきたような、「南海トラフで発生する地震は 100～200年に1回、ほぼ同じ領域で同様の規模で繰り返し発生する」という固有地震モデルが必ずしも成立しているとは限らないことが分かってきた。

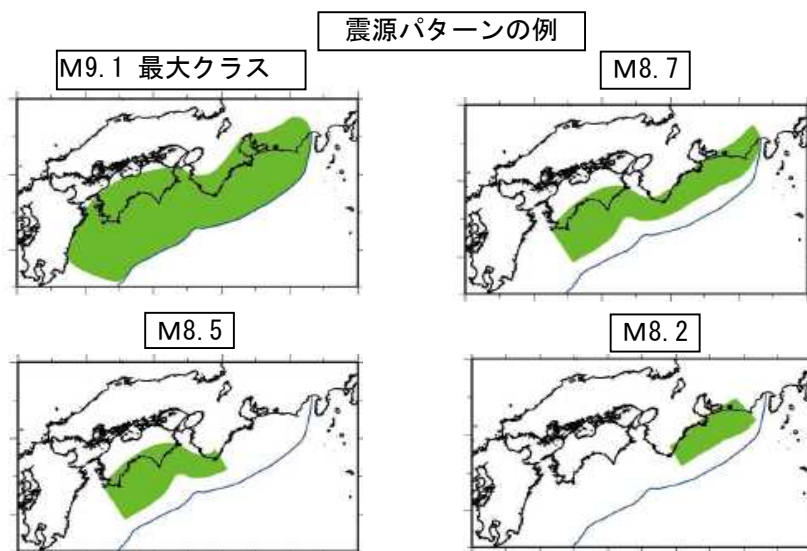
本評価では、南海トラフをこれまでのような南海・東南海領域という区分をせず、南海トラフ全体を一つの領域として考え、この領域では大局的に 100～200年で繰り返し地震が起きていると仮定して、地震発生の可能性を評価している。

海溝型地震の長期評価の概要（算定基準日 令和3年1月1日）

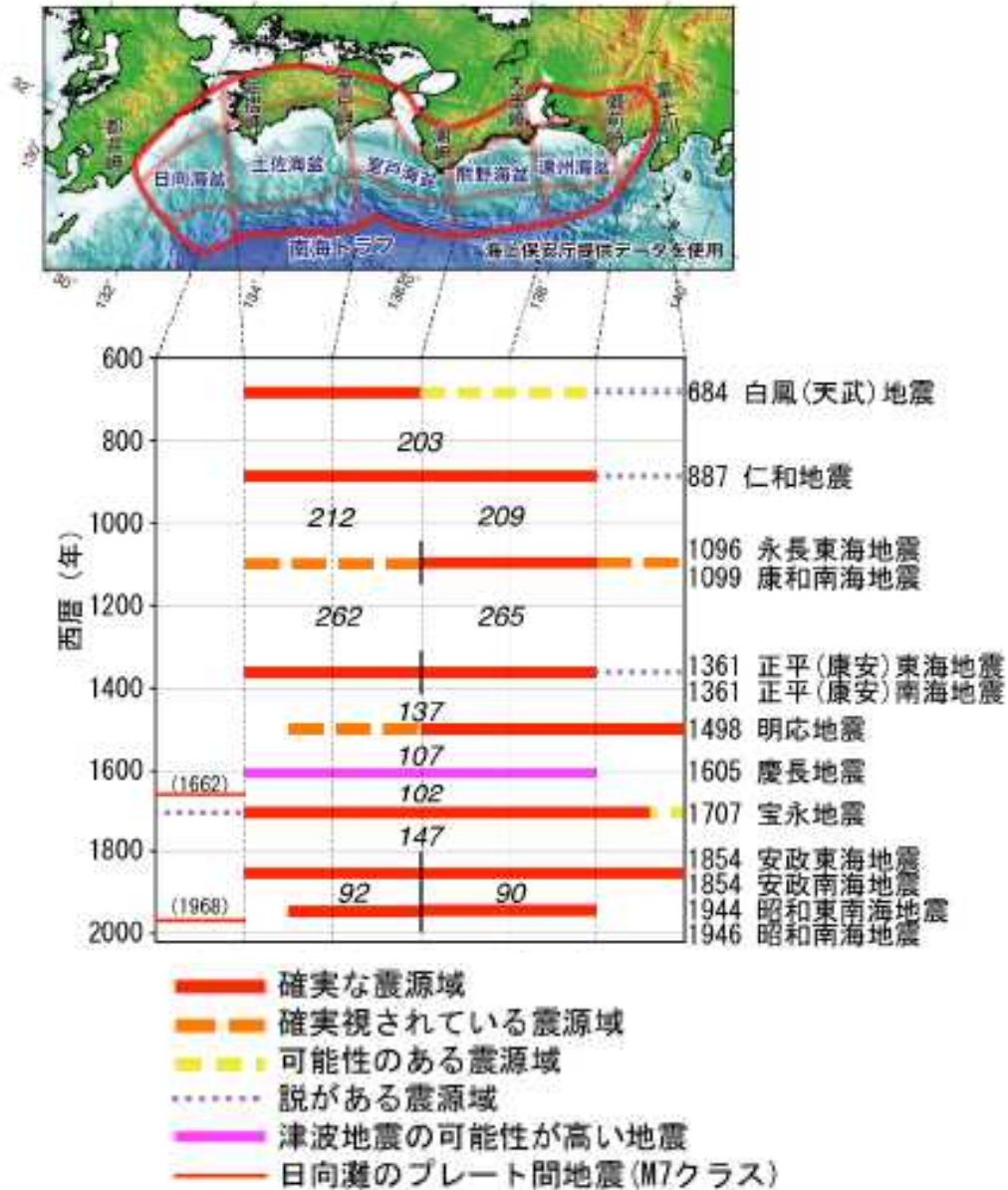
領域又は地震名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	我が国の海溝型地震の相対的評価	地震発生確率			地震後経過率（注1）	平均発生間隔
			10年以内	30年以内	50年以内		最新発生時期 （下段：ポアソン過程を適用したものを除く）
南海トラフ	8～9クラス	Ⅲ＊ランク	30%程度	70～80%程度	90%程度若しくはそれ以上	0.85	（次回までの標準的な値88.2年） 75.0年前

注1) 海溝型地震における今後30年以内の地震発生確率が26%以上を「Ⅲランク」、3%～26%未満を「Ⅱランク」、3%未満を「Ⅰランク」、不明（すぐに地震が起きることを否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（注2）が0.7以上である海溝型地震については、ランクに「＊」を付記している。

注2) 地震後経過率：最新発生時期から評価時点までの経過時間を、平均発生間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均発生間隔に達すると1.0となる。



（出典：南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）概要資料 地震調査研究推進本部）



(出典：南海トラフの地震活動の長期評価 (第二版) について 地震調査研究推進本部)

(従来の評価)

海溝型地震の長期評価の概要 (算定基準日 平成24年1月1日)

地震名	発生した地震規模 (マグニチュード)		地震発生確率			平均発生間隔
			10年以内	30年以内	50年以内	最新発生時期
南海地震	8.4前後	同時	20%程度	60%程度	90%程度	114.0年 (次回までの標準的な値90.1年)
						65.0年前
東南海地震	8.1前後	同時	20%程度	70%程度	90%程度 若しくはそれ以上	111.6年 (次回までの標準的な値86.4年)
						67.1年前

2. 台風

近年、日本には、昭和の三大台風とされる室戸台風（1934年）、枕崎台風（1945年）、伊勢湾台風（1959年）ほどの強い台風は襲来していないが、気象庁気象研究所の最近の研究結果「21世紀末の将来予測」によると、「日本付近の台風は数が減少し、強い台風が増加する傾向にある」とされている。

台風を「雨台風」や「風台風」と呼ぶことがあるが、一般に、台風が通り過ぎた後の被害によって分類するのが妥当であり、異常気象が目立つようになった現在では、進路の違いにより雨台風か風台風かという判断は難しくなった。実際の台風はそのどちらも強いため、事前にどちらになるのかを言い切ることは非常に難しい。

平成30年に発生した台風21号では、猛烈な風と雨により、広い範囲で被害が発生し、本市においても住家被害が発生した。

（1）平成30年台風21号の概要

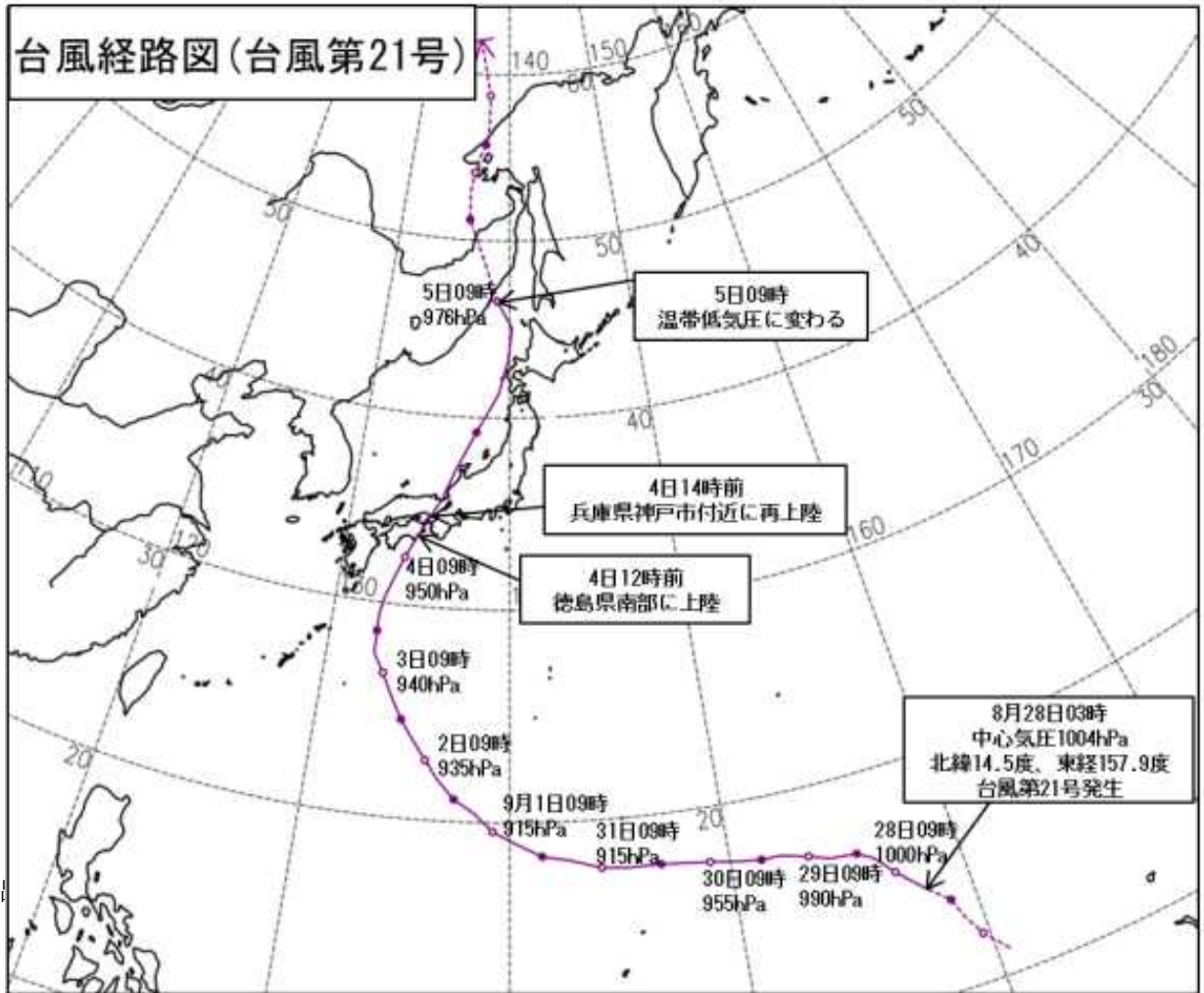
台風の接近・通過に伴い、西日本から北日本にかけて非常に強い風雨にさらされた。

この台風により、大阪府田尻町関空島（関西空港）では、最大風速46.5メートル、（最大瞬間風速58.1メートルと猛烈な風を観測し、観測史上第1位となった。

高潮については、最高潮位が大阪府大阪市では329センチメートル、兵庫県神戸市では233センチメートルなど、過去の最高潮位を超える値を観測した。

雨については、9月3日から5日までの総降水量が四国地方や近畿地方、東海地方で300ミリを超え、9月の月降水量平年値を超えたところがあった。この台風により、近畿地方でも死傷者が発生した。また、暴風や高潮の影響で、関西国際空港の滑走路の浸水をはじめとして、航空機や船舶の欠航、鉄道の運休等の交通障害、断水や大規模な停電、電話の不通等ライフラインへの被害が発生、港湾施設の被害、住家被害や倒木等の被害が多数発生した。

平成 30 年台風第 21 号経路図



3. 局地的大雨と集中豪雨

気象庁によると、1970年代後半から全国約1,300箇所の地域気象観測所（アメダス）において観測した1時間降水量50mm及び80mm以上の短時間強雨の発生回数を年ごとに集計し、ここ30年余りの長期的な変化傾向をみると、連続する10年程度の平均は少しずつ増加してきている。

(1) 局地的大雨とは

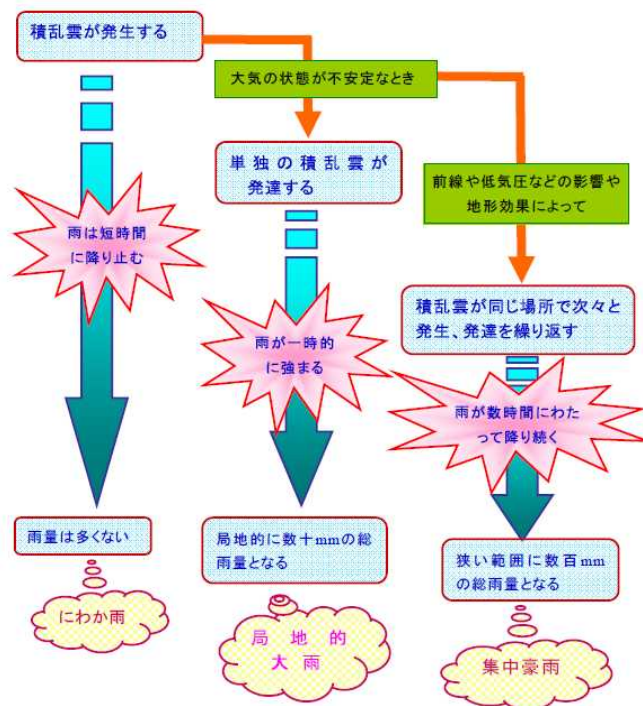
ア 大気の状態が不安定なとき、単独の積乱雲が発達することによって起きるもので、一時的に雨が強まり、局地的に数十mm程度の総雨量となる。ひとつの積乱雲の寿命は発生から1時間程度であり、雨を降らせたのち消滅する。

イ 発生前の予測が困難でゲリラ豪雨と呼ばれることもある。

(2) 集中豪雨とは

ア 大気の状態が不安定なとき、前線や低気圧などの影響や雨を降らせやすい地形の効果によって、積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すことにより起きるもので、激しい雨が数時間にわたって降り続き、狭い地域に数百mmの総雨量となる。

イ 集中豪雨がどこで発生するのは予測が困難である。



(出典 (図) : 局地的大雨から身を守るために 平成 21 年 2 月 気象庁)

「大気の状態が不安定」とは

「下層（地表面付近）へ暖かく湿った空気が流入したとき」や「上層（上空）へ冷たい空気が流入したとき」で、下層の大気が軽く上層は重いという、このような気象状況を「大気の状態が不安定」という。

例えば地表面が太陽などで暖められることにより上昇気流が発生するが、「大気の状態が不安定」な状況では、上昇気流が強まり、積乱雲が発達し大雨になりやすい。

(3) 局地的大雨や集中豪雨による水害の特徴

局地的大雨や集中豪雨に伴う短時間にまとまって降る強い雨による水害には、次のような特徴がある。

ア 短い時間で危険な状態になる

水が集まり流れる場所である河川、溪流、下水管、用水路などでは、短時間に強い雨が降ることや周りから降った雨が流れ込むことで、数分～数十分で危険な状態になる場合がある。神戸市都賀川の事故では、10 分間で約 1 m30cm も水位が上昇した。

イ 離れた場所での雨が影響する場合がある

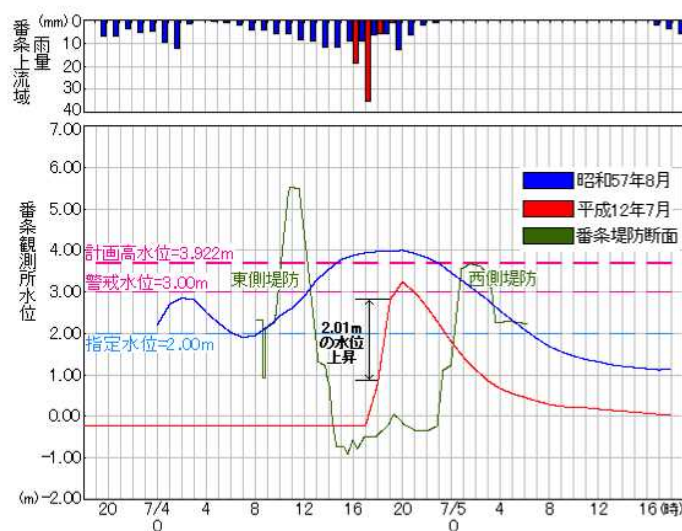
河川、溪流、下水管、用水路などでは、自分の居る場所で強い雨が降っていなくても、上流など離れた場所で降った雨が流れてくることによって、危険な状態になる場合がある。平成 12 年 7 月 4 日の奈良県天理市付近を中心とした集中豪雨では、その下流に位置する大和郡山市の佐保川(番条観測所)において、18:00～19:00 の 1 時間に 2 m 以上水位が上昇した。

ウ 注意報や警報の発表に至らない雨でも災害が発生する場合がある

河川、溪流、下水管、用水路などでは、わずかな雨でも危険になるおそれがある。このような場所では、大雨や洪水の警報・注意報の発表基準に達しない雨量でも災害が発生する場合がある。東京都豊島区の下水道工事での事故は、大雨注意報の発表基準より少ない雨量で起きている。

(出典：局地的大雨から身を守るために 平成 21 年 2 月 気象庁 他)

佐保川の番条観測所の水位変化



出典 (図)：国土交通省近畿地方整備局、大和川河川事務所

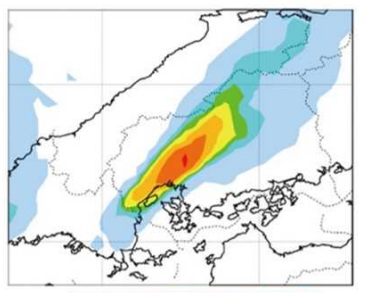
(4) 顕著な大雨 (線状降水帯) に関する情報の発表

毎年のように線状降水帯による顕著な大雨が発生し、数多くの甚大な災害が生じていることから、気象庁では、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する。

ア 線状降水帯

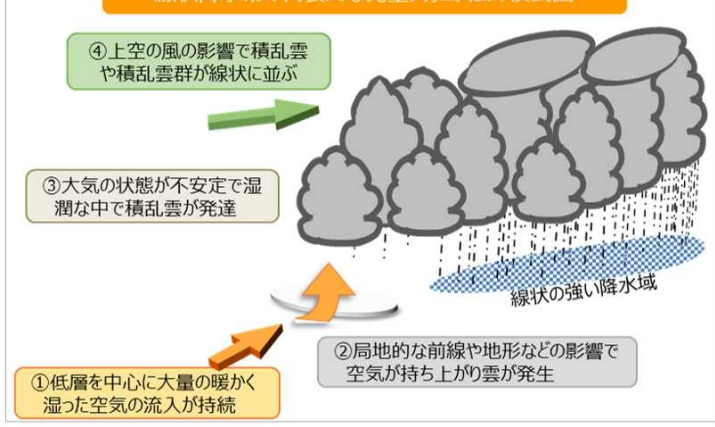
次々と発生する発達した雨雲 (積乱雲) が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過又は停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ 50～300km 程度、幅 20～50km 程度の強い降水をとまなう雨域を線状降水帯という。

線状降水帯の例（平成26年8月の広島県の大雨）



気象庁の解析雨量から作成した、平成26年8月20日4時の前3時間積算降水量の分布

線状降水帯の代表的な発生メカニズムの模式図



(出典：顕著な大雨に関する情報 気象庁 他)

イ 顕著な大雨に関する情報の発表基準

1	解析雨量（5kmメッシュ）において前3時間積算降水量が100mm以上の分布域の面積が500km ² 以上
2	1の形状が線状（長軸・短軸比2.5以上）
3	1の領域内の前3時間積算降水量最大値が150mm以上
4	1の領域内の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において土砂災害警戒情報の基準を実況で超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上）又は洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）において警報基準を大きく超過した基準を実況で超過

※ 上記1～4すべての条件を満たした場合に発表。

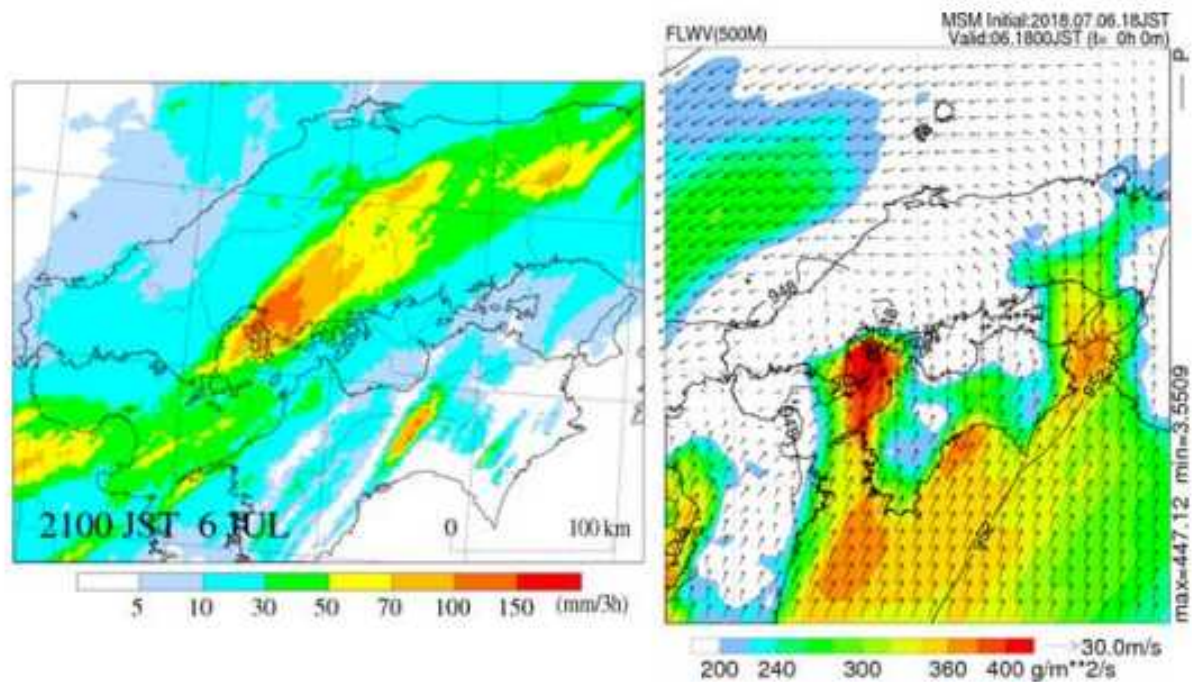
※ 情報を発表してから3時間以上経過後に発表基準を満たしている場合は再発表するほか、3時間未満であっても対象区域に変化があった場合は再発表

ウ 線状降水帯が観測された過去の事例（平成 30 年 7 月豪雨）

平成 30 年 5 月 20 日から 7 月 10 日にかけて、梅雨前線、台風や前線等の影響により、各地で大雨、暴風となった。

特に、6 月 28 日から 7 月 8 日にかけて大雨、局地的な線状降水帯により観測総降水量が多いところで 1,800 ミリを超えるなど、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。この大雨による河川の氾濫、土砂災害等で、死者は 224 名、行方不明者は 8 名に及び、平成に入って最悪の人的被害となったほか、家屋の全半壊は約 17,000 棟、浸水家屋は約 30,000 棟に達した。大阪府においても、豪雨による被害が各地で発生した。

広島県でみられた線状降水帯の例



第2節 最近の災害発生状況

1. 豪雨災害

災害名	47. 7. 豪雨	50. 7. 大雨	前線による大雨
発生年月日	S. 47. 7. 12	S. 50. 7. 4	H. 24. 8. 14
気象 (雨量)	300mm	107.5mm	1時間降水量 86mm
家屋被害	床上浸水	2,194世帯	661世帯
	床下浸水	5,000世帯	1,514世帯
避難者	延6,217人	延908人	0人
人的被害	なし	なし	なし
災害救助法適用の有無	有	有	無

2. 台風災害

災害名	47. 台風20号	51. 台風17号	57. 台風10号	台風21号	
発生年月日	S. 47. 9. 16	S. 51. 9. 8	S. 57. 8. 1~8. 3	H. 30. 9. 4	
気象 (雨量)	117.5mm	188.5mm	214.0mm	122mm	
家屋被害	全壊	-	-	-	
	半壊	-	-	3世帯	
	一部損壊	-	-	551世帯	
	床上浸水	1,937世帯	1世帯	30世帯	-
	床下浸水	4,037世帯	394世帯	1,135世帯	-
避難者	延2,582人	なし	11人	186人	
人的被害	なし	なし	なし	なし	
災害救助法適用の有無	有	無	無	無	

【台風21号の風速変化 (H. 30. 9. 4)】



【風速】

●最大瞬間風速(最大) : 42m/s ※最大瞬間風速 20m/s 以上を計測した時間帯は、約 5 時間

●平均風速(最大) : 14.8m/s ※平均風速 10m/s 以上を計測した時間帯は、約 3 時間

【建物被害】

●被害の内、約 80%は瓦や屋根に起因する被害、約 15%がベランダ、約 7%が外壁の被害

3. 山地災害

災害名	57. 8. 豪雨
発 生 年 月 日	S57. 8. 3
被災状況	昭和57年8月3日、午後2時頃集中豪雨によって、大東市北条6丁目でがけ崩れが起き、2階建住宅一棟(5世帯)が土砂崩れによって全壊した。

4. 地震

近年、大阪に影響を及ぼした地震の代表的なものとしては、東南海地震、南海地震と兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)があげられるが、いずれも大阪における震度は4であった。

(1) 東南海地震

ア 発生日時 昭和19年12月7日 午後1時35分

イ 震 央 東海道沖(東経 136.6° 北緯 33.8°)

ウ 規 模 マグニチュード 7.9

エ 被害状況 死者(行方不明) 7人、負傷者 135人、家屋全壊 234戸、
半壊 1,638戸、浸水 2,241戸 (被害状況は、大阪府下全域の被害数)

(2) 南海地震

ア 発生日時 昭和21年12月21日 午前4時19分

イ 震 央 南海道沖(東経 135.6° 北緯 33.0°)

ウ 規 模 マグニチュード 8.0

エ 被害状況 死者(行方不明) 32人、負傷者 46人、家屋全壊 261戸、
半壊 217戸、流失 552戸、浸水 7,080戸 (被害状況は、大阪府下全域の被害数)

(3) 平成7年(1995年)兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)

ア 発生日時 平成7年1月17日 午前5時46分

イ 震 央 淡路島(東経 135.0° 北緯 34.6°)

ウ 規 模 マグニチュード 7.3

エ 被害状況 死者(行方不明) 31人、負傷者 3,589人、家屋全壊 895棟、
半壊 7,232棟、火災 32件

(被害状況は、大阪府下全域の被害数)

※出典:「理科年表」(丸善)内「日本付近のおもな被害地震年代表」

(4) 大阪府北部を震源とする地震

- ア 発生日時 平成30年6月18日 午前7時58分
イ 震 央 大阪府北部（東経 135.6° 北緯 34.8°）
ウ 規 模 マグニチュード 6.1
エ 被害状況 死者4人、負傷者360人、家屋全壊9棟、
半壊87棟、一部破損24,631棟
（被害状況は、大阪府下全域の被害数）

出典：「大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等について 平成30年7月5日18:00
現在」（内閣府）

大東市における大阪北部を震源とする地震による被害

災 害 名		大阪北部を震源とする地震
発 生 年 月 日	2018（平成30）年6月18日 AM7:58	
震 央	大阪府北部（東経 135.6° 北緯 34.8°）	
規 模	マグニチュード 6.1	
被害状況	全 壊	0棟（大阪府：18棟）
	半 壊	0棟（大阪府：512棟）
	一 部 破 損	約25棟（大阪府：55,081棟）
人的被害	死 者	0人（大阪府：6人）
	負 傷 者	11人（大阪府：369人）

出典：「大阪北部を震源とする地震に関する被害状況等について」（2018（平成30）年11月、大阪府）
をもとに作成

第3節 地震被害の想定

1. 大阪府による被害想定

大阪府では、活断層による直下型地震及び海溝型地震を想定し、下表に示すとおり被害を想定している。

活断層及び海溝型地震による府全域での被害想定（府実施）

項目		想定地震	上町断層帯 地震A	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震	東南海・南海地 震
地震の 規模	マグニチュード		7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1	7.9～8.6
	震度		4～7	4～7	3～7	3～7	4～6弱
建物全半壊 棟数	全壊		362,576棟	275,316棟	85,700棟	28,142棟	22,341棟
	半壊		329,455棟	244,221棟	93,222棟	41,852棟	47,838棟
出火件数			268(538)	176(349)	52(107)	7(20)	4(9)
死傷者数	死者		12,728人	9,777人	2,521人	338人	99人
	負傷者		148,833人	101,294人	45,905人	16,194人	22,027人
罹災者数			2,662,962人	1,900,441人	743,066人	229,628人	242,515人
避難所生活者数			813,924人	569,129人	217,440人	66,968人	74,623人
ライフライン	停電		2,003,019軒	886,814軒	408,322軒	147,911軒	78,606軒
	ガス供給停止		2,931千戸	1,420千戸	642千戸	83千戸	0
	水道断水		544.6万人	489.6万人	230.0万人	110.5万人	78.5万人
	電話不通		913,031加入者	447,174加入者	171,112加入者	78,889加入者	183加入者

注) 出火件数は地震後1時間の件数()は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害(早朝)・火災(夕刻、超過確率1%風速)・交通被害(朝ラッシュ時)によるものの合計

罹災者、避難生活者数は建物被害・火災・津波浸水によるものの合計

(大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書(平成19年3月)より作成)

※中央構造線断層帯地震は金剛山地東縁-和泉山脈南縁の区間の一体活動を想定

※東南海・南海地震の被害想定については、今回の南海トラフ地震の被害想定との比較のために掲載するもの

大東市における被害の想定（府実施）

項目	想定地震	上町断層帯 地震A	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震	東南海・南海 地震
全壊棟数		3,573棟	13,566棟	286棟	38棟	341棟
半壊棟数		5,366棟	8,512棟	714棟	102棟	820棟
建物被害計		8,939棟	22,078棟	1,000棟	140棟	1,161棟
炎上出火件数		1(3)件	11(21)件	0	0	0
死者		23人	445人	0	0	1人
負傷者		1,832人	1,264人	202人	28人	246人
罹災者数		30,937人	81,010人	3,521人	494人	3,362人
避難所生活者数		8,972人	23,494人	1,022人	144人	975人
停電軒数		20,879軒	47,794軒	694軒	99軒	793軒
都市ガス影響戸数		45千戸	45千戸	0	0	0
上水道影響人口		6.0万人	10.9万人	1.6万人	0.4万人	0.9万人
通信被害		2,441加入者	18,306加入者	1,356加入者	1,356加入者	0

注) 出火件数は地震後1時間の件数()は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害(早朝)・火災(夕刻、超過確率1%風速)・交通被害(朝ラッシュ時)によるものの合計

罹災者、避難生活者数は建物被害・火災・津波浸水によるものの合計

(大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書(平成19年3月)より作成)

※中央構造線断層帯地震は金剛山地東縁-和泉山脈南縁の区間の一体活動を想定

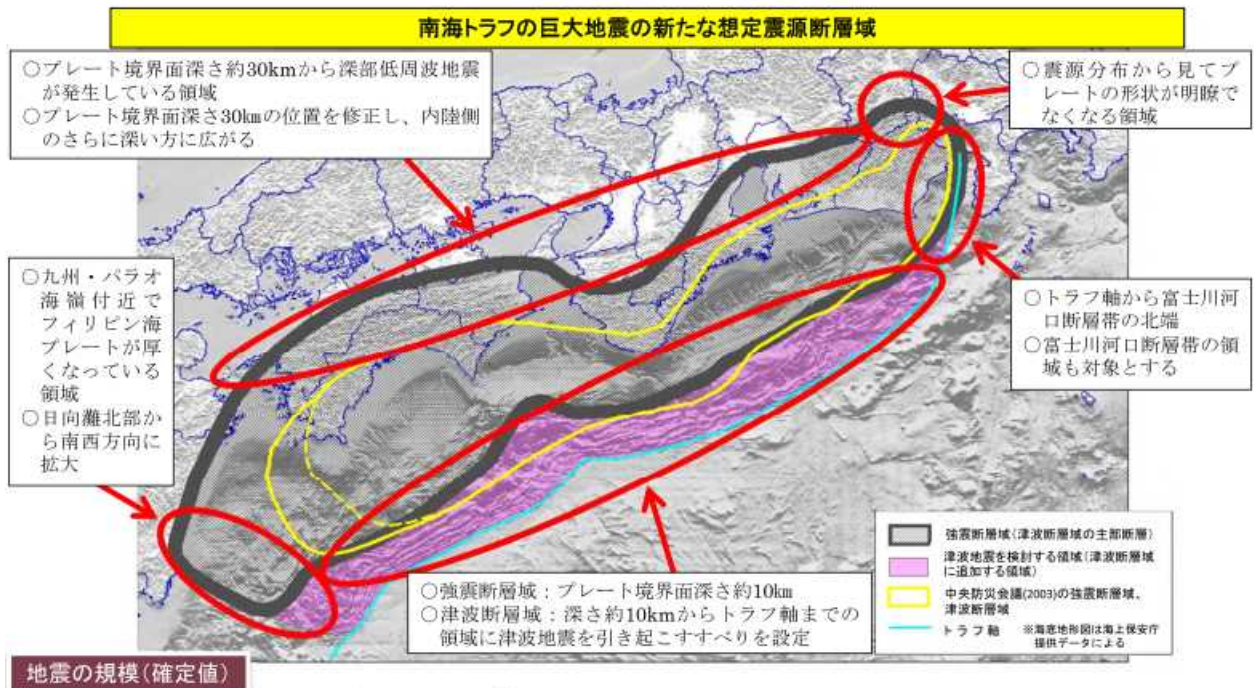
※東南海・南海地震の被害想定については、今回の南海トラフ地震の被害想定との比較のために掲載するもの

2. 南海トラフ地震の被害想定

南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（大阪府防災会議）は、想定外といわれる東北地方太平洋沖地震の発生に鑑み、地震・津波の想定はあらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定した。

(1) 想定震源断層域

想定震源断層域は、国の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表のもの。



地震の規模(確定値)

	南海トラフの巨大地震(強震断層域)	南海トラフの巨大地震(津波断層域)	参考			
			2011年東北地方太平洋沖地震	2004年スマトラ島沖地震	2010年チリ中部地震	中央防災会議(2003)強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメント ※ マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1(Ammon et al., 2005) [9.0(理科年表)]	8.7(Pulido et al., in press) [8.8(理科年表)]	8.7

※：モーメントマグニチュード(Mw)は岩盤のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとに計算により得られる値のことであり、マグニチュード(M)は地震計で観測される波の振幅から計算により得られる値。

(2) 最大震度

市区町村	最大震度
大東市	6弱

(3) 津波

本市は津波被害を受けない。

(4) 建物被害

大東市	項目		条件・定義	全壊 (棟)	半壊 (棟)
	総数				1,762
	液状化			747	2,278
	揺れ			405	3,414
	津波			0	0
	地震火災	冬・18時・1%超過風速		607	—
	急傾斜地			3	3
参考	建物総数			42,809	

(5) 人的被害

大東市	項目		条件・定義	死者 (人)	負傷者 (人)	
	総数				21	483
揺れ [建物倒壊]			冬・18時	19	429	
	(内、屋内収容物移動・転倒・屋内落下物)			(2)	(130)	
津波	早期避難率低 (内、堤防沈下等)			冬・18時	0	0
					(0)	(0)
					(0)	(0)
		避難迅速化		冬・18時	0	0
		(内、堤防沈下等) (内、津波)			(0)	(0)
	地震火災		冬・18時・1%超過風速	2	32	
	急傾斜地		冬・18時	0	0	
	ブロック塀、自動販売機等の転倒、屋外落下物		冬・18時	0	22	
参考	夜間人口 (平成22年国勢調査)			127,534		
	昼間人口 (平成22年国勢調査)			128,974		

(6) ライフライン被害

上水道

大東市	給水人口 (人)	断水率 (%)					
		被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後	約40日後
	126,515	100.0%	49.0%	46.6%	44.0%	14.9%	1.1%

下水道

大東市	処理人口 (人)	機能支障率 (%)				
		被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後
	119,027	2.4%	2.4%	2.0%	1.6%	0.0%

電力

大東市	契約軒数	停電率 (%)					早期受電困難 (%)
		被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後	
	57,355	49.0%	3.9%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%

通信（固定電話）

大東市	加入契約者数	復旧対象契約数※	不通契約数（％）				
			被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後
	27,000	27,000	100.0%	7.4%	3.7%	3.7%	0.0%

通信（携帯電話）

大東市	携帯電話 基地局数	通信状況等									
		被災直後		1日後		4日後		7日後		1ヵ月後	
		停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク
	219	94.7	A	3.8	—	0.9	—	0.0	—	0.0	—

※：不通ランク：Aは非常につながりにくい、—はわずかにつながりにくい状態を示す

(7) 交通施設被害

道路

大東市	道路総延長（km）	被害箇所数
	355	26

道路閉塞率

大東市	道路幅員別延長（km）				道路幅員別閉塞率（％）			道路リンク 閉塞率 （％）
	5.5m以上 13.0m未満	3.0m以上 5.5m未満	3.0m未満	13.0m未満 道路延長合計	5.5m以上 13.0m未満	3.0m以上 5.5m未満	3.0m未満	
	55.3	281.1	0.2	336.6	1.8%	5.6%	12.0%	5.0%

(8) 生活への影響

避難者数

大東市	1日後			1週間後			1ヵ月後			約40日後		
	避難者数			避難者数			避難者数			避難者数		
	(人)	避難所	避難所外	(人)	避難所	避難所外	(人)	避難所	避難所外	(人)	避難所	避難所外
	7,274	4,365	2,910	20,403	10,201	10,201	23,276	6,983	16,293	7,274	2,182	5,092

帰宅困難者数

大東市	帰宅困難者数 （人）
	15,480

物資

大東市	飲料水 (ℓ)			食糧 (食)			毛布 (枚)				
	備蓄量	必要量		不足量 (7日間)	備蓄量	必要量		不足量 (7日間)	備蓄量	必要量	不足量 (7日間)
		1日～3日間	4日～7日間			1日～3日間	4日～7日間				
	225,201	931,961	698,033	1,404,793	29,979	78,562	293,801	342,385	7,840	14,549	6,709

医療機能

冬 18 時

大東市	転院患者数 (人)	医療対応不足数 (人)
	29	0

(9) 災害廃棄物

災害廃棄物等

冬 18 時

大東市	災害廃棄物発生量 (万 t)					
	計	揺れ	液状化	津波	急傾斜	火災
	18.1	4.2	7.7	0.0	0.0	6.2

(10) その他

エレベータ内閉じ込め

大東市	エレベータ設置台数	エレベータ停止台数
	565	148

出典：(1)～(3) 第3回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料
 (4)～(5) 第4回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料
 (6)～(10) 第5回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料

3. 大阪府の地震被害想定結果への対応

(1) 想定地震

地域防災計画の前提となる震災規模の想定として、大東市にもっとも大きな被害をもたらす可能性が高い生駒断層帯系と南海トラフによる地震を採用した。

- ・内陸活断層による地震 ①生駒断層系
- ・海溝型地震 ②南海トラフ

(2) 想定地震発生時の条件

- ・想定時期：冬季の夕刻（18時）を設定
- ・風向：北（12月～2月の17時～19時における卓越風向）
- ・風速：2.6m/s（12月～2月の17時～19時における平均風速）

(3) 想定結果

想定地震	①生駒断層帯地震	②東南海・南海地震
地震の規模	マグニチュード(M) 7.1	マグニチュード(M) 8.4
	計測震度 5弱～6強	計測震度 4～6弱
建物全半壊棟数	全壊 5,200棟 半壊 6,177棟 計 11,377棟	全壊 1,787棟 半壊 3,277棟 計 5,064棟
炎上出火件数※1	16件	6件
死傷者数	死者 734人 負傷者※3 1,313人	死者 223人 負傷者※3 420人
り災者数	53,494人	18,692人
避難所生活者数	15,200人	4,289人
ライフライン	上水道被害	697箇所
	下水道被害	140箇所
	電話柱被害	124本

※1 炎上出火件数は地震後1時間の件数

※2 市地震被害想定調査に用いた人口は、129,055人（平成8年9月現在）

※3 負傷者には重傷者も含む。

第4節 南海トラフ地震(海溝型地震)

今世紀前半にも発生が懸念されている東南海・南海地震については、国による「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が平成14年7月26日に公布され、平成15年7月25日に施行された。

本市は、市域において震度6弱と想定される地域があるという理由により、平成15年12月の中央防災会議において、「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定された。

平成25年12月27日に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成25年法律第87号)が施行され、法律の対象地震が東南海・南海地震から南海トラフ地震に拡大されるとともに、法律の題名も「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」へと改められた。

第5節 風水害の想定

風水害の原因となるものは、集中豪雨等の大雨、台風等が考えられ、想定される主な災害は次のとおりである。

1. 集中豪雨等の大雨による災害

(1) 河川の氾濫による浸水、低地の排水不良による浸水

ア 淀川

淀川は、国により洪水予報河川に指定されており、洪水のおそれがあるときには淀川洪水予報が出される。また、水防法の規定による浸水想定区域図が公表されており、これに基づいて市は洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

○淀川水系浸水想定区域図(淀川の外水氾濫による浸水)

項目	内容	
作成主体	国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所	
指定年月日	平成29年6月14日(淀川・宇治川・桂川)	
算出の前提となる降雨	計画規模	枚方地点上流域の24時間総雨量261mm(宇治川を除く区間) 宇治地点上流域の9時間総雨量165mm(宇治川)
	想定最大規模	枚方地点上流域の24時間総雨量360mm(宇治川を除く区間) 宇治地点上流域の9時間総雨量356mm(宇治川)

イ 寝屋川、恩智川

寝屋川、恩智川は、府により洪水予報河川に指定されており、洪水のおそれがあるときには寝屋川流域洪水予報が出される。また、水防法の規定による浸水想定区域図が公表されており、これに基づいて市は洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

○淀川水系寝屋川流域（寝屋川・第二寝屋川・恩智川・平野川・平野川分水路・古川・楠根川・城北川）洪水浸水想定区域図

項目	内容	
作成主体	大阪府寝屋川推計改修工営所	
指定年月日	平成31年3月20日	
算出の前提となる降雨	計画規模	京橋地点上流域24時間総雨量311.2mm、1時間最大雨量62.9mm
	想定最大規模	京橋地点上流域24時間総雨量683mm、1時間最大雨量138.1mm

ウ その他の河川等

市域の全河川等について災害が想定されるが、府管理の河川については、府により洪水リスク表示図が作成・公表されている。また、府により、公共上および影響の程度を考慮して水防区域が定められている。（府管理河川：寝屋川、恩智川、鍋田川、谷田川、権現川）

※浸水想定区域図と洪水リスク表示図の相違点

例えば「寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川浸水想定区域図」は、戦後最大実績降雨を想定して、現状での浸水域、浸水深を表示している。

一方、「洪水リスク表示図」は様々な降雨（10年、30年、100年、200年及び1000年に一度の規模の降雨）を想定し、現状及び治水対策実施後における浸水域、浸水深を表示している。

オ 低地の排水不良による浸水（内水はん濫）

近年、頻発する1時間降水量が100mmを超えるような短時間の局地的大雨や集中豪雨では、下水道の排水能力（1時間降水量50mm程度）を上回るため、水路が溢れるなどの排水不良により家屋が浸水する。（平成24年8月14日の前線による大雨では、本市だけでなく寝屋川市、枚方市、交野市、四條畷市等の近畿中部で同時に1時間100mmを超える降雨があり、多くの家屋の浸水が生じた。）

(2) ため池の破堤等

ため池については、府により、公共上および影響の程度を考慮して水防ため池が定められている。

(3) 土砂災害

大雨による土石流、がけ崩れによる土砂被害が想定される。

大阪府都市整備部が所管する、土砂災害の発生源である土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所）※1等を参考に、土砂災害が発生した場合に土砂被害を受ける範囲を想定した土砂災害（特別）警戒区域※2が府により指定されている。

また、大阪府環境農林水産部が所管する、土砂災害の発生源である山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区）※3についても土砂被害を受ける範囲を把握し、上記の土砂災害（特別）警戒区域と同様の対応※4を講じる必要がある。

種別	所管	土砂災害の発生源 (土砂災害危険箇所 ・山地災害危険地区)	災害の通称	土砂被害の範囲の想定
土砂災害 危険箇所	大阪府 都市整備部	土石流危険溪流	土石流	土砂災害(特別)警戒区域(府指定)※2
		急傾斜地崩壊危険箇所	がけ崩れ	土砂災害(特別)警戒区域(府指定)※2
		地すべり危険箇所	地すべり	本市に地すべり危険箇所はない
山地災害 危険地区	大阪府 環境農林 水産部	崩壊土砂流出危険地区	土石流	崩壊土砂流出危険地区の資料より把握
		山腹崩壊危険地区	がけ崩れ	山腹崩壊危険地区の資料より把握
		地すべり危険地区	地すべり	本市に地すべり危険地区はない

※1・※3：土砂災害危険箇所、山地災害危険地区は「災害予防対策第1章第4節」参照

※2：土砂災害（特別）警戒区域

府は、土砂災害危険箇所を参考に、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市町村長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条・8条）を行う。

※4：土砂災害（特別）警戒区域における対応は「災害予防対策第1章第4節」参照

2. 台風による災害

(1) 強風による家屋の倒壊

平成30年9月の台風21号は、最大種瞬間風速が40m/sを超え、瓦が飛んだり、屋根がめくれるなど、被害が多発した。

また、台風21号の教訓を踏えると、住民の避難は風が強くなる前に行い、平均風速が15m/sを超えると瓦及び看板等の飛来物が発生することにより、屋外にいる人員が負傷することが多くなることから屋内で風が収まるまで、待機することが望ましい。

また、台風通過後は、早期に屋根等の損傷により、一時的にブルーシート等による雨漏りの防止処置、また、円滑な罹災証明等の発行業務の準備を行う。

(2) 河川の氾濫、浸水、低地の排水不良による浸水

上記「1. 集中豪雨等の大雨による災害」に準じる。

(3) ため池の破堤

上記「1. 集中豪雨等の大雨による災害」に準じる。

(4) 土砂災害

上記「1. 集中豪雨等の大雨による災害」に準じる。

第6節 人為的な原因による災害

風水害等の自然災害の他、大規模火災、危険物等事故（石油類、火薬高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等）、突発性重大事故（航空機事故、列車事故、自動車事故等）発生の可能性は皆無ではない。こうした災害をも想定し、的確に対応する計画として策定する。

大東市防災会議条例

	昭和39年7月17日	条例第21号
改正	昭和41年12月20日	条例第41号
	昭和45年12月22日	条例第38号
	昭和53年6月23日	条例第14号
	昭和55年9月30日	条例第23号
	平成6年12月26日	条例第21号
	平成12年3月17日	条例第8号
	平成20年2月25日	条例第1号
	平成24年12月25日	条例第32号
	平成25年12月24日	条例第41号
	平成26年4月1日	条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、大東市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大東市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長が事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は30名以内とし次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部門の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 市の区域を管轄する消防本部の長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方行政機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が防災に関し必要と認める者
- 6 第5項第1号、第2号、第3号、第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、危機管理室において行う。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が、防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和41年条例第41号)抄

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和41年12月1日から適用する。

付 則(昭和45年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年10月1日から適用する。

付 則(昭和53年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和55年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成6年条例第21号)抄

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成12年条例第8号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成20年条例第1号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成24年条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間に第1条の規定による改正後の大東市防災会議条例第3条第5項第8号の規定により任命される委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

付 則(平成25年条例第41号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成26年条例第29号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

資料3 大東市防災会議構成委員名簿

大東市防災会議構成委員名簿

会 長 大 東 市 長

大東市防災会議条例

1. 第3条第5項第1号委員
近畿農政局大阪地域センター総括管理官
2. 第3条第5項第2号委員
大阪府四條畷保健所長
大阪府枚方土木事務所長
3. 第3条第5項第3号委員
大阪府四條畷警察署長
4. 第3条第5項第4号委員
大東市副市長
大東市理事及び各部長
5. 第3条第5項第5号委員
大東市教育長
6. 第3条第5項第6号委員
大東四條畷消防本部消防長
大東市消防団長
7. 第3条第5項第7号委員
郵便事業（株）大東郵便局長
西日本旅客鉄道(株)四條畷駅長
西日本旅客鉄道(株)住道駅長
西日本電信電話（株）大阪東支店設備部長
関西電力(株)守口配電営業所長
大阪ガス(株)北東部導管部 導管計画マネージャー
8. 第3条第5項第9号委員
大東・四條畷医師会 会長
大東市身体障害者連絡協議会 会長
大東市女性消火クラブ連絡協議会 会長

大東市災害対策本部条例

昭和39年7月17日

条例第22号

改正 平成8年3月18日 条例第5号

平成24年12月25日 条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、大東市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年条例第32号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

関係機関の通信窓口

(令和3年3月31日現在)

●大東市

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 窓 口		大東市IP 無線番号
			昼 間	夜 間	
大東市役所 (災害対策本部)	—	大東市谷川1丁目1-1 大東市新町13-35	072-872-2181 072-875-0211	072-872-2181	001
北部 地区対策部	北条人権文化センター	大東市北条3丁目10-5	072-877-6066	072-877-6066	305
東部 地区対策部	野崎人権文化センター	大東市野崎1丁目24-1	072-879-1551	072-879-1551	306
南部 地区対策部	総合福祉センター	大東市新町13-13	072-872-2222	072-872-2222	307
西部 地区対策部	諸福老人福祉センター	大東市新田本町12-12	072-871-2771	072-871-3450	308
水道対策部	総務課	大東市灰塚4丁目1-1	072-871-1191	072-871-1191	301
保健医療 福祉センター	地域保健課	大東市幸町8-1	072-874-9500	072-874-9500	322

(注) 大東市関係のうち、各地区対策部は、災害の種類、規模、被災状況等により適宜統廃合する。

●大阪府

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 窓 口		府防災行政 無線番号
			昼 間	夜 間	
政策企画部	危機管理室	大阪市中央区大手前 3 丁目 1-43	(直) 06-6944-6022 (代) 06-6941-0351	06-6944-6022	220-8920
都市整備部	都市整備総務課	大阪市中央区大手前 2 丁目	(直) 06-6944-6769 (代) 06-6941-0351	06-6944-6769	200-2905
北河内 府税事務所	総務課	枚方市大垣内町 2 丁目 15-1	072-844-1331	072-844-1331	306-512
枚方土木事務所	地域支援企画課 地域支援・防災 グループ	枚方市大垣内町 2 丁目 15-1	072-844-1331	072-844-1331	306-254
寝屋川水系 改修工営所	工務課 企画防災グループ	大阪市城東区東中浜 4 丁目 6-35	06-6962-7664	06-6962-7664	321-32
寝屋川水系改修 工営所東部工区	—	大東市灰塚 1 丁目 2-3	072-873-2885	072-873-2885	357-0
東部流域 下水道事務所	総務企画課 企画グループ	東大阪市西堤本通西 2 丁目 1-12	06-6784-3721	06-6784-3721	336-0
中部農と緑の 総合事務所	総務課長	八尾市荘内町 2 丁目 1-36 中河内府民センタービル内	072-994-1515	072-994-1515	305-302
東部水道事務所	企画業務課長	東大阪市下小阪 4 丁目 1-27	06-6725-0081	06-6725-0081	260-210

●大阪府警察

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 窓 口		府防災行政 無線番号
			昼 間	夜 間	
警察本部	警備課	大阪市中央区大手前 3 丁目 1-11	(代) 06-6943-1234	06-6943-1234	830-8987
四條畷警察署	警備課	大東市深野 3 丁目 28-1	(代) 072-875-1234	072-875-1234	市 IP 310

●指定行政機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 窓 口		府防災行政 無線番号
			昼 間	夜 間	
消防庁	応急対策室	東京都千代田区霞ヶ関 2 丁目 1-2	(直) 03-5253-7527	03-5253-7777	—

●指定地方行政機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 窓 口		府防災行政 無線番号
			昼 間	夜 間	
近畿農政局 大阪府拠点	地方参事官室	大阪市中央区大手前 1 丁目 5-44 (合同庁舎 1 号館)	(代) 06-6943-9691 (直) 06-6941-9062	—	804-8900
大阪管区气象台	気象防災部 予報課	大阪市中央区大手前 4 丁目 1-76 (合同庁舎 4 号館)	(直) 06-6949-6303	06-6949-6303	816-8930
近畿地方整備局	災害対策室	大阪市中央区大手前 1 丁目 5-44 (合同庁舎 1 号館)	(代) 06-6942-1141 (直) 06-4790-7520	(直) 06-4790-7520	820-8930

●陸上自衛隊

連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 窓 口		府防災行政 無線番号
		昼 間	夜 間	
第 3 師団	兵庫県伊丹市広畑 1-1	072-81-0021 (内線) 3737・3735	072-81-0021 (当直) 3301	823-8900
第 36 普通科連隊	兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7 丁目 1-1	072-81-0001	072-81-0001	—

●指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 窓 口		府防災行政 無線番号
			昼 間	夜 間	
日本郵便 株式会社	大東支店	大東市曙町 3-20	072-872-2111	—	—
西日本旅客鉄道 (株)大阪支社	(昼) 施設課 (夜) 施設指令	大阪市阿倍野区松崎町 1-2-12 大阪市淀川区西中島 7-16-116	(代) 06-6627-8248 (直) 06-6376-6190	06-6376-6190	—
西日本旅客鉄道 (株)天王寺保線区	区長	大阪市天王寺区南堀川町 7 丁目 62 番地	06-6772-5691	06-6772-5691	—
西日本旅客鉄道 (株)住道駅	駅長	大東市住道 2 丁目 3-1	072-872-0133	—	市 IP 312
西日本旅客鉄道 (株)四条畷駅	駅長	大東市学園町 1-50	072-876-1570	—	—
西日本電信電話 (株)大阪東支店	設備部 災害対策室	大阪市城東区中央 3-6-22 NTT 大阪城東ビル	06-6766-5820	—	—
日本赤十字社 大阪府支部	事業課	大阪市中央区大手前 2 丁目 1-7	(代) 06-6943-0705	06-6943-0705	—
日本放送協会 大阪放送局	報道部	大阪市中央区大手前 4 丁目 1-20	(代) 06-6941-0431 (直) 06-6937-3106	06-6937-3106	—

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 窓 口		府防災行政 無線番号
			昼 間	夜 間	
大阪ガス(株) 導管事業部北東 部導管部	総務企画チーム	東大阪市稲葉 2 丁目 3-17	0729-66-5314	0729-66-5356	市 IP 314
日本通運(株) 大阪東支店	支店長	守口市八雲中町 2-10-3	06-6906-0281		—
関西電力(株) 守口配電営業所	所長室	守口市八雲東町 1-9-15	06-6906-3001		—
近畿日本鉄道(株) 稲田営業所	所長	東大阪市稲田三島町 1-12	06-6746-2565	—	—
京阪バス(株) 門真営業所	所長	門真市千石東町 17-20	072-887-2121	—	—
淀川左岸 水防事務組合	総務課	枚方市三矢町 6-11	072-841-2310		851-0
東部水道事務所	企画業務課長	東大阪市下小阪 4 丁目 1-27	06-6725-0081	06-6725-0081	260-210

●公共的団体その他の機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 窓 口		府防災行政 無線番号
			昼 間	夜 間	
一般社団法人 大東・四條畷医師会	事務局	大東市北条 1 丁目 1-28	072-876-3381	—	市 IP 302
一般社団法人 大東・四條畷歯科医師会	事務局	大東市幸町 8-1	072-812-2553	—	—
北河内薬剤師会	事務局	四條畷市中野 3-5-28	072-877-8203	—	—

●隣接市

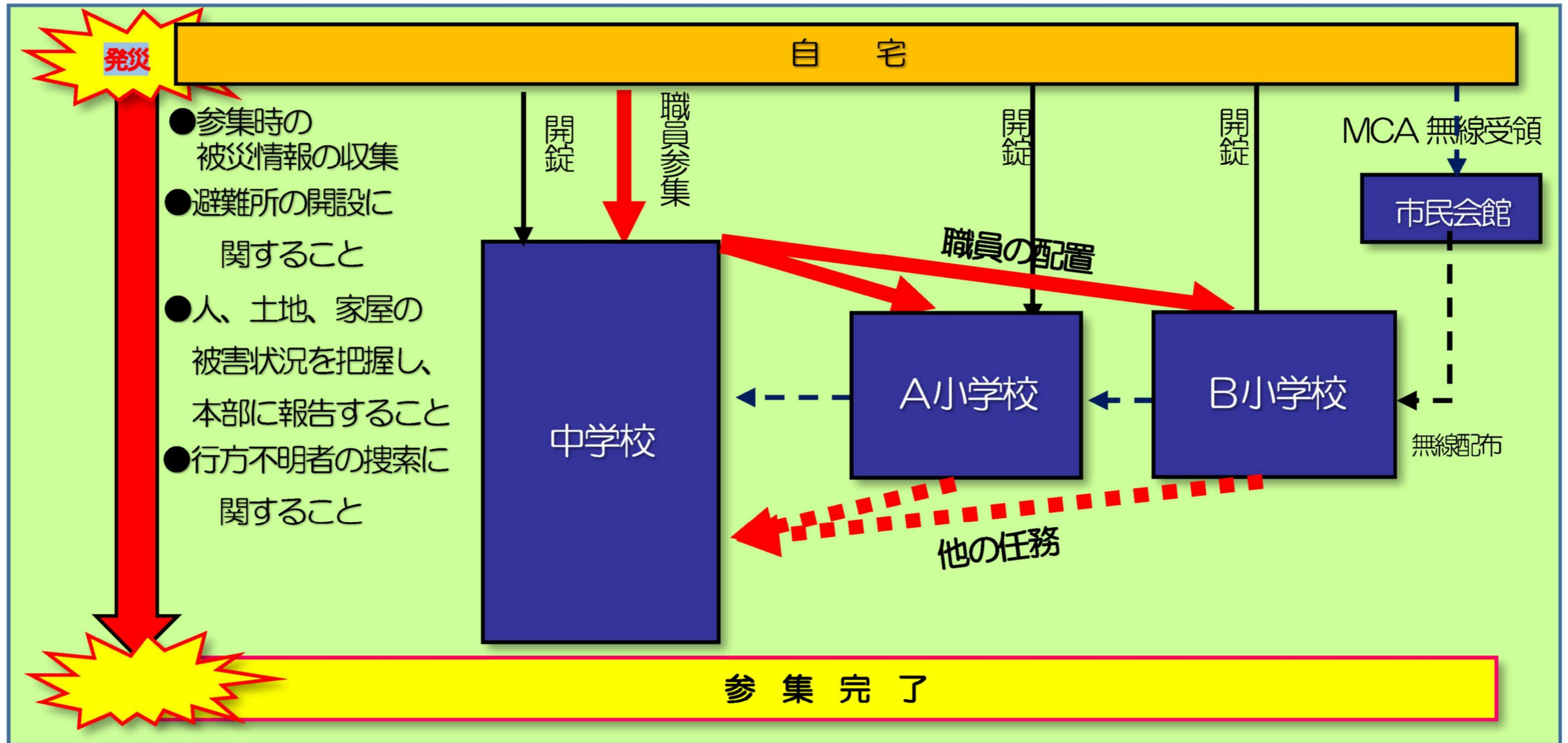
機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 窓 口		府防災行政 無線番号
			昼 間	夜 間	
大阪市	危機管理室	大阪市北区中之島 1 丁目 3-20	(直) 06-6208-7388	080-5701-1996	500-2900
東大阪市	危機管理室	東大阪市荒本北 1-1-1	(直) 072-479-3601	06-4309-3330	527-8900
門真市	総務部 危機管理室	門真市中町 1-1	(直) 06-6902-5812	06-6902-1231	523-2152
寝屋川市	人ふれあい部 危機管理室	寝屋川市本町 1-1	(直) 072-822-2439	072-824-1181	515-8900
四條畷市	危機管理課	四條畷市中野本町 1-1	(代) 072-877-2121	072-877-2121	529-8900

●消防本部

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 窓 口		府防災行政 無線番号
			昼 間	夜 間	
大東四條畷消防組合 大東消防署	通信指令室	大東市新町 13-35	072-875-0119	072-875-0119	市 IP 300
大阪市消防局	司令課 指令情報センター	大阪市西区九条南 1-12-54	06-4393-4988	—	450-8900
東大阪市消防局	通信指令室	東大阪市稲葉 1-1-9	072-966-9665	—	427-8900
守口市門真市 消防組合消防本部	司令課	門真市殿島町 7-1	06-6906-1122	—	445-8900
枚方寝屋川 消防組合消防本部	消防指令センター	枚方市新町 1-7-11	072-852-9903	—	446-8900
大東四條畷消防組合 四條畷消防署	—	四條畷市大字中野 1-1-26	072-877-0119	072-877-0119	—

災害対策本部会議予定表(初動時)(基準)

経過時間	発災	～ +1h	+1h30S	+2h	+2h30S	+3h	～	+5h				
考えられる被災の状況		・建物倒壊 ・道路寸断 ・ライフライン断	・土砂崩れ ・交通機関の事故 ・火災発生	・救助活動開始 ・道路大渋滞	・けが人、行方不明者増加 ・孤立化地域の発生	・避難者増加 ・帰宅困難者の発生		・延焼拡大				
政府の予想状況		・緊参チーム招集 ・自衛隊航空偵察開始	・非常対策本部設置	・#1非常対策本部会議の実施	・緊急消防援助隊に派遣 ・DMAT派遣			・政府調査団の派遣				
大阪府の予想行動		・情報収集活動開始 ・被害状況の把握	・#1大阪府災害対策本部会議 ・自衛隊、緊急消防援助隊の派遣要請	・知事記者会見	・緊急物資(毛布)の配布 ・災害救助法の適用							
大東市の予想行動	地震発生	職員の参集及び被災情報の収集【対策本部立ち上げ】	担当者調整	#1災害対策本部会議	【情報班】被災(人・建物・ライフライン)・気象情報の収集及び地図・チャートに転記		記者会見	#2災害対策本部会議	#3災害対策本部会議			
				統括部	【統括班】各対策部(避難所含む。)への指示・関係機関との調整等の当面の災害対応	【統括班】避難勧告等の発令						
				統括部	【統括班】クロノロジー及び業務日誌の作成	【統括班】市民広報(HP、防災行政無線等)及びマスコミ対応		【総務班】職員安否及び市の施設の把握	【総務班】自衛隊等の派遣要請受領業務			
				統括部	○現状報告 ・被災状況 ・避難者状況 ・各関係機関の状況	【環境班】トイレの手配・避難所等のゴミの処置		【総務班】災害救助法の申請	【環境班】遺体安置の処置			
				統括部	○当面の災害対応方向性	【応急対策班】道路・公園・市営住宅等の被災状況の把握及び地図表示		【応急対策班】交通規制の把握・土砂災害等地区的パトロール等	【資材調達班】復旧資機材等の調達	【資材調達班】緊急物資の調整		
				統括部	○災害対応の状況	【福祉対策班】要配慮者の安否確認・支援等(避難行動要支援者名簿の活用)		【福祉対策班】福祉避難所開設準備及び避難者支援				
				統括部	○当面の災害対応方針の決定	【医療救護班】負傷者等の治療に関する業務及び医療等の関係機関の連絡調整		【医療・救護班】DMATの運用				
				統括部	○方針に基づく各対策部毎の活動要領	【教育管理対策班】施設の被災状況の把握		【教育管理対策班】職員・生徒の安否確認				
				統括部	○当面の災害対応予定	【給水対策班】給水車の運用						
				統括部	○被災状況(分析含む) (人、建物、ライフライン等) ・避難者の状況 ・各関係機関の状況	【水道・下水対策班】水道・下水道の被災状況の把握						
統括部	○被災状況(分析含む) (人、建物、ライフライン等) ・避難者の状況 ・各関係機関の状況											
統括部	○災害対応の状況											
統括部	○災害対応方針の決定											
統括部	○方針に基づく各対策部毎の活動要領											
統括部	○当面の災害対応予定											
統括部	○認識の統一 ・被災状況(分析含む) (人、建物、ライフライン等) ・避難者の状況 ・各関係機関の状況											
統括部	○災害対応の状況											
統括部	○災害対応方針の決定											
統括部	○方針に基づく各対策部毎の活動要領											
統括部	○当面の災害対応予定											
統括部	○認識の統一 ・被災状況(分析含む) (人、建物、ライフライン等) ・避難者の状況 ・各関係機関の状況											
統括部	○災害対応の状況											
統括部	○災害対応方針の決定											
統括部	○方針に基づく各対策部毎の活動要領											
統括部	○当面の災害対応予定											
統括部	○認識の統一 ・被災状況(分析含む) (人、建物、ライフライン等) ・避難者の状況 ・各関係機関の状況											
統括部	○災害対応の状況											
統括部	○災害対応方針の決定											
統括部	○方針に基づく各対策部毎の活動要領											
統括部	○当面の災害対応予定											



	準備段階		初動段階 (発災当日中)		応急段階		復旧段階	
	内は住民等の意識啓発				1～3日後	3日～1週間後	1週間～1か月後(又は数か月後)	
1. 災害対策本部の組織・運営	・庁舎の耐震化、代替施設の確保 ・災害対策本部設置・運営訓練		・災害対策本部設置 (代替庁舎確保) ・本部会議の公開 ・記者会見の実施		・国・県・市町村等の合同による会議		・行政職員のこころのケア	
2. 通信の確保	・衛星携帯電話の確保、住民と連携した使用訓練 ・代替通信手段の検討		・情報通信の疎通状況確認		・孤立集落等への通信手段の確保			
3. 被害情報の収集	・情報収集項目の事前整理 ・情報収集(トリアージ)体制の整備		・被害状況に関する情報収集 ・情報処理(トリアージ)		・企業等の被害情報収集			
4. 災害情報の伝達	・防災行政無線のデジタル化		・地震(余震)情報、津波情報、避難勧告・指示等に関する情報提供					
5. 応援の受入れ	・応援職員の担当業務の整理 ・応援協定の締結及び訓練 ・ヘリコプター離着陸場確保		・連絡窓口、受入れ体制確保(駐車場、燃料、災对本部内の事務スペース等) ・応援要請		・都道府県及び周辺市町村の応援受入れ			
6. 広報活動	・特別な配慮が必要な方への多様な情報伝達手段を確保		・住民への広報(被害情報、避難所、物資、ライフライン等)		・応急危険度判定の周知		・被害認定調査、罹災証明の発行に関する広報 ・イベント、キャンペーン等の周知	
7. 救助・救急活動	・医師、保健師等の連携体制確保		・死傷者の捜索、救出救助 ・救護所の設置 ・医療チーム派遣要請		・遺体の安置、火葬			
8. 避難所等、被災者の生活対策	・避難所施設の耐震化 ・住民と連携した避難所運営訓練		・避難所安全確認、避難者受入れ ・衛生環境の確保、エコノミークラス症候群の防止		・避難所の環境整備(配慮の必要な人や女性の視点を考慮)		・ニーズ調査 ・避難所の統廃合、閉鎖	
9. 特別な配慮が必要な人への対策	・特別な配慮が必要な人への理解 ・配慮が必要な人の把握、支援体制検討		・福祉避難所やホテル・旅館および専門的なスタッフ等の確保 ・安否確認、必要な支援の確認・提供		・チェックリスト等を用いた生活不活発発病の防止 ・多様な情報提供手段による広報 ・被災者のこころのケア		・災害関連死の防止	
10. 物資等の輸送、供給対策	・物流業者等との協定 ・地域完結型の備蓄		・物資支援要請 ・物資拠点確保 ・個人からの物資受入れ方針を広報		・給水の実施 ・物資拠点の要員確保			
11. ボランティアとの協働活動	・社会全体でのボランティア活動への理解 ・社協職員等への研修 ・NPO団体等との事前検討		・ボランティア受入れ体制の確保、周知 ・社協職員や専門家等の派遣要請		・移動手段や宿泊場所等の準備 ・被災者ニーズ把握 ・地域コミュニティによる支援体制の確保支援			
12. 公共インフラ被害の応急処置等	(ハザードマップにより、事前に土砂災害発生の危険性を周知し、訓練等を実施) ・耐震化の着実な実施 ・道路啓開等の体制の検討・確保		・避難勧告等の準備 ・専門家と連携し、インフラ被害、土砂災害発生箇所等の点検		・道路啓開 ・立入禁止措置や避難の実施		・土砂災害発生箇所監視 ・管理者が避難した地区の家畜や冷凍冷蔵品の移動等	
13. 建物、宅地等の応急危険度判定			・応急危険度判定士の応援要請		・応急危険度判定の実施			
14. 被害認定調査、罹災証明の発行	(応急危険度判定、罹災証明の意味について一般への理解促進)		・被害認定調査の応援要請		・被害認定調査の実施、罹災証明の発行手続き			
15. 仮設住宅	・仮設住宅の建設候補地、空き家情報の事前把握 ・地域で配慮が必要な人に適した仕様の検討		・仮設住宅必要戸数の算出		・仮設住宅建設地の決定 ・空き家情報の広報		・配慮が必要な人の配慮内容、人数の確認 ・「みなし仮設」受け付け	
16. 生活再建支援	・被災者支援台帳等のフォーマット等について事前検討		・義援金受け付け		・住民向け相談窓口の設置(多様な専門家と連携) ・生活資金の貸付 ・義援金(一次)配分方法の検討		・被災者生活再建支援金の周知、受付 ・被災企業等の事業再開相談等	
17. 廃棄物処理	・仮置き場等の候補地選定 ・廃棄物発生量の事前検討		・災害廃棄物処理計画の策定		・がれき仮置き場の確保		・他の市町村や民間業者等の協力による災害廃棄物の処理	

※対応の終了時期は、災害の規模や個々の地方都市によって異なる

出典：「地方都市等における地震対応のガイドライン」(平成25年8月、内閣府)

資料 9 報告の区分及び様式

報告の区分及び様式

報告の区分		報告の時期	留意事項	報告の様式
参集報告	参集状況	活動終了時に報告、長期の場合は毎日報告	○参集時間から終了時間までの時間報告	
速報	被害状況	覚知後、直ちに記録以後詳細が判明の都度記録 応急措置実施後直ちに報告 以後実施の都度報告	○人的被害、住家被害及び幹線道路損壊を重点に ○現況を把握できた範囲で ○迅速性を第一に ○部分情報、未確認情報も可 ただし、その旨及び情報源を明記 ○災害応急対策、措置状況 (避難、食料、飲料水、生活必需品等の供給、医療・保健衛生等) ○対策要員の人身に係る事故 ○その他必要と認める事項	
	要請情報	必要と認める都度、即時	○対策要員の補充・応援の要請 ○応急対策用資機材・車両等の調達の要請 (軽微なものを除く) ○広報活動実施の要請 ○自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援 派遣要請 ○その他必要と認める事項	
定期報告	被害情報	被害状況が確定するまでの間、毎日 10 時までに取りまとめて報告	○発生後緊急に報告した情報をまとめ、確認された事項を報告 ○全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生した場合にはその集計及び氏名、年令、住所等ができるかぎり速やかに調査し報告	
避難状況報告	避難情報	避難所開設時から毎日 10 時までに取りまとめて報告	○避難者数の報告 ○食料必要食数の報告 ○行方不明者の確認、報告 ○その他避難所運営に係ること	様式 12 様式 13

地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。 大東市の地域名は「大阪府北部」
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

注 1 大阪管区気象台は、応急活動を支援するため、地震活動の状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

気象庁震度階級関連解説表

平成 21 年 3 月 31 日

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、地震計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測されて場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）		鉄筋コンクリート造建物	
					耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
0.5	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—	—	—	—	—
	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—	—	—	—	—
1.5	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—	—	—	—	—
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。	—	—	—	—
3.5	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。	—	—	—	—
4.5	5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	—
5.0	5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
5.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6.0	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
6.5	7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(注4) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注5) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

計測震度	震度階級	地盤・斜面等		ライフライン・インフラ等	大規模建造物への影響
		地盤の状況	斜面等の状況		
0.5 1.5 2.5	0	—	—	—	
	1	—	—	—	
	2	—	—	—	
	3	—	—	—	
3.5 4.5	4	—	—	<p>●鉄道の停止、高速道路の規制等 震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)</p>	<p>●長周期地震動^{※5}による超高層ビルの揺れ 超高層ビルは固有周期が長い場合、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。</p> <p>●石油タンクのスロッシング 長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。</p> <p>●大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落 体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。</p>
5.0	5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。	<p>●ガス供給の停止 安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる^{※4}ことがある。</p> <p>●断水、停電の発生 震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある^{※4}。</p> <p>●エレベーターの停止 地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。</p>	
				—	
5.5	6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。	<p>●電話等通信の障害 地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等が繋がりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。</p>	
6.0	6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。	—	
6.5				7	

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

※4 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

※5 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

警報・注意報発表基準一覧表

令和3年6月8日現在
発表官署 大阪管区气象台

警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20		
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	136		
	洪水		流域雨量指数基準	鍋田川流域=8.2, 権現川流域=6.9		
			複合基準*1	権現川流域= (11, 5.2), 寝屋川流域= (11, 17.6)		
			指定河川洪水予報による基準	淀川水系寝屋川流域 [寝屋川治水緑地 (寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地 (恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]		
	暴風		平均風速	20m/s		
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う		
	大雪		降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 10cm	
				山地	12 時間降雪の深さ 20cm	
	波浪		有義波高			
高潮		潮位				
注意報	大雨		表面雨量指数基準	14		
			土壌雨量指数基準	91		
	洪水		流域雨量指数基準	鍋田川流域=6.5, 権現川流域=5.5		
			複合基準*1	鍋田川流域= (7, 4.9), 権現川流域= (11, 4.4), 寝屋川流域= (11, 15), 恩智川流域= (7, 11.9)		
			指定河川洪水予報による基準	淀川水系寝屋川流域 [寝屋川治水緑地 (寝屋川水位)・京橋・昭明橋・恩智川治水緑地 (恩智川水位)・住道・太子橋・剣橋・今里大橋・桑才・萱振大橋]		
	強風		平均風速	12m/s		
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪		降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 5cm	
				山地	12 時間降雪の深さ 10cm	
	波浪		有義波高			
	高潮		潮位			
	雷		落雷等により被害が予想される場合			
	融雪					
	濃霧		視程	100m		
	乾燥		最小湿度 40%で実効湿度 60%			
	なだれ		①積雪の深さ 20cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 10℃以上又はかなりの降雨*2			
	低温		最低気温-5℃以下			
霜		4月15日以降の晩霜 最低気温 4℃以下				
着氷						
着雪		24 時間降雪の深さ：平地 20cm 以上 山地 40cm 以上 気温：-2℃~2℃				
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm			

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 : 気温は大阪管区气象台の値。

●特別警報発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

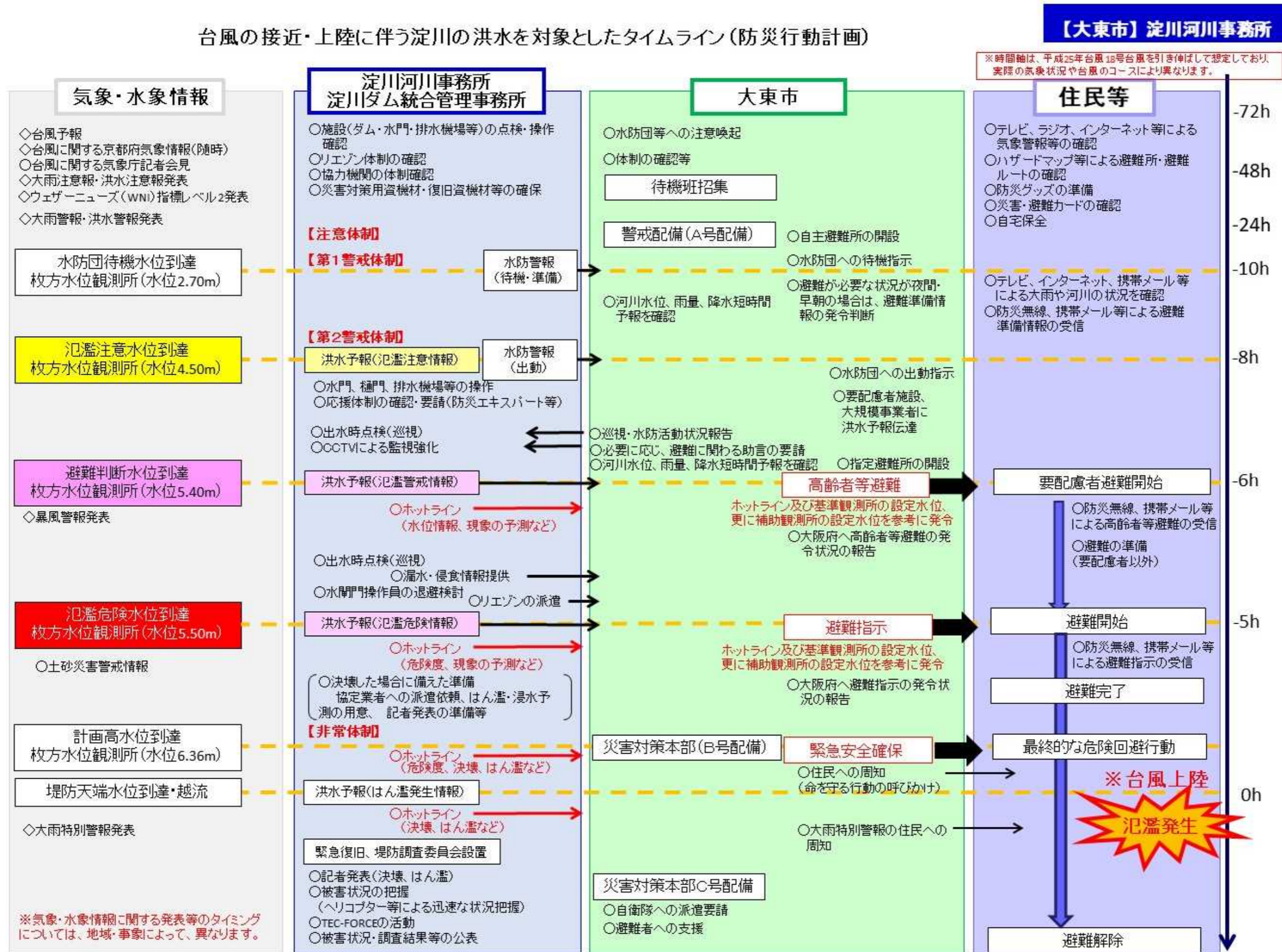
●津波警報等の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

交通規制の範囲及び実施責任者

	実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 府知事 市長 西日本高速道路株式会社	1. 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条 第1項
警 察	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法第76条第1項 高速自動車国道法第24条の2
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条 第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間の短いもの	道路交通法 第5条 第1項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条 第2項
道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合		道路交通法 第6条 第4項	

台風の接近・上陸に伴う淀川の洪水を対象としたタイムライン（防災行動計画）



河川(寝屋川) の氾濫及び土砂災害を対象とした水防タイムライン (基準)



資料 16 警報発表の時期

【水防警報発表の段階】

段階	種類	内容	発表時間
第 1	待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認められるとき。
第 2	準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により、必要と認められるとき。
第 3	出動	1) 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 2) 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの	1) はん濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。 2) はん濫警戒情報等により、又は既にはん濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
第 4	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

【水防警報発表の時期】

発表者	近畿地方整備局 (淀川河川事務所長)	知事 (寝屋川水系改修工営所長)
河川名	淀川	寝屋川、恩智川
第1段階 待機	氾濫注意水位（警戒水位）を越す約 10時間前	
第2段階 準備	氾濫注意水位（警戒水位）を越す約7 時間前	水防団(消防団)待機水位（通報水位）に 達したとき（ただし、降雨が全く無く、感 潮による影響のみの場合は別途判断する）
第3段階 出動	氾濫注意水位（警戒水位）を越す約2 時間前	① 氾濫注意水位（警戒水位）に達した とき ② 氾濫注意水位（警戒水位）に近づき、 達するおそれがあるとき、あるいは、 超えることが予想されるとき
第4段階 解除	水位が氾濫注意水位（警戒水位）下 になり水防活動を必要としなくなったと き	同左
準備解除	—	水防団(消防団)待機水位（通報水位）を 下回ったとき、又は、水防団(消防団)待 機水位（通報水位）を上回っている状況 で大雨（洪水）注意報が解除されたとき

- ・近畿地方整備局は、水防警報のうち、「待機」と「準備」については、省略することがある。
- ・知事は、水防警報のうち、「待機」については省略する。
- ・知事は、水防警報のうち、「出動」については①を基本とするが、急激な水位上昇に対する備えとして②の段階での発表もある。
- ・知事は、水防警報のうち、「準備解除」については、「準備」を発表したものの、「出動」及び「解除」が発表されない場合のみ発表する。

種 類	発 表 基 準
注意報	<p>いずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>①積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合</p> <p>②積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合</p>
着雪注意報	<p>着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が+2℃～-2℃になると予想される場合</p>
霜注意報	<p>4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>最低気温が4℃以下になると予想される場合</p>
低温注意報	<p>低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>最低気温が-5℃以下になると予想される場合</p>
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
着氷注意報	著しい着氷により災害の発生するおそれがあると予想される場合。
地面現象注意報☆	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水注意報☆	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水注意報	<p>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>雨量基準</p> <p>1時間雨量25mm以上あるいは3時間雨量40mm以上</p>

イ 警報

気象現象等によって重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村毎に発表する。

種 類	発 表 基 準
気象警報	<p>暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>平均風速が20m/s以上になると予想される場合</p>
	<p>雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>雪を伴い平均風速が20m/s以上になると予想される場合</p> <p>関空島（アメダス）の観測値は25m/sを目安とする。</p>

種	類	発	表	基	準
	大雨警報 (注4)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。			
	(浸水害)	雨量基準			
	(土砂災害)	表面雨量指数基準 20 土壌雨量指数基準 136			
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で10cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合			
地面現象警報 ☆	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合			
浸水警報 ☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合			
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 雨量基準 1時間雨量40mm以上あるいは3時間雨量80mm以上			

注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)

注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)

注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報(土砂災害)は発表されない。

注5 大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。

注6 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

【大雨警報・注意報基準の見方】

- ① 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。
- ② 土壌雨量指数は土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。
土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市内における基準値の最低値を示す。

ウ 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、住民及び関係機関の最大級の警戒を促すために発表する。

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。

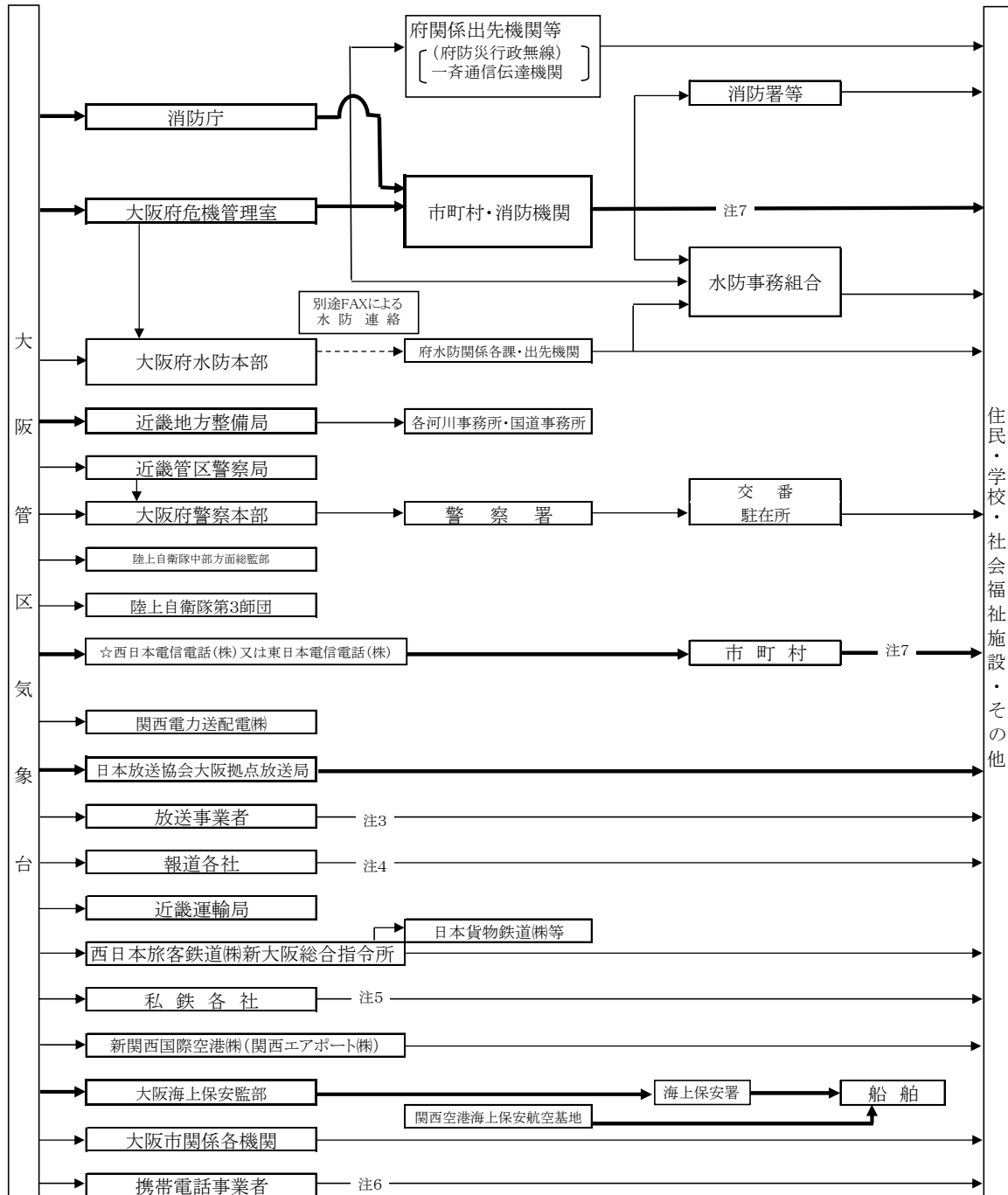
種類	発表基準
津波	高いところで3 mを超える津波が予想される場合。 (大津波警報を特別警報に位置付ける)
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置付ける)

エ 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、気象庁が発表する。

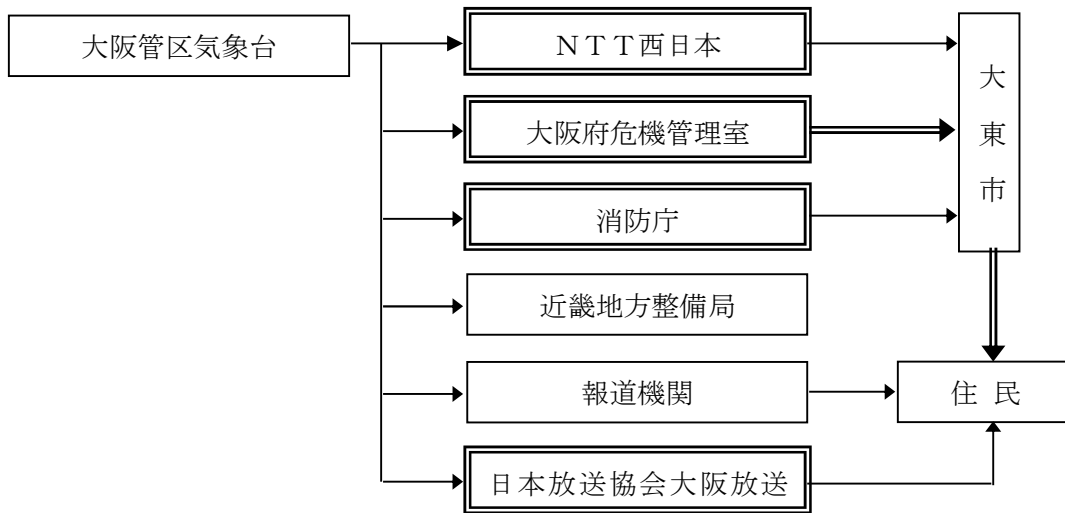
また、気象庁職員等による竜巻の目撃情報を得て発表される竜巻注意情報にあつては、府内や近隣府県で別の竜巻が発生する確率が高まることから、同注意情報(【目撃情報あり】)が発表された際には、多様な伝達手段を用いて遅滞無く住民に伝達する。

オ 気象予警報等の関係機関への伝達経路



- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、特別警報、警報のみ
 3 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面FMまちそだて放送株式会社、テレビ大阪株式会社、株式会社FM802 (FMCO.CO.LO) の11社である。
 4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
 5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪モノレール株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステム、大阪市高速電気軌道株式会社の11社である。
 6 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、波浪、高潮、大雪又は暴風雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
 7 特別警報は市町村から住民等への周知の措置が義務付けられている。(気象業務法第15条の2)

カ 特別警報の関係機関への伝達経路



- (注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
 2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

(2) 大阪管区气象台と近畿地方整備局が共同で発表する淀川洪水予報

大阪管区气象台と近畿地方整備局は、「淀川、宇治川、桂川、木津川、服部川、柘植川、名張川、宇陀川洪水予報実施要領」に基づき、対象河川の洪水予報を共同で発表する。(気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項)

大阪管区气象台及び近畿地方整備局は、淀川の洪水予報を府に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

府は、この通知を受けたときは、直ちに府水防計画で定める水防管理者等にその内容を通知する。

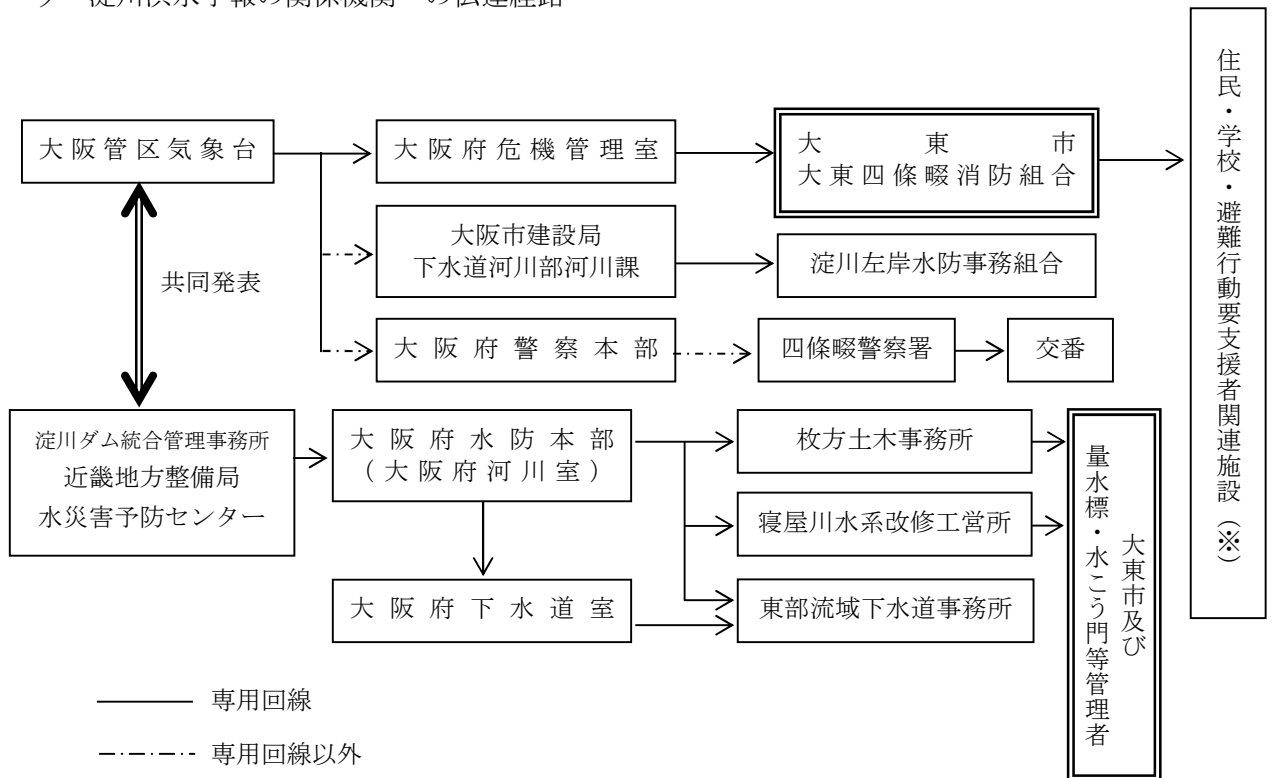
ア 淀川洪水予報の種類と発表基準

標題 (種類)	発表基準
淀川 氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点(枚方)の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
淀川 氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点(枚方)の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
淀川 氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点(枚方)の水位が氾濫危険水位に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
淀川 氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。

イ 淀川の各種水位（枚方）

発表単位	河川名		基準点	氾濫 注意 水位 (m)	避難 判断 水位 (m)	氾濫 危険 水位 (m)	零点高
淀川	左岸	京都府界より海まで	枚方	4.50	5.40	5.50	O.P. 6.8680m
	右岸	〃					

ウ 淀川洪水予報の関係機関への伝達経路



※浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設（水防法第15条）

(3) 大阪管区气象台と大阪府が共同で発表する寝屋川流域洪水予報（寝屋川・恩智川）

大阪管区气象台と大阪府は、「淀川水系寝屋川流域の洪水予報実施要領」に基づき、寝屋川流域洪水予報を共同して発表する。その基準は、次のとおりである。（気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条）

対象河川は寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川で、このうち市関連の河川は寝屋川、恩智川である。

府は、洪水予報を水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

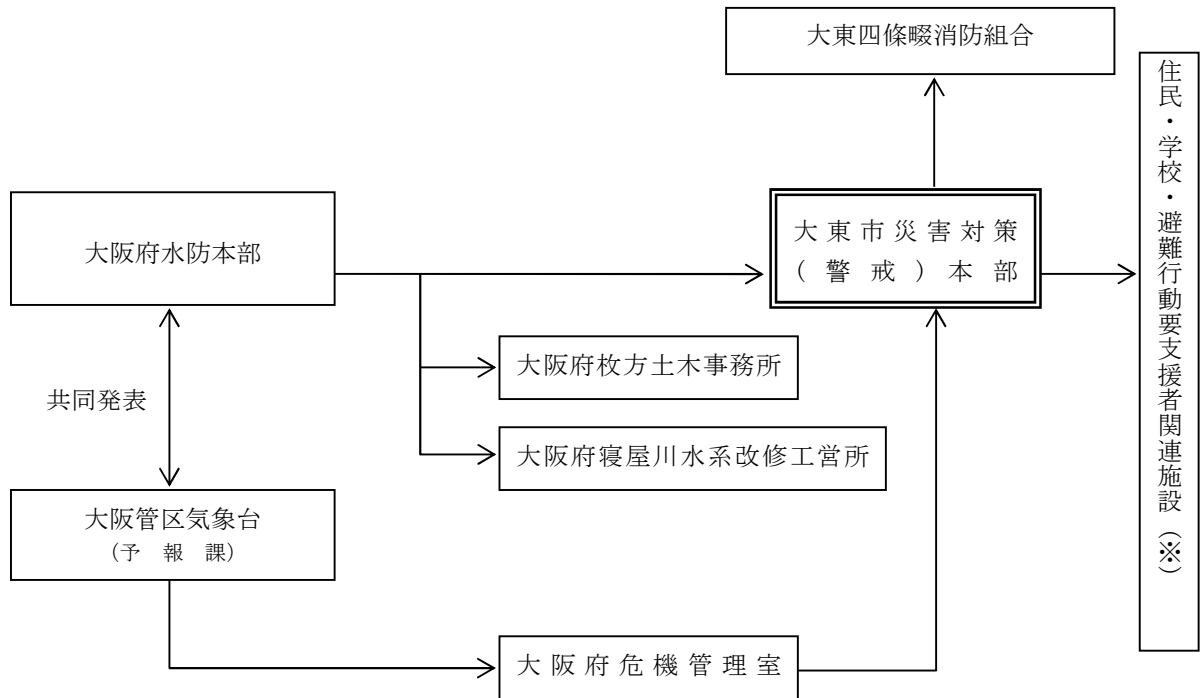
ア 寝屋川流域洪水予報の種類と発表基準

標題 (種類)	発表基準
寝屋川流域 氾濫注意情報 (洪水注意報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位 (警戒水位) に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
寝屋川流域 氾濫警戒情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。
寝屋川流域 氾濫危険情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。
寝屋川流域 氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。

イ 寝屋川流域河川の各種水位等

発表単位	河川名		延長 (km)	基準点	氾濫 注 意 水 位 (m)	避 難 判 断 水 位 (m)	氾 濫 危 険 水 位 (m)
寝屋川流域	寝屋川	寝屋川市平池町地先桜木水門下流端から旧淀川合流点	16.0	京橋	3.00	3.30	3.50
				寝屋川治水緑地	4.20	5.20	5.40
	第二寝屋川	恩智川分派点から寝屋川合流点	11.6	昭明橋	3.40	4.00	4.10
	恩智川	柏原市大県三丁目地先大県橋下流端から寝屋川合流点	15.5	住道	3.90	4.80	5.00
				恩智川治水緑地	7.05	7.15	7.60
	平野川	大和川分派点から第二寝屋川合流点	17.4	剣橋	3.30	3.45	3.50
				太子橋	9.46	10.30	10.40
	平野川 分水路	平野川分派点から寝屋川合流点	6.7	今里大橋	3.30	3.45	3.50
	古川	守口市大久保町五丁目地先から寝屋川合流点	7.4	桑才	3.20	3.30	3.35
	楠根川	八尾市西山本町一丁目地先近鉄橋下流端から第二寝屋川合流点	3.2	萱振大橋	6.74	6.94	7.04

ウ 寝屋川流域洪水予報の関係機関への伝達経路



※浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設（水防法第15条）

2. 土砂災害警戒情報等

(1) 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府及び大阪管区気象台は大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条）

(2) 土砂災害警戒情報等の種類と内容

情報の種類	解説
土砂災害警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2時間後予測雨量で、土砂災害発生危険基準線を超過し、かつ大阪管区気象台の土壌雨量指数が基準を超過した時に発表 ・ 市長が避難指示等を発令する際の判断

(3) 土砂災害警戒情報の留意点

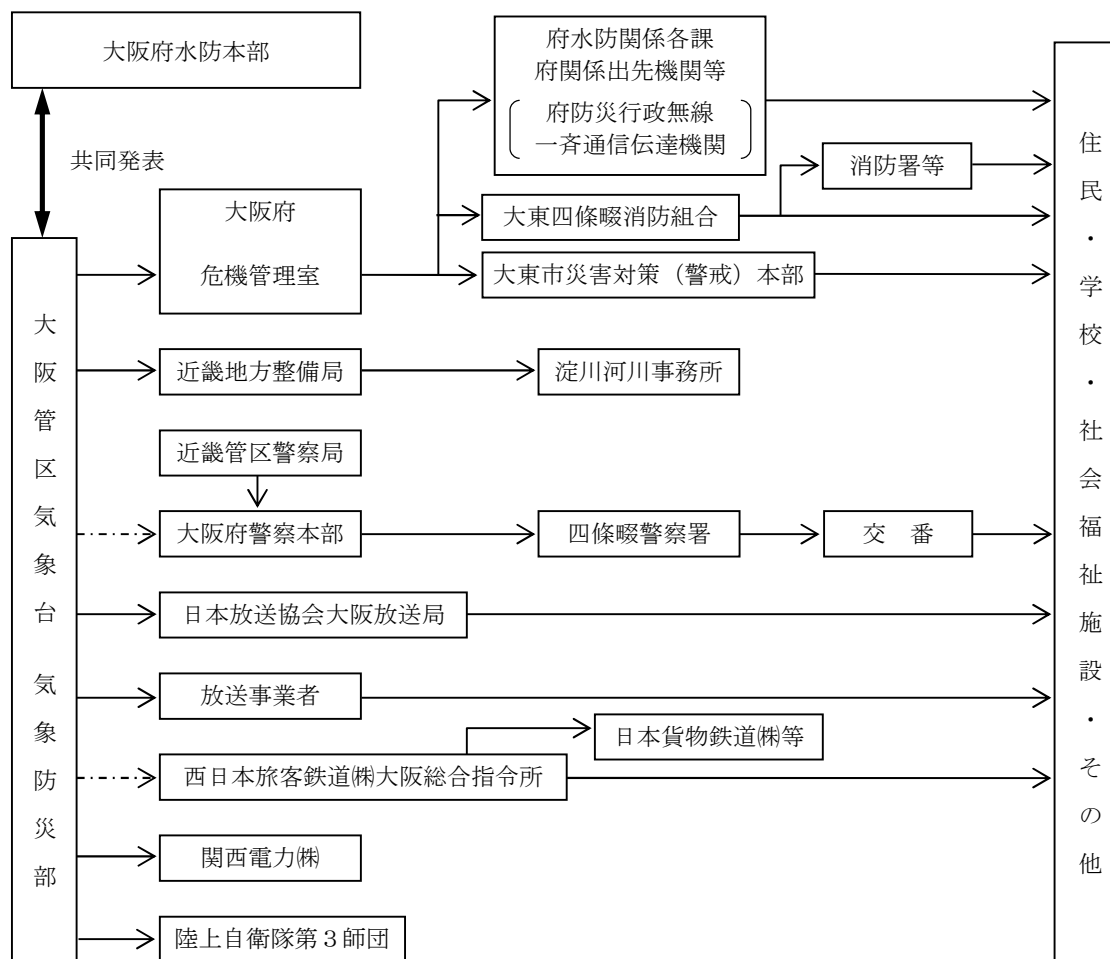
土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である

表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分かどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

※土壌雨量指数：「第4節2. 土砂災害警戒活動」参照

(4) 土砂災害警戒情報の伝達経路



- 1 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。
- 2 大阪管区气象台からの伝達経路で -.-> 及び放送事業者の株式会社エフエム大阪は専用回線外である。

3. 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報））	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「極めて危険」（濃い紫色）は、土砂災害警戒区域等では、過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっており、命に危険が及ぶような土砂災害がすでに発生していてもおかしく警戒レベル5に相当 ・「非常に危険」（うす紫）；避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>なお、これまでの「雨量の基準」に代えて、短時間強雨による浸水害発生との相関が雨量よりも高い「表面雨量指数の基準」を用いて大雨警報（浸水害）・大雨注意報の発表判断を行うよう変更している。</p>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>大雨による中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりを5段階に色分けして地図上に示したものです。危険度の判定には3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いており、中小河川の特徴である急激な増水による危険度の高まりを事前に確認することができます。また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報についても表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「極めて危険」（こい紫）：重大な洪水災害がすでに発生しているおそれが高い極めて危険な状況とされる警戒レベル5に相当 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

種 類	概 要
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

4. 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常気象を発見したときは、次の方法によって措置する。

(1) 発見者の通報義務

異常現象を発見したものは、遅滞なく施設管理者、市長、警察官に通報しなければならない。通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に通報する。

(2) 市長の通報

通報を受けた市長は、必要に応じて大阪管区气象台、府（本庁関係課又は出先機関）、関係機関及び四條畷警察署長に通報するとともに市民に対して周知徹底を図らなければならない。

(3) 異常現象の種類

ア 水害（河川、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下等

イ 土砂災害

(ア) 土石流

山鳴り、降雨時の川の水位の低下、川の流れの濁り及び流木の混在等

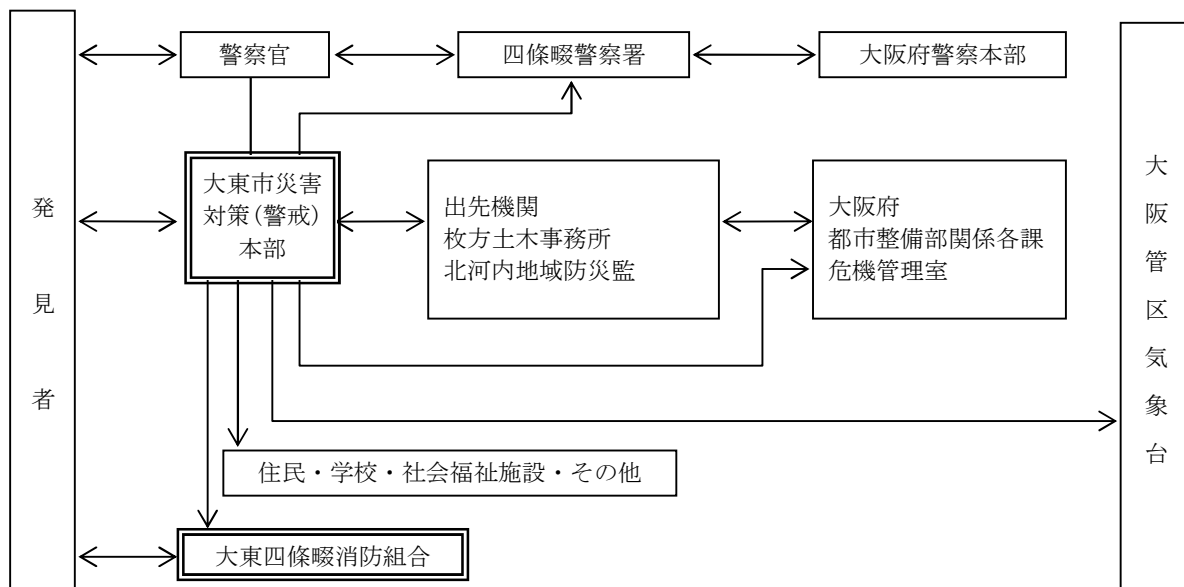
(イ) がけ崩れ

わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下等

(ウ) 山地災害

わき水の量の変化（増加又は枯渇）、山の斜面を水が走る等

(4) 異常現象通報系統図



5. 市民への周知

(1) 市の対応

ア 気象予警報等は、報道機関がテレビ・ラジオ等による報道を実施することによって周知される。また、竜巻注意情報（【目撃情報あり】）が発表された際には、市は多様な伝達手段を用いて遅滞無く住民に伝達する。

イ 市防災行政無線（戸別受信機を含む。）、大東市防災アプリ(仮称)、広報車などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織等と連携して、市民、要配慮者利用施設等に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

ウ 市は、これまで経験したことがない規模の台風（最大風速 30m以上）が府域に接近・上陸が見込まれる場合、府は、災害モード宣言を発表することから市は府と連携して、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。

エ 道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

資料 18 気象庁が提供する雨に関する主な防災気象情報


気象庁が提供する雨に関する主な防災気象情報

目的	種 類	発表間隔	特 徴
気象状況の監視	気象レーダー	5分ごと	半径 300～400 km の範囲内の雨や雪を観測
	アメダス	1時間ごと	設置された雨量計の観測値
	解析雨量	30分ごと	レーダー、アメダス等の雨量計を組み合わせる降水分布を 1 km 四方の細かさで解析
気象状況の予報	大雨警報・注意報	随時	市町村単位で発表される 随時発表される
	天気予報	1日3回	発表単位は大阪府
	降水短時間予報	30分ごと	6時間先までの各 1 時間降水量を 1 km 四方の細かさで予測
	降水ナウキャスト	5分ごと	1時間先までの 5 分ごとの降水の強さを 1 km 四方の細かさで予測

※実況雨量は「気象レーダー」及び「解析雨量」を、1時間先までの予測は「降水ナウキャスト」を、1時間先から 6 時間先までは「降水短時間予報」を確認する。

資料 19 警戒レベル（避難のタイミング）について

警戒レベル（避難のタイミング）について

警戒レベル	住民の行動	行動を促す情報【市が発令】	気象情報
低 1 (白)	最新の気象情報に注意	避難のタイミングは、警戒レベル（危険度）にあわせ、 避難情報として大東市が防災行政無線等を通じて発令します。 	●大雨・洪水注意報
2 (黄)	避難場所や経路等の確認		
3 (赤)	高齢者等は危険な場所から避難	● 高齢者等避難	●大雨・洪水警報
4 (紫)	危険な場所から全員避難	● 避難指示	●土砂災害警戒情報
高 5 (黒)	命の危険 直ちに安全確保	● 緊急安全確保	●大雨特別警報 等

資料 20 避難情報等により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベルと住民がとるべき避難行動

警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル 1	・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性） （気象庁が発表）	
警戒レベル 2	・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨注意報・洪水注意報 （気象庁が発表）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意情報 ・洪水警報の危険度分布（注意） ・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
警戒レベル 3	高齢者等避難 <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 	高齢者等避難 （市が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）

警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル 4	<p>危険な場所から全員避難</p> <p>○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 <p><市から避難指示が発令された場合></p> <p>○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・避難指示は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。 	避難指示 (市が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布（非常に危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）※1
警戒レベル 5	<p>災害発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。 	緊急安全確保 (市が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・(大雨特別警報(浸水害))※2 ・(大雨特別警報(土砂災害))※2

注1 市は、住民に対して避難情報を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯(日が沈む前の明るい時間)における高齢者等避難の発令を行う。

注3 市が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)、府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注5 ※1土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)については、現行では避難指示の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注6 ※2の大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

資料 21 避難情報の発令実施責任者

避難情報の発令実施責任者

実施者	災害の種類	要 件	根 拠
市長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条第1項
市長 (緊急安全確保 措置)	災害全般	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	災害対策基本法 第60条第3項
知事 (指示)	災害全般	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、市長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法 第60条第6項
警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立ち退き指示をすることができないと認めるとき、又は、市長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条第1項
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、また財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合で、特に急を要するとき	警察官職務執行法 第4条第1項
知事、 その命を受けた 職員 又は 水防管理者 (指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法 第29条
知事、 その命を受けた 職員 (指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法 第25条
災害派遣を 命じられた部隊の 自衛官 (指示)	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法 第94条第1項

警戒区域の設定権者

設定権者	種類	要 件 (内 容)	根拠法令
市 長	災 害 全 般	市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。	災害対策基本法 第63条第1項
知 事	災 害 全 般	知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは市長が実施すべきこの災害応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法 第73条第1項
警察官	災 害 全 般	警察官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。	災害対策基本法 第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災 害 全 般	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害対策基本法 第63条第3項
消防吏員 又は 消防団員	災 害 全 般 (水災を除く)	消防吏員又は消防団員は、火災や他の災害（ただし、水災を除く）の現場において、消防警戒区域を設定する。	消防法 第28条第1項、 第36条第8項
警 察 官	災 害 全 般 (水災を除く)	消防吏員又は消防団員が火災や他の災害（ただし、水災を除く）の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは消防警戒区域の設定等を行う。	消防法 第28条第2項、 第36条第8項
消防長 又は 消防署長	火 災	ガス、火薬又は、危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。	消防法 第23条の2 第1項
警察署長	火 災	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。	消防法 第23条の2 第2項
水防団長 水防団員 若しくは 消防機関 に属する者	洪 水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防法 第21条 第1項
警 察 官	洪 水	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは警戒区域の設定等を行う。	水防法 第21条 第2項

資料 23 重要物資の備蓄

重要物資の備蓄

品 目	算 出 式
食料	避難所避難者数×3食×1.2(注)。 (注)1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。
高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5%(80歳以上人口比率)を高齢者食とする。
毛布	避難所避難者数×必要枚数2枚/人。
乳児用粉ミルク 又は乳児用液体 ミルク(乳アレルギー に対応した ものを含む)	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×130g/ 人/日(南海トラフ想定の場合は3日に乗じる) 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×1リッ トル/人/日(南海トラフ想定の場合は3日に乗じる)
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人工授乳率)×1本(注) /人。 (注)「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。 ※市町村は、必要数分(100%)、府は予備分とする。
乳児・小児用おむ つ	避難所避難者数×2.5%(0~2歳人口比率)×8枚/人/日。
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日。
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者100人に1基、市町村はBOX型(マンホールトイレ等含 む)、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。
生理用品	(直下型地震による)避難所避難者数×48%(12~51歳人口比率)×52% (12~51歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5枚/人/日と(南海トラ フ巨大地震による)避難所避難者数×48%(12~51歳人口比率)×52%(12 ~51歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5枚/人/日×3日で算出した 数量を比較し多い方
トイレットペー パー	(直下型地震による)避難所避難者数×7.5m/人/日と(南海トラフ巨大地 震による)避難所避難者数×7.5m/人/日×3日で算出した数量を比較し多 い方
マスク	(直下型地震による)避難所避難者数と(南海トラフ巨大地震による)避 難所避難者数×3日で算出した数量を比較し多い方

※府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋

被害状況等報告基準

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70% 以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の 20% 以上 70% 未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の 50% 以上 70% 未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40% 以上 50% 未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の 30% 以上 50% 未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30% 以上 40% 未満のものとする。
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の 20% 以上 30% 未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 30% 未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

被害項目		報告基準
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他の	田の流出、埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出、埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	
	学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、

被害項目	報告基準
公共施設	例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
公共施設 災害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

災害救助法による救助の程度・方法及びその費用の範囲

令和3年6月18日現在

救助の種類	救助の程度	期間
避難所の供与	<p>一 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</p> <p>二 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>三 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。</p> <p>イ 基本額 避難所設置費 1人1日につき 三百三十円</p> <p>四 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、三の金額に、当該地域において当該特別当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</p> <p>五 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>	災害発生の日から七日以内
応急仮設住宅の供与	<p>一 住家が全壊、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住家を得ることができないものに建設し供与、民間賃貸住宅を借上げて供与、又はその他適切な方法により供与する。</p> <p>二 建設型応急住宅</p> <p>イ 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。</p> <p>ロ 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百七十一万四千元以内とする。</p> <p>ハ 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>ニ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。</p> <p>ホ 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>ヘ 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>三 賃貸型応急住宅</p> <p>イ 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて二</p>	完成の日から二年以内

救助の種類	救 助 の 程 度	期 間																																											
	<p>ロに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>ロ 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p>																																												
炊出しその他による食品の給与	<p>一 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。</p> <p>二 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>三 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日につき千百六十円以内とする。</p>	災害発生の日から七日以内																																											
飲料水の供給	<p>一 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から七日以内																																											
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>ロ 日用品</p> <p>ハ 炊事用具及び食器</p> <p>ニ 光熱材料</p> <p>三 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。</p>	災害発生の日から十日以内																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">季別</th> <th colspan="5">世帯区分</th> <th rowspan="2">六人以上一人増すごとに加算する額</th> </tr> <tr> <th>一人世帯</th> <th>二人世帯</th> <th>三人世帯</th> <th>四人世帯</th> <th>五人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</td> <td>夏季</td> <td>円 一八、八〇〇</td> <td>円 二四、二〇〇</td> <td>円 三五、八〇〇</td> <td>円 四二、八〇〇</td> <td>円 五四、二〇〇</td> <td>円 七、九〇〇</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>三二、二〇〇</td> <td>四〇、四〇〇</td> <td>五六、二〇〇</td> <td>六五、七〇〇</td> <td>八二、七〇〇</td> <td>一一、四〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</td> <td>夏季</td> <td>六、一〇〇</td> <td>八、三〇〇</td> <td>一二、四〇〇</td> <td>一五、一〇〇</td> <td>一九、〇〇〇</td> <td>二、六〇〇</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>一〇、〇〇〇</td> <td>一三、〇〇〇</td> <td>一八、四〇〇</td> <td>二一、九〇〇</td> <td>二七、六〇〇</td> <td>三、六〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 「夏季」とは四月一日から九月三十日までに災害が発生した場合をい、「冬季」とは十月一日から翌年三月三十一日までに災害が発生した場合をいう。</p>	区分	季別	世帯区分					六人以上一人増すごとに加算する額	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 一八、八〇〇	円 二四、二〇〇	円 三五、八〇〇	円 四二、八〇〇	円 五四、二〇〇	円 七、九〇〇	冬季	三二、二〇〇	四〇、四〇〇	五六、二〇〇	六五、七〇〇	八二、七〇〇	一一、四〇〇	住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	六、一〇〇	八、三〇〇	一二、四〇〇	一五、一〇〇	一九、〇〇〇	二、六〇〇	冬季	一〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	一八、四〇〇	二一、九〇〇	二七、六〇〇	三、六〇〇	
区分	季別			世帯区分						六人以上一人増すごとに加算する額																																			
		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯																																							
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 一八、八〇〇	円 二四、二〇〇	円 三五、八〇〇	円 四二、八〇〇	円 五四、二〇〇	円 七、九〇〇																																						
	冬季	三二、二〇〇	四〇、四〇〇	五六、二〇〇	六五、七〇〇	八二、七〇〇	一一、四〇〇																																						
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	六、一〇〇	八、三〇〇	一二、四〇〇	一五、一〇〇	一九、〇〇〇	二、六〇〇																																						
	冬季	一〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	一八、四〇〇	二一、九〇〇	二七、六〇〇	三、六〇〇																																						
医療	<p>一 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。</p> <p>二 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十</p>	災害発生の日から十四日以内																																											

救助の種類	救 助 の 程 度	期 間
	<p>二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。)が、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。)において行うことができる。</p> <p>三 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 診療</p> <p>ロ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ハ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容</p> <p>ホ 看護</p> <p>四 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</p> <p>ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内</p> <p>ハ 施術所による場合 協定料金の額以内</p>	
助産	<p>一 災害発生の日以前七日以内又は当該日以後七日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 分べんの介助</p> <p>ロ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>三 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>ロ 助産師による場合 慣行料金の百分の八十以内の額</p>	分べんした日から七日以内
災害にかかった者の救出	<p>一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。</p> <p>二 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から三日以内
災害にかかった住宅の応急修理	<p>一 災害のため住家が半壊し、若しくは半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</p> <p>二 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。</p> <p>三 支出することができる費用は、一世帯につき五十九万五千元以内とする。</p>	災害発生の日から三月以内(特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内)
生業に必要な資金の貸与	<p>一 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。</p> <p>二 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</p> <p>三 貸与することができる金額は、次の範囲内とする。</p> <p>イ 生業費一件につき 三万円</p> <p>ロ 就職支度費一件につき 一万五千元</p> <p>四 貸与期間は二年以内で、利子は無利子とする。</p>	災害発生の日から一月以内

救助の種類	救 助 の 程 度	期 間
学用品の給与	<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校の児童（特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒等（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。）に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。</p> <p>イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品</p> <p>三 支出することができる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>イ 教科書代 （1）小学校の児童及び中学校の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 （2）高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 ロ 文房具費及び通学用品費 （1）小学校の児童 一人につき 四千五百円 （2）中学校の生徒 一人につき 四千八百円 （3）高等学校等の生徒等 一人につき 五千二百円</p>	災害発生の日から、教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内
埋葬	<p>一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>二 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。</p> <p>イ 棺（附属品を含む。） ロ 埋葬及び火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ハ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>三 支出することができる費用は、一体につき大人二十一万五千円以内、小人十七万二千円以内とする。</p>	災害発生の日から十日以内
死体の捜索	<p>一 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から十日以内
死体の処理	<p>一 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ロ 死体の一時保存 ハ 検案</p> <p>三 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>四 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 一体につき 三千五百円以内 ロ 死体の一時保存のための費用 （1）既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費</p>	災害発生の日から十日以内

救助の種類	救 助 の 程 度	期 間
	(2) 既存建物を利用することができない場合 一体につき五千二百円以内 (3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。 ハ 救護班により検索ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内	
災害によって住居 又はその周辺に運 ばれた障害物の除 去	一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 二 支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯につき十三万七千九百円以内とする。	災害発生の日か ら10日以内
救助のための輸送 費及び賃金職員等 雇上費	一 次の範囲内において行う。 イ 被災者の避難 ロ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の捜査 ヘ 死体の処理 ト 救助用物資の整理配分 二 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施 が認められる期 間以内

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

資料 26 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準	
(1)	住家の全壊、全焼、流失等によって住居を失った世帯（以下「住家滅失世帯」という。）数が 100 世帯以上であるとき。
(2)	府内の住家滅失世帯数 2,500 世帯以上である場合において、市の住家滅失世帯数が 50 世帯以上であるとき。
(3)	府内の住家滅失世帯数が 12,000 世帯以上であって、市域に多数の住家滅失世帯があるとき。
(4)	災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
(5)	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

資料 27 住家滅失世帯数の算定基準

住家滅失世帯数の算定基準

住家滅失世帯数の算定基準	
ア	全壊（焼）、流失世帯は 1 世帯とする。
イ	半壊（焼）で著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって 1 世帯とする。
ウ	床上浸水、土砂の堆積等で一時的住居困難世帯は 3 世帯をもって 1 世帯とする。

大東市災害弔慰金の支給等に関する条例

〔昭和 57 年 12 月 17 日〕
条 例 第 2 0 号

改正 昭和 62 年 3 月 31 日条例第 3 号
平成 3 年 12 月 25 日条例第 22 号
平成 23 年 12 月 21 日条例第 23 号
令和元年 9 月 25 日条例第 8 号

大東市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和 49 年条例第 36 号）の全部を次のように改正する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者に関わる配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡の当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して災害弔慰金を支給するものとする。

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者には支給することができる。
- 4 前3項の場合において災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては、5,000,000円とし、その他の場合にあつては、2,500,000円とする。

ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別な事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当りの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては、2,500,000円とし、その他の場合にあっては、1,250,000円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	1,500,000円
イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	2,500,000円
ウ 住居が半壊した場合	2,700,000円
エ 住居が全壊した場合	3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	1,500,000円
イ 住居が半壊した場合	1,700,000円
ウ 住居が全壊した場合（エの場合は除く。）	2,500,000円
エ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合	3,500,000円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」と

あるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 雑則

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大東市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条、第10条、第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則（昭和62年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大東市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成3年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大東市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条の規定は、当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第13条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成 23 年条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行し改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以降に生じた災害により死亡した市民に関わる災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

事業実施に伴う国の財政援助等

法 律 等	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防、地すべり、急傾斜地、下水道、道路の復旧
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害によって特別に施行される土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業、感染症指定医療機関復旧事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害によって必要となった廃棄物処理に要する費用
予防接種法	臨時の予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧
水道法	水道施設の復旧
下水道法	下水道施設の復旧
道路法	道路の復旧
河川法	河川の復旧
生活保護法	生活保護施設復旧
児童福祉法	児童福祉施設復旧
身体障害者福祉法	身体障害者厚生援護施設復旧
老人福祉法	老人福祉施設復旧
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧
売春防止法	婦人保護施設復旧

被災者生活再建支援制度の概要

ア 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する目的とする。

イ 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

(ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害。

(イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害。

(ウ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害。

ウ 支給対象世帯

自然災害により、

(ア) 住宅が全壊した世帯

(イ) 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(ウ) 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯

(エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

エ 支給金額

支給額は、以下の（ア）、（イ）の合計額となる。

(ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

・上記ウ（ア）～（ウ）の世帯 100万円

・上記ウ（エ）の世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

・住宅を建設又は購入した場合 200万円

・住宅を補修した場合 100万円

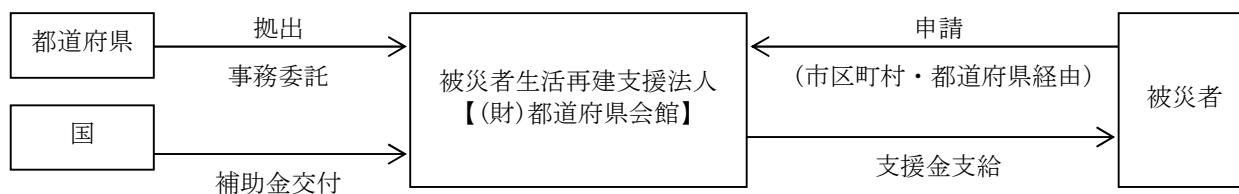
・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く） 50万円

※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

オ 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



(所管・内閣府) (支援金の1/2)

付表 1 河川一覧表

河川一覧表

(令和3年3月31日現在)

河川名	種類	管内 通過延長 (m)	上流端	下流端
寝屋川	一級	5,550	深野北5丁目164番地先	諸福6丁目680番地先
恩智川	一級	2,450	南新田1丁目46番地先	寝屋川合流点(浜町)
権現川	一級	1,830	北条3丁目1913番地先	寝屋川合流点(深野北1丁目)
鍋田川	一級	2,868	大字中垣内897番地先	寝屋川合流点(谷川1丁目)
谷田川	一級	2,722	北条2丁目1160番地先	寝屋川合流点(深野1丁目)
宮谷川	準用	460	北条6丁目1527番地先	権現川合流点(北条2丁目)

付表2 ポンプ場台帳一覧表

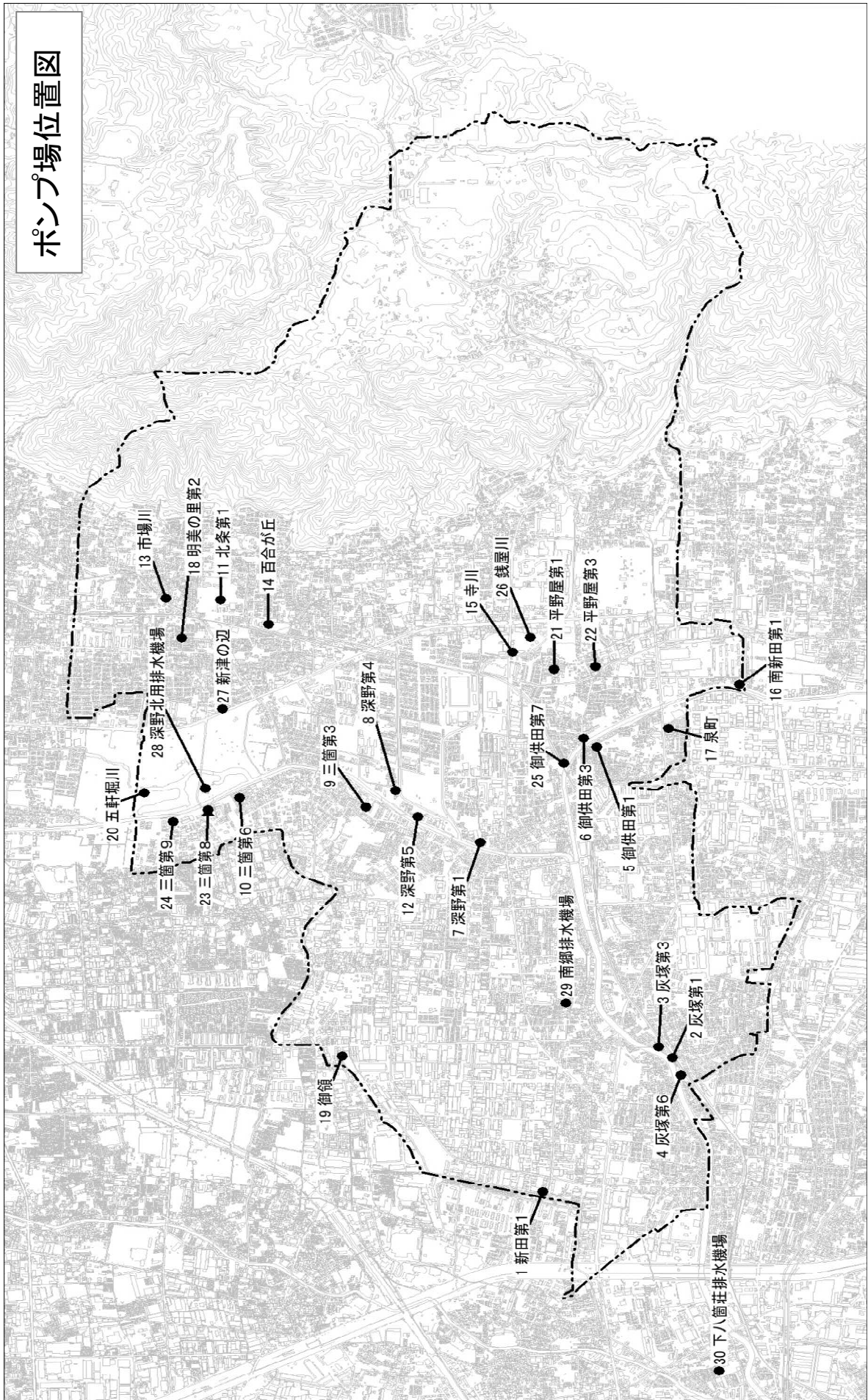
ポンプ場台帳一覧表

(令和3年3月31日現在)

番号	ポンプ場名	設置場所	口径	台数	ゲート	排水能力	排水能力	製作会社	形式等	設置年度
						m ³ /分	合計			
1	新田第1	新田西町4-20	φ400mm	1		23.00	23.0	西島製作所	立型軸流	S61
2	灰塚第1	諸福2丁目5-798	φ700mm	1		60.00	120.0	西島製作所	立型軸流	S56
			φ500mm	2		30.00		西島製作所	水中ポンプ	S56
3	灰塚第3	灰塚1丁目11-52	φ250mm	2		6.25	12.5	鶴見製作所	水中ポンプ	S56
4	灰塚第6	諸福2丁目6	φ200mm	2		4.50	9.0	鶴見製作所	水中ポンプ	S57
5	御供田第1	御供田2丁目20-1	φ700mm	1		60.00	60.0	西島製作所	立型斜流	S49
6	御供田第3	御供田5丁目1-17	φ700mm	1		60.00	60.0	西島製作所	立型斜流	S58
7	深野第1	谷川1丁目1-1	φ800mm	1		95.00	95.0	久保田機工	立型軸流	S48
8	深野第4	深野2丁目1-1	φ500mm	1		26.00	42.0	久保田機工	立型軸流	S57
			φ450mm	1		16.00		久保田機工	立型軸流	S47
9	三箇第3	三箇1丁目13	φ400mm	2		17.00	34.0	久保田機工	立型斜流	S52
10	三箇第6	三箇5丁目5	φ500mm	1		30.00	30.0	久保田機工	立型軸流	S60
11	北条第1	北条2丁目19-36	φ500mm	2		30.00	62.5	鶴見製作所	立型斜流	S49
			φ150mm	1		2.50		鶴見製作所	水中ポンプ	S57
12	深野第5	深野1丁目2	φ150mm	2		3.30	6.6	鶴見製作所	水中ポンプ	S59
13	市場川	北条2丁目5-29	φ700mm	1	手動	50.00	57.2	久保田機工	立型軸流	S56
			φ150mm	2		3.60		久保田機工	水中ポンプ	S56
14	百合が丘	北条1丁目16-16	φ700mm	2	自動	60.00	120.0	電業社	立型軸流	S58
15	寺川	平野屋1丁目4-8	φ600mm	2		50.00	157.6	鶴見製作所	立型斜流	S51
			φ400mm	2		27.00		鶴見製作所	水中ポンプ	S59
			φ100mm	2		1.80		鶴見製作所	水中ポンプ	S51
16	南新田第1	南新田1丁目1-5	φ500mm	1	自動	30.00	42.0	鶴見製作所	立型軸流	S60
			φ300mm	1		12.00		鶴見製作所	水中ポンプ	H2
17	泉町	御供田1丁目399	φ500mm	1		36.00	39.0	鶴見製作所	立型軸流	S54
			φ150mm	1		3.00		鶴見製作所	水中ポンプ	S61
18	明美の里第2	明美の里10-17	φ400mm	1		20.00	20.0	鶴見製作所	水中ポンプ	H28
19	御領	新田境町8	φ400mm	2	自動	21.00	102.0	鶴見製作所	水中ポンプ	S54
			φ500mm	2		30.00		鶴見製作所	パチカル	S54
20	五軒堀川	深野北5丁目	φ1200mm	2	自動	198.00	396.0	西島製作所	横軸斜流	S56
21	平野屋第1	平野屋1丁目7-298	φ350mm	2	手動	15.60	31.2	鶴見製作所	水中ポンプ	S56
22	平野屋第3	平野屋2丁目2-18	φ250mm	2	手動	7.74	15.5	鶴見製作所	水中ポンプ	S56
23	三箇第8	三箇5丁目6-34	φ500mm	1		30.00	36.4	久保田機工	立型軸流	S56
			φ150mm	2		3.20		鶴見製作所	水中ポンプ	H11
24	三箇第9	三箇6丁目23-25	φ400mm	2		16.60	42.6	鶴見製作所	水中ポンプ	S57
			φ150mm	2		4.70		鶴見製作所	水中ポンプ	S57
25	御供田第7	御供田1丁目5-6	φ250mm	2		6.00	12.0	鶴見製作所	水中ポンプ	S57
26	銭屋川	平野屋1丁目4	φ2200mm	2	自動	90.00	250.8	久保田機工	スクリュー	S61
			φ700mm	1		70.80		久保田機工	立型軸流	S61
27	新津の辺	津の辺町3	φ250mm	1		7.00	21.0	久保田機工	水中ポンプ	H10
			φ250mm	2		14.0		鶴見製作所	水中ポンプ	H18
28	深野北用排水機場	深野北2丁目	φ350mm	1	手動	15.00	36.0	久保田機工	縦軸斜流	S56
			φ400mm	1		21.00		久保田機工	縦軸斜流	S56
29	南郷排水機場	太子田1丁目	φ100mm	1		用水	40.0	鶴見製作所	水中ポンプ	S40
30	※下八箇荘排水機場	大阪市鶴見区中茶屋1丁目	φ700mm	1		64.8	434.8	西島製作所	縦軸斜流	H19
			φ1200mm	1		180.0			横型軸流	S36
			φ1200mm	1		190.0			横型軸流	S36
ポンプ場合計		30箇所		68	台		2,368.7 m ³			

※下八箇排水機場については、大阪市・門真市・大東市の3市が共同で管理している。

ポンプ場位置図



北部地区対策部

番号	ポンプ場 番号	地区対策部	ポンプ場名	設置場所	口径	台数	ゲート	排水能力 m ³	排水能力 合計	
11	46	北部	北条第1	北条2丁目19-36	φ500mm	2		30.00	62.5	
					φ150mm	1		2.50		
13	50	北部	市場川	北条2丁目5-29	φ700mm	1	手動	50.00	57.2	
					φ150mm	2		3.60		
14	51	北部	百合が丘	北条1丁目16-16	φ700mm	2	自動	60.00	120.0	
18	66	北部	明美の里第2	明美の里10-17	φ400mm	1		20.00	20.0	
27		北部	新津の辺	津の辺町3	φ250mm	1		7.00	21.0	
					φ250mm	2		14.00		
28		北部	深野北 用排水機場	深野北2丁目	φ350mm	1	手動	15.00	36.0	
					φ400mm	1		21.00		
ポンプ場合計								6箇所	14台	m ³ 316.7

東部地区対策部

番号	ポンプ場 番号	地区対策部	ポンプ場名	設置場所	口径	台数	ゲート	排水能力 m ³	排水能力 合計	
8	35	東部	深野第4	深野2丁目1-1	φ500mm	1		26.00	42.0	
					φ450mm	1		16.00		
12	48	東部	深野第5	深野1丁目2	φ150mm	2		3.30	6.6	
ポンプ場合計								2箇所	4台	m ³ 48.6

南部地区対策部

番号	ポンプ場 番号	地区対策部	ポンプ場名	設置場所	口径	台数	ゲート	排水能力 m ³	排水能力 合計	
2	8	南部	灰塚第1	諸福2丁目5-798	φ700mm	1		60.00	120.0	
					φ500mm	2		30.00		
3	10	南部	灰塚第3	灰塚1丁目11-52	φ250mm	2		6.25	12.5	
4	12	南部	灰塚第6	諸福2丁目6	φ200mm	2		4.50	9.0	
5	20	南部	御供田第1	御供田2丁目20-1	φ700mm	1		60.00	60.0	
6	22	南部	御供田第3	御供田5丁目1-17	φ700mm	1		60.00	60.0	
7	32	南部	深野第1	谷川1丁目1-1	φ800mm	1		95.00	95.0	
15	61	南部	寺川	平野屋1丁目4-8	φ600mm	2		50.00	157.6	
					φ400mm	2		27.00		
					φ100mm	2		1.80		
16	62	南部	南新田第1	南新田1丁目1-5	φ500mm	1	自動	30.00	42.0	
					φ300mm	1		12.00		
17	63	南部	泉町	御供田1丁目399	φ500mm	1		36.00	39.0	
					φ150mm	1		3.00		
21	77	南部	平野屋第1	平野屋1丁目7-298	φ350mm	2	手動	15.60	31.2	
22	78	南部	平野屋第3	平野屋2丁目2-18	φ250mm	2	手動	7.74	15.5	
25	83	南部	御供田第7	御供田1丁目5-6	φ250mm	2		6.00	12.0	
ポンプ場合計								12箇所	26台	m ³ 653.8

西部地区対策部

番号	ポンプ場 番号	地区対策部	ポンプ場名	設置場所	口径	台数	ゲート	排水能力 m ³	排水能力 合計	
1	7	西部	新田第1	新田西町4-20	φ400mm	1		23.00	23.0	
9	38	西部	三箇第3	三箇1丁目13	φ400mm	2		17.00	34.0	
10	41	西部	三箇第6	三箇5丁目5	φ500mm	1		30.00	30.0	
19	69	西部	御領	新田境町8	φ400mm	2	自動	21.00	102.0	
					φ500mm	2		30.00		
23	81	西部	三箇第8	三箇5丁目6-34	φ500mm	1		30.00	36.4	
					φ150mm	2		3.20		
24	82	西部	三箇第9	三箇6丁目23-25	φ400mm	2		16.60	42.6	
					φ150mm	2		4.70		
29		西部	南郷排水機場	太子田1丁目	φ100mm	1		用水	40.0	
ポンプ場合計								7箇所	16台	308.0

五軒掘川排水機場班

番号	ポンプ場 番号	地区対策部	ポンプ場名	設置場所	口径	台数	ゲート	排水能力 m ³	排水能力 合計	
20	76	五軒掘班	五軒掘川	深野北5丁目	φ1200mm	2	自動	198.00	396.0	
ポンプ場合計								1箇所	2台	396.0

銭屋川排水機場班

番号	ポンプ場 番号	地区対策部	ポンプ場名	設置場所	口径	台数	ゲート	排水能力 m ³	排水能力 合計	
26	88	銭屋班	銭屋川	平野屋1丁目4	φ2200mm	2	自動	90.00	250.8	
					φ700mm	1		70.80		
ポンプ場合計								1箇所	3台	250.8

付表3 ため池一覧表

ため池一覧表

(令和3年3月31日現在)

名 称	所在地	管 理 者	堤高 m	堤長 m	面積 h a	貯水量 m ³	備 考
桜池	大字北条 2380 番地	北条南池水利組合	5.4	44.2	0.62 (0.4)	12,000	
尻池	大字北条 2381 番地	〃	6.0	47.0	0.36 (0.20)	6,000	要水防ため池
南池	大字北条 2382 番地	〃	5.3	28.6	0.22 (0.14)	3,000	
辻の新池	大字北条 2386 番地	〃	10.0	77.0	0.45 (0.38)	15,200	重要な 水防ため池
野崎新池	野崎3丁目 364 番地	奥の池土地改良区	11.0	64.0	0.42 (0.35)	8,000	重要な 水防ため池
寺川新池	大字寺川 745 番地	〃	9.7	33.0	0.40 (0.2)	10,000	重要な 水防ため池
奥の池	大字寺川 828 番地	〃	10.5	53.0	1.37 (1.0)	42,800	要水防ため池
中の池	大字寺川 827 番地	〃	6.0	41.0	0.63 (0.55)	13,200	要水防ため池
口の池	大字寺川 826 番地	〃	5.8	35.7	0.46 (0.2)	5,000	

付表4 土石流危険溪流一覧表

土石流危険溪流一覧表

(令和3年3月31日現在)

No.	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		
					郡・市	町・村	字
1	I・12-1	淀川	権現川	神社谷	大東市		北条
2	I・12-2	〃	〃		〃		〃
3	I・12-3	〃	〃	城ヶ谷	〃		〃
4	I・12-4	〃	〃	城ヶ谷左支	〃		〃
5	I・12-5	〃	〃	妙見谷	〃		〃
6	I・12-6	〃	〃	妙見谷左支	〃		〃
7	I・12-7	〃	〃	宮ノ谷	〃		〃
8	I・12-8	〃	〃	谷田川右第一支溪	〃		〃
9	I・12-9	〃	〃	谷田川右第二支溪	〃		〃
10	I・12-10	〃	〃	谷田川右第三支溪	〃		〃
11	I・12-11	〃	〃	谷田川右第四支溪	〃		〃
12	I・12-12	〃	〃	谷田川右支	〃		龍間
13	I・12-13	〃	〃	谷田川支川	〃		北条
14	I・12-14	〃	鍋田川		〃		龍間
15	I・12-15	〃	〃		〃		〃
16	I・12-16	〃	権現川		〃		野崎
17	I・12-17	〃	鍋田川	野崎中川右支	〃		〃
18	I・12-18	〃	〃	寺川本川	〃		寺川
19	I・12-19	〃	〃	野崎中川本川	〃		野崎
20	I・12-20	〃	〃	野崎中川左支	〃		寺川
21	I・12-21	〃	〃	寺川右支	〃		〃
22	I・12-22	〃	〃	鍋田川右第四支川	〃		龍間
23	I・12-23	〃	〃	鍋田川右第五支川	〃		〃
24	I・12-24	〃	〃	鍋田川右第六支川	〃		〃
25	I・12-25	〃	〃	鍋田川右第一支川	〃		寺川
26	I・12-26	〃	〃	鍋田川右第二支川	〃		中垣内
27	I・12-27	〃	〃	鍋田川本川	〃		〃
28	I・12-28	〃	〃		〃		龍間
29	I・12-29	〃	〃		〃		〃
30	I・12-30	〃	〃	鍋田川左第四支川	〃		〃
31	I・12-31	〃	〃		〃		中垣内
32	I・12-32	〃	〃		〃		〃
33	I・12-33	〃	〃		〃		龍間
34	I・12-34	〃	恩智川	大川本川	〃		中垣内
35	I・12-35	〃	〃		〃		龍間
36	II・12-1	〃	鍋田川		〃		〃
37	II・12-2	〃	〃		〃		〃
38	II・12-3	〃	〃		〃		〃
39	II・12-4	〃	〃	鍋田川右第三支川	〃		中垣内
40	II・12-5	〃	〃		〃		〃
41	準・12-1	〃	〃		〃		龍間

付表5 急傾斜地崩壊危険区域等一覧表

急傾斜地崩壊危険区域等一覧表

急傾斜地崩壊危険区域

(令和3年3月31日現在)

No.	区域名	所在地	面積 ㎡	(告示番号) 指定年月日	保全人 家戸数	対策工 施工年度
1	北条	大東市北条	19,929	第1031号 S58.8.5	67	S57
2	龍間(4)	大東市龍間	1,390	第415号 H2.3.30	7	H1~3
3	龍間(3)	大東市龍間	11,620	第1615号 H10.10.9	18	H9~12
4	龍間(2)	大東市龍間	9,069	第1349号 H18.6.9	16	H17~19
5	龍間(2)	大東市大字龍間	1,906	第1906号 H20.10.30	12	
6	龍間(2)	大東市大字龍間	527	第527号 H27.3.31		

急傾斜地崩壊危険箇所

No.	区分・番号	箇所	位置	延長 (m)	高さ (m)	傾斜度 (度)	人家戸数 (戸)
1	自斜Ⅰ・216	北条	北条6・7丁目	178	30	70	45
2	自斜Ⅰ・218	野崎2丁目	野崎2丁目	143	25	40	4
3	自斜Ⅰ・219	野崎3丁目	野崎3丁目	181	20	40	51
4	自斜Ⅰ・220	寺川4丁目	寺川4丁目	45	40	40	8
5	自斜Ⅰ・221	寺川5丁目(1)	寺川5丁目	23	17	60	7
6	自斜Ⅰ・222	寺川5丁目(2)	寺川5丁目	240	25	50	47
7	自斜Ⅰ・223	龍間(1)	龍間	150	10	45	12
8	自斜Ⅰ・224	龍間(2)	龍間	200	15	45	12
9	自斜Ⅰ・225	龍間(3)	龍間	345	20	45	13
10	自斜Ⅰ・226	龍間(4)	龍間	330	25	40	13
11	自斜Ⅰ・227	龍間(5)	龍間	70	20	56	7
12	自斜Ⅰ・229	龍間(7)	龍間	145	12	40	7
13	自斜Ⅰ・231	龍間(9)	龍間	180	8	50	9
14	自斜Ⅰ・232	龍間(10)	龍間	100	25	40	6
15	自斜Ⅰ・234	中垣内2丁目	中垣内2丁目	210	14	45	11
16	自斜Ⅰ・644	北条(2)	北条7丁目	50	15	35	9
17	自斜Ⅰ・780	北条(3)	北条5丁目	26	25	40	0
18	自斜Ⅰ・781	北条(4)	北条5丁目	60	8	30	2
19	自斜Ⅰ・782	寺川5丁目(3)	寺川5丁目	105	10	40	8
20	自斜Ⅰ・783	龍間(11)	龍間	163	30	40	10
21	自斜Ⅰ・784	中垣内(2)	中垣内	145	7	50	5
22	自斜Ⅰ・785	龍間(12)	龍間	70	20	45	6
23	人斜Ⅰ・24	北条4丁目	北条4丁目	104	35	45	37
24	人斜Ⅰ・25	寺川4丁目(2)	寺川4丁目	120	20	55	34
25	人斜Ⅰ・97	野崎2丁目(2)	野崎2丁目	80	15	40	11
26	人斜Ⅰ・98	中垣内(3)	中垣内	83	10	50	1
27	自斜Ⅱ・500	北条7丁目	北条7丁目	65	20	45	4
28	自斜Ⅱ・501	龍間(6)	龍間	195	20	45	4
29	自斜Ⅱ・502	龍間(8)	龍間	52	10	60	3
30	自斜Ⅱ・503	中垣内	中垣内	180	30	60	2
31	自斜Ⅱ・504	野崎2丁目(3)	野崎2丁目	54	15	60	2
32	自斜Ⅱ・505	龍間(13)	龍間	27	5	60	1
33	自斜Ⅱ・506	龍間(14)	龍間	32	15	40	1
34	自斜Ⅱ・507	龍間(15)	龍間	35	7	50	2
35	自斜Ⅱ・508	龍間(16)	龍間	28	20	35	1
36	自斜Ⅱ・509	龍間(17)	龍間	38	20	60	1

No.	区分・番号	箇所	位置	延長 (m)	高さ (m)	傾斜度 (度)	人家戸数 (戸)
37	自斜Ⅱ・510	龍間 (18)	龍間	53	15	60	2
38	自斜Ⅱ・511	寺川4丁目 (3)	寺川4丁目	76	8	45	2
39	自斜Ⅱ・512	寺川5丁目 (4)	寺川5丁目	10	20	40	1
40	自斜Ⅱ・513	中垣内 (4)	中垣内	35	7	50	3
41	自斜Ⅱ・514	中垣内 (5)	中垣内	19	7	50	1
42	自斜Ⅱ・515	龍間 (19)	龍間	34	20	35	1

付表6 土砂災害警戒区域一覧表

土砂災害警戒区域一覧表

(令和3年3月31日現在)

区域名	所在地	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		自然現象の種類
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
龍間(20)	大東市龍間	K21800150	H18.3.24	第680号	H18.3.24	第681号	急傾斜地の崩壊
中垣内(6)	大東市中垣内	K21800700	H19.3.28	第634号	H19.3.28	第635号	〃
中垣内(7)	大東市中垣内	K21800710	H19.3.28	第634号	H19.3.28	第635号	〃
龍間(44)	大東市龍間	K21800110	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
龍間(45)	大東市龍間	K21800120	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
龍間(56)	大東市龍間	K21800170	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
龍間(57)	大東市龍間	K21800180	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
龍間(29)	大東市龍間	K21800250	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
龍間(32)	大東市龍間	K21800260	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
龍間(47)	大東市龍間	K21800280	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
龍間(52)	大東市龍間	K21800290	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
龍間(22)	大東市龍間	K21800310	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
龍間(40)	大東市龍間	K21800330	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
龍間(26)	大東市龍間	K21800350	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
龍間(41)	大東市龍間	K21800360	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
野崎三丁目(4)	大東市野崎三丁目	K21800430	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
北条(11)	大東市北条五丁目	K21800520	H20.8.29	第1535号	-	-	〃
北条(12)	大東市北条五丁目	K21800530	H20.8.29	第1535号	-	-	〃
北条(13)	大東市北条三丁目	K21800540	H20.8.29	第1535号	-	-	〃
龍間(42)	大東市龍間	K21800840	H20.8.29	第1535号	H20.8.29	第1536号	〃
中垣内(3)	大東市中垣内	K21800740	H23.3.29	第427号	-	-	〃
中垣内(4)	大東市中垣内	K21800720	H23.3.29	第427号	-	-	〃
中垣内(5)	大東市中垣内	K21800730	H23.3.29	第427号	-	-	〃
中垣内(8)	大東市中垣内	K21800760	H23.3.29	第427号	-	-	〃
中垣内二丁目	大東市中垣内二丁目	K21800750	H23.3.29	第427号	-	-	〃
北条(6)	大東市北条	K21800630	H23.3.29	第427号	-	-	〃
北条(10)	大東市北条	K21800640	H23.3.29	第427号	-	-	〃
北条(8)	大東市北条六丁目	K21800620	H23.3.29	第427号	-	-	〃
北条(2)	大東市北条七丁目	K21800610	H23.3.29	第427号	-	-	〃
寺川四丁目(2)	大東市寺川四丁目	K21800950	H23.3.29	第427号	-	-	〃
寺川五丁目(2)	大東市寺川五丁目	K21800890	H23.3.29	第427号	-	-	〃
寺川五丁目(3)	大東市寺川五丁目	K21800940	H23.3.29	第427号	-	-	〃
寺川五丁目(4)	大東市寺川五丁目	K21800930	H23.3.29	第427号	-	-	〃
野崎二丁目	大東市野崎二丁目	K21800400	H23.3.29	第427号	-	-	〃
野崎二丁目(2)	大東市野崎二丁目	K21800490	H23.3.29	第427号	-	-	〃

区域名	所在地	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		自然現象の種類
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
野崎二丁目(3)	大東市野崎二丁目	K21800410	H23. 3. 29	第427号	-	-	急傾斜地の崩壊
野崎三丁目	大東市野崎三丁目	K21800420	H23. 3. 29	第427号	-	-	〃
野崎三丁目(2)	大東市野崎三丁目	K21800450	H23. 3. 29	第427号	-	-	〃
龍間(23)	大東市龍間	K21800850	H23. 3. 29	第427号	H23. 3. 29	第428号	〃
龍間(27)	大東市龍間	K21800690	H23. 3. 29	第427号	H23. 3. 29	第428号	〃
龍間(28)	大東市龍間	K21800800	H23. 3. 29	第427号	H23. 3. 29	第428号	〃
龍間(54)	大東市龍間	K21800300	H23. 3. 29	第427号	H23. 3. 29	第428号	〃
北条-1	大東市北条六丁目	K21800601	H23. 10. 7	第1457号	H23. 10. 7	第1458号	〃
北条-2	大東市北条六丁目	K21800602	H23. 10. 7	第1457号	H23. 10. 7	第1458号	〃
北条-3	大東市北条七丁目	K21800603	H23. 10. 7	第1457号	H23. 10. 7	第1458号	〃
龍間(17)	大東市龍間	K21800390	H25. 4. 1	第856号	H25. 4. 1	第857号	〃
龍間(18)	大東市龍間	K21800510	H25. 4. 1	第856号	H25. 4. 1	第857号	〃
龍間(16)	大東市龍間	K21800650	H25. 4. 1	第856号	H25. 4. 1	第857号	〃
龍間(51)	大東市龍間	K21800660	H25. 4. 1	第856号	H25. 4. 1	第857号	〃
龍間(34)	大東市龍間	K21800670	H25. 4. 1	第856号	H25. 4. 1	第857号	〃
龍間(2)	大東市龍間	K21800970	H25. 4. 1	第856号	H25. 4. 1	第857号	〃
龍間(3)	大東市龍間	K21800980	H25. 4. 1	第856号	H25. 4. 1	第857号	〃
鍋田川左 2	大東市龍間	D21810280	H25. 4. 1	第856号	-	-	土石流
鍋田川左 4	大東市龍間	D21820020	H25. 4. 1	第856号	H25. 4. 1	第857号	〃
鍋田川左 3	大東市龍間	D21820030	H25. 4. 1	第856号	H25. 4. 1	第857号	〃
鍋田川左 1(1)	大東市龍間	D21830011	H25. 4. 1	第856号	H25. 4. 1	第857号	〃
神社谷左 1 (神社谷)	大東市北条 四条畷市南野	D21810010	H25. 8. 20	第1560号	-	-	〃
城ヶ谷(城ヶ谷)	大東市北条 四条畷市南野	D21810030	H25. 8. 20	第1560号	-	-	〃
大川本川左 1 (支流)	大東市龍間 東大阪市善根寺町六丁目	D22700020	H25. 12. 26	第2255号	H25. 12. 26	第2256号	〃
車谷(2)-1	大東市龍間 東大阪市善根寺町六丁目	K22700251	H25. 12. 26	第2255号	H25. 12. 26	第2256号	急傾斜地の崩壊
車谷(2)-3	大東市龍間 東大阪市善根寺町六丁目	K22700253	H25. 12. 26	第2255号	H25. 12. 26	第2256号	〃
車谷(2)-4	大東市龍間 東大阪市善根寺町六丁目	K22700254	H25. 12. 26	第2255号	H25. 12. 26	第2256号	〃
車谷(2)-2	大東市龍間 東大阪市善根寺町六丁目	K22700252	H25. 12. 26	第2255号	H25. 12. 26	第2256号	〃
車谷(2)-5	大東市龍間 東大阪市善根寺町六丁目	K22700255	H25. 12. 26	第2255号	H25. 12. 26	第2256号	〃
車谷(2)-6	大東市龍間 東大阪市善根寺町六丁目	K22700256	H25. 12. 26	第2255号	H25. 12. 26	第2256号	〃
車谷(2)-7	大東市龍間 東大阪市善根寺町六丁目	K22700257	H25. 12. 26	第2255号	H25. 12. 26	第2256号	〃
寺川 5 丁目 (3)	大東市寺川 5 丁目	K21800940	H26. 4. 11	第575号	H26. 4. 11	第577号	〃
中垣内 2 丁目	大東市中垣内 2 丁目	K21800750	H26. 4. 11	第 575 号	H26. 4. 11	第 577 号	〃
北条 (3)	大東市北条 5 丁目	K21800560	H26. 4. 11	第 575 号	H26. 4. 11	第 577 号	〃
龍間 (10-1)	大東市龍間	K21800050	H26. 4. 11	第 575 号	H26. 4. 11	第 577 号	〃

区域名	所在地	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		自然現象の種類
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
龍間 (50)	大東市龍間	K21800160	H26. 4. 11	第 575 号	H26. 4. 11	第 577 号	〃
野崎中川右支	大東市野崎	D21810170	H26. 4. 11	第 575 号	H26. 4. 11	第 577 号	土石流
鍋田川右第一支川	寺川 5 丁目	D21810250	H26. 4. 11	第 575 号	H26. 4. 11	第 577 号	〃
鍋田川左 1 右一	中垣内	D21810310	H26. 4. 11	第 575 号	H26. 4. 11	第 577 号	〃
鍋田川左 1 右三	龍間	D21810330	H26. 4. 11	第 575 号	H26. 4. 11	第 577 号	〃
鍋田川右 1 左一	中垣内	D21820050	H26. 4. 11	第 575 号	H26. 4. 11	第 577 号	〃
龍間 (12)	大字龍間	K21800060	H27. 10. 20	第 1460 号	H27. 10. 20	第 1461 号	急傾斜地の崩壊
龍間 (6)	大字龍間	K21800070	H27. 10. 20	第 1460 号	H27. 10. 20	第 1461 号	〃
龍間 (8) - 1	大字龍間	K21800081	H27. 10. 20	第 1460 号	H27. 10. 20	第 1461 号	〃
龍間 (8) - 2	大字龍間	K21800082	H27. 10. 20	第 1460 号	H27. 10. 20	第 1461 号	〃
龍間 (15)	大字龍間	K21800090	H27. 10. 20	第 1460 号	H27. 10. 20	第 1461 号	〃
龍間 (48)	大字龍間	K21800130	H27. 10. 20	第 1460 号	H27. 10. 20	第 1461 号	〃
龍間 (49)	大字龍間	K21800140	H27. 10. 20	第 1460 号	H27. 10. 20	第 1461 号	〃
龍間 (4)	大字龍間	K21800190	H27. 10. 20	第 1460 号	H27. 10. 20	第 1461 号	〃
妙見谷 (妙見谷)	大字北条	D21810050	H27. 10. 20	第 1460 号	-	-	土石流
宮ノ谷 (宮ノ谷)	大字北条	D21810070	H27. 10. 20	第 1460 号	-	-	〃
谷田川右 1 右一 (谷田川右第一支溪)	大字北条	D21810081	H27. 10. 20	第 1460 号	H27. 10. 20	第 1461 号	〃
谷田川右 1 左一 (谷田川右第一支溪)	大字北条	D21810082	H27. 10. 20	第 1460 号	H27. 10. 20	第 1461 号	〃
谷田川右 1 左四 (谷田川右第四支溪)	大字北条	D21810110	H27. 10. 20	第 1460 号	H27. 10. 20	第 1461 号	〃
谷田川左 1 右一 (谷田川右支)	大字龍間	D21810122	H27. 10. 20	第 1460 号	H27. 10. 20	第 1461 号	〃
谷田川左 1 左一 (谷田川支川)	大字北条	D21810130	H27. 10. 20	第 1460 号	-	-	〃
寺川 (寺川本川)	大字寺川	D21810180	H27. 10. 20	第 1460 号	-	-	〃
野崎中川右 1 (野崎中川本川)	大字野崎	D21810191	H27. 10. 20	第 1460 号	H27. 10. 20	第 1461 号	〃
野崎中川本川 (野崎中川本川)	大字野崎	D21810192	H27. 10. 20	第 1460 号	H27. 10. 20	第 1461 号	〃
寺川右 1 右一 (寺川右支)	大字寺川	D21810211	H27. 10. 20	第 1460 号	H27. 10. 20	第 1461 号	〃
寺川右 1 右二 (寺川右支)	大字寺川	D21810212	H27. 10. 20	第 1460 号	H27. 10. 20	第 1461 号	〃
鍋田川右 2 (鍋田川右第二支川)	大字中垣内	D21810260	H27. 10. 20	第 1460 号	H27. 10. 20	第 1461 号	〃
鍋田川 (鍋田川本川)	大字中垣内	D21810270	H27. 10. 20	第 1460 号	-	-	〃
大川右 1 (鍋田川)	大字中垣内	D21810320	H27. 10. 20	第 1460 号	H27. 10. 20	第 1461 号	〃
大川 (大川本川)	大字中垣内	D21810340	H27. 10. 20	第 1460 号	-	-	〃
鍋田川右 3 (鍋田川右第三支川)	大字龍間	D21820040	H27. 10. 20	第 1460 号	-	-	〃
龍間 (7)	大字龍間	K21800030	H27. 10. 28	第 1496 号	H27. 10. 28	第 1497 号	急傾斜地の崩壊

区域名	所在地	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		自然現象の種類
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
龍間 (13)	大字龍間	K21800200	H27. 10. 28	第 1496 号	H27. 10. 28	第 1497 号	〃
龍間 (14)	大字龍間	K21800210	H27. 10. 28	第 1496 号	H27. 10. 28	第 1497 号	〃
龍間 (35)	大字龍間	K21800220	H27. 10. 28	第 1496 号	H27. 10. 28	第 1497 号	〃
龍間 (39)	大字龍間	K21800240	H27. 10. 28	第 1496 号	H27. 10. 28	第 1497 号	〃
龍間 (25)	大字龍間	K21800270	H27. 10. 28	第 1496 号	H27. 10. 28	第 1497 号	〃
野崎 2 丁目	野崎二丁目	K21800400	H27. 10. 28	第 1496 号	H27. 10. 28	第 1497 号	〃
野崎 2 丁目 (3)	野崎二丁目	K21800410	H27. 10. 28	第 1496 号	H27. 10. 28	第 1497 号	〃
野崎 3 丁目	野崎三丁目及び二丁目	K21800420	H27. 10. 28	第 1496 号	H27. 10. 28	第 1497 号	〃
野崎 3 丁目 (2)	野崎三丁目	K21800450	H27. 10. 28	第 1496 号	H27. 10. 28	第 1497 号	〃
野崎 2 丁目 (2)	野崎二丁目	K21800490	H27. 10. 28	第 1496 号	H27. 10. 28	第 1497 号	〃
北条 (11)	北条五丁目	K21800520	H27. 10. 28	第 1496 号	H27. 10. 28	第 1497 号	〃
北条 (12)	北条五丁目	K21800530	H27. 10. 28	第 1496 号	H27. 10. 28	第 1497 号	〃
北条 (13)	北条三丁目	K21800540	H27. 10. 28	第 1496 号	H27. 10. 28	第 1497 号	〃
北条 6 丁目 (2)	北条六丁目	K21800550	H27. 10. 28	第 1496 号	H27. 10. 28	第 1497 号	〃
北条 4 丁目	北条四丁目及び五丁目	K21800580	H27. 10. 28	第 1496 号	H27. 10. 28	第 1497 号	〃
北条 (2)	北条七丁目	K21800610	H27. 10. 28	第 1496 号	H27. 10. 28	第 1497 号	〃
北条 (8)	北条六丁目	K21800620	H27. 10. 28	第 1496 号	H27. 10. 28	第 1497 号	〃
北条 (6)	大字北条	K21800630	H27. 10. 28	第 1496 号	H27. 10. 28	第 1497 号	〃
北条 (10)	大字北条	K21800640	H27. 10. 28	第 1496 号	H27. 10. 28	第 1497 号	〃
寺川 5 丁目 (4)	寺川五丁目	K21800930	H27. 10. 28	第 1496 号	H27. 10. 28	第 1497 号	〃
寺川 4 丁目 (2)	寺川四丁目	K21800950	H27. 10. 28	第 1496 号	H27. 10. 28	第 1497 号	〃
寺川 5 丁目 (1)	寺川四丁目及び五丁目	K21800960	H27. 10. 28	第 1496 号	H27. 10. 28	第 1497 号	〃
車谷 (1) - 1	東大阪市善根寺町六丁目	K22700231	H28. 3. 25	第 500 号	H28. 3. 25	第 501 号	〃
車谷 (1) - 2	東大阪市善根寺町六丁目	K22700232	H28. 3. 25	第 500 号	H28. 3. 25	第 501 号	〃
龍間 (9)	大字龍間	K21800040	H28. 9. 14	第 1600 号	H28. 9. 14	第 1602 号	〃
中垣内 (4)	大字中垣内及び中垣内二丁目	K21800720	H28. 9. 14	第 1600 号	H28. 9. 14	第 1602 号	〃
中垣内 (5)	大字中垣内	K21800730	H28. 9. 14	第 1600 号	H28. 9. 14	第 1602 号	〃
中垣内 (3)	大字中垣内	K21800740	H28. 9. 14	第 1600 号	H28. 9. 14	第 1602 号	〃
中垣内 (8)	大字中垣内及び寺川五丁目	K21800760	H28. 9. 14	第 1600 号	H28. 9. 14	第 1602 号	〃
中垣内	大字中垣内及び寺川五丁目	K21800780	H28. 9. 14	第 1600 号	H28. 9. 14	第 1602 号	〃
中垣内 (2)	大字中垣内、中垣内二丁目、中垣内三丁目及び寺川五丁目	K21800790	H28. 9. 14	第 1600 号	H28. 9. 14	第 1602 号	〃
寺川四丁目	寺川五丁目及び寺川四丁目	K21800870	H28. 9. 14	第 1600 号	H28. 9. 14	第 1602 号	〃
寺川五丁目 (2)	寺川五丁目	K21800890	H28. 9. 14	第 1600 号	H28. 9. 14	第 1602 号	〃
寺川四丁目 (4)	寺川四丁目	K21800900	H28. 9. 14	第 1600 号	H28. 9. 14	第 1602 号	〃
寺川四丁目 (5)	寺川四丁目	K21800910	H28. 9. 14	第 1600 号	H28. 9. 14	第 1602 号	〃
寺川四丁目 (6)	寺川四丁目	K21800920	H28. 9. 14	第 1600 号	H28. 9. 14	第 1602 号	〃

区域名	所在地	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		自然現象の種類
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
龍間（1）-1	大字龍間	K21800021	H28.9.14	第1600号	H28.9.14	第1602号	〃
龍間（1）-3	大字龍間	K21800023	H28.9.14	第1600号	H28.9.14	第1602号	〃
龍間（19）	大字龍間	K21800320	H28.9.14	第1600号	H28.9.14	第1602号	〃

付表 7 災害危険区域一覧表

災害危険区域一覧表

(令和 3 年 3 月 3 1 日現在)

区域名	所在地	種別	指定年月日	面積 (ha)	保全人家 戸数	都市計画区域
北条	大東市北条	1種	S58.8.5 (第1031号)	1.99	67	調整区域
龍間(4)	大東市龍間	1種	H2.3.30 (第415号)	1.4	7	調整区域
龍間(3)	大東市龍間	1種	H.10.10.9 (第1615号)	1.16	18	調整区域
龍間(2)	大東市龍間	1種	H18.6.9 (第1349号)	9.06	16	調整区域
龍間(2)	大東市大字 龍間	1種	H20.10.30 (第1906号)	1.906	12	
龍間(2)	大東市大字 龍間	1種	H27.3.31 (第527号)	0.527		

付表 8 山地災害危険地区一覧表

山地災害危険地区一覧表

(令和3年3月31日現在)

◎山腹崩壊危険地区

◎崩壊土砂流出危険地区

No.	危険地区 番 号	所 在 地			No.	危険地区 番 号	所 在 地		
		市町村名	大 字	字			市町村名	大 字	字
1	山11-1	大東市	北条(1)		1	崩11-1	大東市	野崎3丁目	
2	山11-2	〃	北条(2)		2	崩11-2	〃	寺川5丁目(1)	
3	山11-3	〃	北条、野崎		3	崩11-3	〃	寺川5丁目(2)	
4	山11-4	〃	野崎、北条		4	崩11-4	〃	中垣内2丁目	
5	山11-5	〃	龍間(1)						
6	山11-6	〃	龍間(2)						
7	山11-7	〃	中垣内						
8	山11-8	〃	龍間(3)						
9	山11-9	〃	中垣内、龍間						
10	山11-10	〃	北条(3)						
11	山11-11	〃	北条(4)						
12	山11-12	〃	野崎、北条						

付表 9 大東市防災行政無線通信統制運用表

大東市 I P 無線個別番号一覧

(令和 3 年 3 月 3 1 日現在)

名称	無線機種別	個別番号	名称	無線機種別	個別番号
指令局 (統制局)	指令局	001	災害対策本部モニター用	携帯局	180
危機管理執務室	携帯局	002	教育対策部モニター用	携帯局	181
北部地区対策班 1	携帯局	100	応急対策部モニター用	携帯局	182
北部地区対策班 2	携帯局	101	住道新橋班 1	携帯局	190
北部地区対策班 3	携帯局	102	住道新橋班 2	携帯局	191
東部地区対策班 1	携帯局	110	住道新橋班 3	携帯局	192
東部地区対策班 2	携帯局	111	住道新橋班 4	携帯局	193
東部地区対策班 3	携帯局	112	住道新橋班 5	携帯局	194
南部地区対策班 1	携帯局	120	大東四條畷消防組合	携帯局	300
南部地区対策班 2	携帯局	121	水道対策部	携帯局	301
南部地区対策班 3	携帯局	122	大東・四條畷医師会	携帯局	302
西部地区対策班 1	携帯局	130	五軒堀ポンプ場班	携帯局	303
西部地区対策班 2	携帯局	131	銭屋川ポンプ場班	携帯局	304
西部地区対策班 3	携帯局	132	市民体育館 (防災拠点)	携帯局	321
現地指導班 1	携帯局	140	保健医療福祉センター (保健福祉対策部)	携帯局	322
現地指導班 2	携帯局	141	総合文化センター (教育対策部)	携帯局	323
現地指導班 3	携帯局	142	北部地区対策班	携帯局	305
統括班	携帯局	150	東部地区対策班	携帯局	306
広報班 1	携帯局	151	南部地区対策班	携帯局	307
広報班 2	携帯局	152	西部地区対策班	携帯局	308
輸送班 1	携帯局	153	四條畷警察	携帯局	310
輸送班 2	携帯局	154	J R 住道駅	携帯局	312
輸送班 3	携帯局	155	大阪ガス	携帯局	314
物資調達班	携帯局	156	市民会館 (教育委員会)	携帯局	320
避難所班 1	携帯局	157	南郷中学校	携帯局	600
避難所班 2	携帯局	158	住道中学校	携帯局	601
避難所班 3	携帯局	159	四条中学校	携帯局	602
避難所班 4	携帯局	160	深野中学校	携帯局	603
避難所班 5	携帯局	161	北条中学校	携帯局	604
救護班	携帯局	162	谷川中学校	携帯局	605
福祉対策班	携帯局	163	諸福中学校	携帯局	606
			大東中学校	携帯局	607
			いいもりぷらざ	携帯局	608

名称	無線機種別	個別番号	名称	無線機種別	個別番号
消防団長	携帯局	701	消防団 第7分団	携帯局	721
消防団統括隊長	携帯局	702	消防団 第8分団	携帯局	722
消防団消防活動隊長	携帯局	703	消防団 第9分団	携帯局	723
消防団第1方面隊長	携帯局	704	消防団 第10分団	携帯局	724
消防団第2方面隊長	携帯局	705	消防団 第11分団	携帯局	725
消防団第3方面隊長	携帯局	706	消防団 第12分団	携帯局	726
消防団第1方面 第1副隊長	携帯局	707	消防団 第13分団	携帯局	727
消防団第1方面第2副隊長	携帯局	708	消防団 第14分団	携帯局	728
消防団第1方面第3副隊長	携帯局	709	消防団 第15分団	携帯局	729
消防団第2方面第1副隊長	携帯局	710	消防団 第16分団	携帯局	730
消防団第2方面第2副隊長	携帯局	711	消防団 第18分団	携帯局	731
消防団第2方面第3副隊長	携帯局	712	消防団 第19分団	携帯局	732
消防団第3方面第1副隊長	携帯局	713	消防団 第20分団	携帯局	733
消防団第3方面第2副隊長	携帯局	714	消防団 第21分団	携帯局	734
消防団第3方面第3副隊長	携帯局	715	消防団 第22分団	携帯局	735
消防団 第1分団	携帯局	716	消防団 第23分団	携帯局	736
消防団 第3分団	携帯局	717	消防団 第24分団	携帯局	737
消防団 第4分団	携帯局	718	消防団 第25分団	携帯局	738
消防団 第5分団	携帯局	719	消防団 第26分団	携帯局	739
消防団 第6分団	携帯局	720			

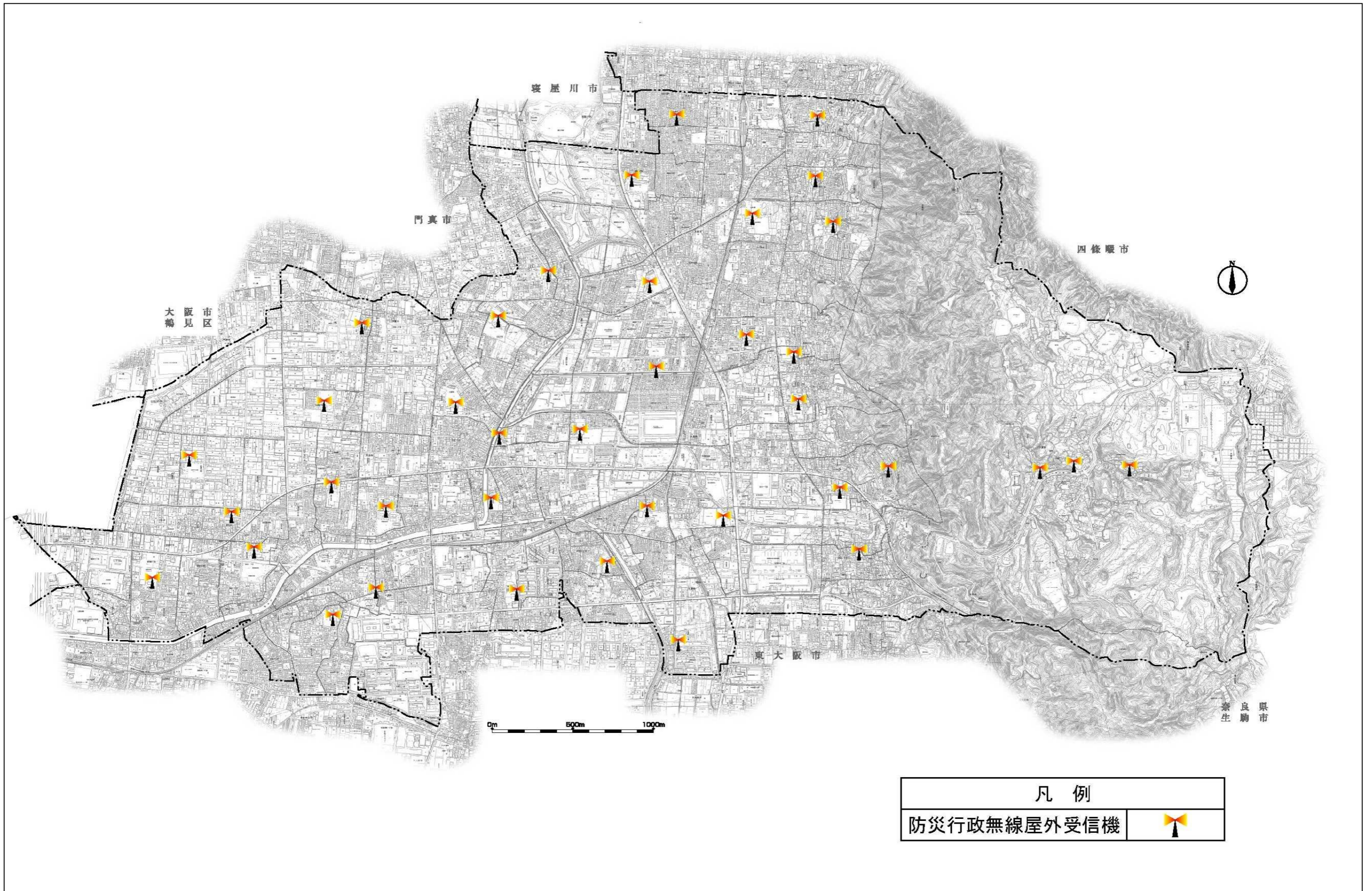
付表 10 防災行政無線同報系屋外受信機設置場所一覧表

防災行政無線同報系屋外受信機設置場所一覧表

(令和3年3月31日現在)

整理番号	設置場所	所在地
親局	大東市役所	谷川一丁目1番1号
1	四条中学校	寺川二丁目7番1号
2	北条中学校	北条二丁目19番30号
3	泉小学校	泉町一丁目3番1号
4	三箇小学校	三箇一丁目23番1号
5	住道北小学校	浜町2番12号
6	水道局	灰塚四丁目1番1号
7	新田公園	新田本町17番
8	北条小学校	北条六丁目11番1号
9	四条北小学校	西楠の里町14番1号
10	龍間(市道龍間第5号線)	大字龍間地内
11	北条人権文化センター	北条三丁目10番5号
12	野崎人権文化センター	野崎一丁目24番1号
13	中垣内第一児童遊園	中垣内二丁目3番
14	南郷小学校	太子田一丁目12番38号
15	中垣内浜第一児童遊園	平野屋1丁目10番
16	水道局東部配水場	野崎三丁目1番20号
17	南新田公園	南新田一丁目8番
18	諸福中学校	諸福五丁目11番1号
19	大東四條曙消防組合大東消防署	新町13番35号
20	氷野小学校	大東町9番1号
21	深野中学校	深野北一丁目15番1号
22	谷川中学校	谷川二丁目6番1号
23	三箇第二公園	三箇四丁目6番
24	御領宮西公園	御領三丁目15番
25	灰塚公園	灰塚五丁目10番
26	御供田公園	御供田二丁目20番
27	南郷中学校	赤井三丁目15番3号
28	楠の里児童遊園	中楠の里町6番
29	南郷公園	氷野四丁目4番
30	緑が丘児童遊園	緑が丘一丁目20番
31	諸福小学校	諸福一丁目2番2号
32	新田中央公園	新田中町6番
33	来ぶらり四条	野崎三丁目6番1号
34	龍間自治区敷地内	龍間781番地
35	龍間	龍間1548番地
36	寺川大谷神社境内	寺川五丁目17番
37	北条笠神公園	北条五丁目7番

付図1 防災行政無線同報系屋外受信機設置場所位置図



付表 11 自主防災組織等一覧表

自主防災組織等一覧表

(令和3年3月31日現在)

種 類	名 称	結 成 年 月 日
自主防災組織 計 50 組織	津の辺区自主防災会	平成13年11月 (2001年)
	灰塚南自主防災会	平成13年11月 (2001年)
	北条第三山之手区自主防災会	平成13年11月 (2001年)
	龍間自主防災会	平成14年 4月 (2002年)
	寺川自主防災会	平成14年 4月 (2002年)
	野崎第一自主防災会	平成14年 4月 (2002年)
	中垣内自主防災会	平成16年 2月 (2004年)
	北条第一自主防災会	平成16年 3月 (2004年)
	北条第二自主防災会	平成16年 3月 (2004年)
	末広区自主防災会	平成17年 4月 (2005年)
	南郷町自主防災会	平成17年 4月 (2005年)
	灰塚自主防災会	平成17年 6月 (2005年)
	大野自主防災会	平成17年11月 (2005年)
	深野四区自主防災会	平成17年12月 (2005年)
	北楠の里自主防災会	平成18年 3月 (2006年)
	住道新町自主防災会	平成18年 5月 (2006年)
	中楠の里自主防災会	平成18年 6月 (2006年)
	北灰塚自主防災会	平成18年 7月 (2006年)
	泉町自主防災会	平成18年 9月 (2006年)
	新田自主防災会	平成18年12月 (2006年)
	住道北部自治振興会自主防災会	平成18年12月 (2006年)
	赤井区自主防災会	平成19年10月 (2007年)
	氷野区自主防災会	平成19年10月 (2007年)
	御領自主防災会	平成19年10月 (2007年)
	太子田自主防災会	平成19年12月 (2007年)
	御供田南地区自主防災会	平成20年 4月 (2008年)
	御供田中地区自主防災会	平成20年 4月 (2008年)
	御供田北地区自主防災会	平成20年 4月 (2008年)
	深野北地区自主防災会	平成20年 6月 (2008年)
	西諸福地区自主防災会	平成20年 8月 (2008年)
	深野五丁目自主防災会	平成20年 9月 (2008年)
	平野屋区自主防災会	平成21年 4月 (2009年)
	栄和町自主防災会	平成21年 5月 (2009年)
	東諸福地区自主防災会	平成21年 5月 (2009年)
	川中新町地区自主防災会	平成22年 4月 (2010年)
	緑が丘地区自主防災会	平成22年 5月 (2010年)
	三箇地区自主防災会	平成22年10月 (2010年)
	南楠の里西楠の里自主防災会	平成22年11月 (2010年)
	谷川自治区自主防災会	平成24年 5月 (2012年)
	錦町自主防災会	平成24年 5月 (2012年)
	北新町自主防災会	平成24年 5月 (2012年)
	川中区自主防災会	平成24年 7月 (2012年)
	朋来2丁目自治区自主防災会	平成24年 7月 (2012年)
	深野中地区自主防災会	平成24年11月 (2012年)
	野崎第二地区自主防災会	平成25年 2月 (2013年)
	住道南部自主防災会	平成25年 6月 (2013年)
	明美の里町自主防災会	平成26年7月 (2014年)

種 類	名 称	結 成 年 月 日
	三箇大東町自主防災会 大東寺川住宅自主防災会 朋来1丁目自主防災会 扇町自主防災会 住道新町自主防災会	平成27年3月 (2015年) 平成28年4月 (2016年) 平成31年3月 (2019年) 平成31年4月 (2019年) 平成31年4月 (2019年)
女性防火クラブ 計 11 組織	末広女性防火クラブ 南郷女性防火クラブ 灰塚女性防火クラブ 山之手女性防火クラブ 大野女性防火クラブ 南灰塚女性防火クラブ 龍間女性防火クラブ 北灰塚女性防火クラブ 三箇女性防火クラブ 栄和町女性防火クラブ 新田女性防火クラブ	昭和43年11月 (1968年) 昭和53年11月 (1978年) 昭和53年12月 (1978年) 昭和55年 4月 (1980年) 昭和57年 9月 (1982年) 昭和58年 3月 (1983年) 昭和59年12月 (1984年) 平成 7年 6月 (1995年) 平成18年 4月 (2006年) 平成21年 6月 (2009年) 平成22年 7月 (2010年)
幼年消防クラブ 計 25 組織	市立北条幼稚園幼年消防クラブ 市立諸福幼稚園幼年消防クラブ 愛真幼稚園幼年消防クラブ 四条暁学園大学付属幼稚園幼年消防クラブ 住道こども園幼年消防クラブ 大東中央幼稚園幼年消防クラブ 朋来幼稚園幼年消防クラブ 大東わかば保育園幼年消防クラブ 若竹こども園幼年消防クラブ あすならこども園幼年消防クラブ 聖心保育園幼年消防クラブ 第二聖心保育園幼年消防クラブ 津の辺保育園幼年消防クラブ 四条保育園幼年消防クラブ みのりこども園幼年消防クラブ 北条保育園幼年消防クラブ 野崎保育所幼年消防クラブ 上三箇保育園幼年消防クラブ ひらりす保育園幼年消防クラブ 南郷保育所幼年消防クラブ 江ノ口保育園幼年消防クラブ 大東つくし保育園幼年消防クラブ 氷野保育園幼年消防クラブ 新田保育園幼年消防クラブ ひとつぶ保育園幼年消防クラブ	平成29年 4月 (2017年) 平成29年 4月 (2017年) 平成29年 4月 (2017年) 平成29年 4月 (2017年) 平成29年 4月 (2017年) 平成29年 4月 (2017年) 平成29年 4月 (2017年) 平成29年 4月 (2017年) 平成29年 4月 (2017年) 平成29年 4月 (2017年) 平成30年 4月 (2018年) 平成30年 4月 (2018年) 平成30年 4月 (2018年) 平成31年 4月 (2019年) 平成31年 4月 (2019年) 平成31年 4月 (2019年) 平成31年 4月 (2019年) 平成31年 4月 (2019年) 平成31年 4月 (2019年) 平成31年 4月 (2019年) 平成31年 4月 (2019年) 平成31年 4月 (2019年) 平成31年 4月 (2019年) 平成31年 4月 (2019年) 平成31年 4月 (2019年) 平成31年 4月 (2019年) 平成31年 4月 (2019年)

付表 12 災害時応援協定締結状況一覧表

相互応援協定表

(令和3年3月31日現在)

協定名称	協 定 市 町 等
大阪府北ブロック消防相互応援協定	吹田市、守口市、高槻市、枚方市、茨木市、寝屋川市、門真市、摂津市、四條畷市、交野市、島本町、枚方寝屋川消防組合、守口市門真市消防組合、大東四條畷消防組合
東大阪市・大東市消防相互応援協定	東大阪市
大阪市・大東市消防相互応援協定	大阪市
大阪府下広域消防相互応援協定	府下全域
北部生駒山系林野火災消防相互応援協定	四條畷市、交野市、生駒市
大阪市・大東市航空消防応援協定	大阪市
災害相互応援協定(北河内地域7市)	守口市、枚方市、寝屋川市、門真市、四條畷市、交野市
相互協力覚書	大東市内郵便局
災害時の相互応援に関する協定	松阪市、長浜市

災害時応援協定締結状況一覧表

(令和3年3月31日現在)

No.	防災協定等の名称	協定の内容	協定先	締結日
1	大東市地域防災相互通信無線局運用協定書	防災関連機関との無線通信	四條畷警察署、大阪ガス(株)東部導管事業所、枚方土木事務所 寝屋川水系改修工営所 阪奈瓦斯(株)	昭和61年 6月1日
2	災害相互応援協定書	北河内7市における広域的な相互応援	北河内7市	平成8年 3月28日
3	大規模災害時における相互応援に関する協定書	大規模災害発生時、職員の派遣や物資・資機材の提供、被災者の受け入れなどの協定書	四條畷・生駒市 (3市協定)	平成26年 5月9日
4	大規模災害時における相互応援に関する協定書	大規模災害発生時、職員の派遣や物資・資機材の提供、被災者の受け入れなどの協定書	滋賀県長浜市	平成27年 3月2日
5	自然災害時における避難施設の指定についての同意書	自治区公民館等11施設を指定避難所とする同意書	中垣内地区	平成18年 12月7日
			東諸福地区	平成18年 12月8日
			御供田北・中地区	
			北条第一地区	平成18年 12月12日

No.	防災協定等の名称	協定の内容	協定先	締結日
			龍間地区、三箇地区、氷野地区 泉町地区、赤井地区、新田地区	平成 18 年 12 月 20 日
			大野地区	平成 19 年 1 月 9 日
		総合福祉センターを指定避難所とする同意書	大東市社会福祉協議会	平成 18 年 12 月 13 日
		大東市立市民会館を指定避難所とする同意書	大東市立市民会館	
		大東市内学校法人 3 校を指定避難所とする同意書	学校法人 天満学園	平成 18 年 12 月 18 日
			学校法人 大阪産業大学 学校法人 四條畷学園	平成 18 年 12 月 20 日
大東市立小中学校全校を指定避難所とする同意書	大東市教育委員会			
6	災害相互協力覚書	災害時の郵便事業の対応	郵便事業（株）大東支店	平成 20 年 4 月 1 日
7	災害時における LP ガス等の供給協力に関する協定書	避難所への LP ガス等の安定供給	大阪府エルピーガス協会北東支部	平成 20 年 6 月 18 日
8	災害時における燃料等の供給協力に関する協定書	災害時活動拠点への重油・灯油の供給協力	川本産業（株）	平成 22 年 5 月 13 日
9	災害時における物資の供給協力に関する協定書	救助活動及び災害復旧業務に対する燃料の優先供給	藤本産業（株）	平成 23 年 11 月 5 日
10	地域防災計画に係る避難施設の指定の同意及び鍵の保管の覚書同意書	府立高校避難施設の同意と鍵の保管について	府立野崎高校 府立緑風冠高校	平成 24 年 1 月 6 日
11	災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定書	災害遺体の処理全般に関する協力体制の確保	大阪葬祭事業協同組合、（有）駕泉、冠葬社、（株）日本セレモニー、（株）ティア、（有）藪内、（株）明倫社	平成 25 年 3 月 11 日
12	災害時等の緊急放送における協定	緊急事態発生時の市民に対する情報伝達	（株）ジェイコムウエスト	平成 25 年 6 月 1 日
13	災害に係る情報発信等に関する協定	大東市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、ネット媒体を活用した迅速な情報提供に関する協定書	ヤフー株式会社	平成 26 年 2 月 25 日
14	防災情報充実強化事業に関する協定書	防災情報充実強化事業に関する費用負担等について	大阪府	平成 25 年 3 月 22 日
15	大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運用に関する協定	大阪府防災行政無線の整備及び管理運用に関すること	大阪府	平成 26 年 4 月 1 日
16	大東市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書	大規模災害発生時の迅速な医療救護活動を実施するための協定書	（一社）大東・四條畷医師会	平成 26 年 4 月 1 日

No.	防災協定等の名称	協定の内容	協定先	締結日
17	大東市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	大規模災害発生時の迅速な医療救護活動を実施するための協定書	(一社)大東・四條畷歯科医師会	平成26年 4月1日
18	大東市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書	大規模災害発生時の迅速な医療救護活動を実施するための協定書	北河内薬剤師会	平成26年 4月1日
19	災害時等の応援に関する申し合わせ	情報の収集・提供、近畿地方整備局等職員の派遣、専門家の派遣等	国土交通省近畿地方整備局	平成26年 9月9日
20	計測震度計の設置及び管理・運用に関する協定書	震度計の設置に関する事	大阪府	平成8年 4月1日
21	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第148条第1項の規定による避難施設の指定についての同意書	国民保護のための避難所の指定についての同意	自然災害発生時の指定避難所	平成18年 12月20日
			(旧)北条西小学校、来ぶらり四条	平成24年 4月1日
22	災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書	災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する事	(社)大東市社会福祉協議会	平成27年 2月27日
23	エアータント取扱いに関する覚書	災害等発生時に使用するエアータントの取扱い	大東四條畷消防組合	平成24年 4月2日
24	消防事務の委託に関する協定書	消防事務の委託に関する取扱い	大東四條畷消防組合	平成26年 4月1日
25	災害時における物資の自動車輸送に関する協定	被災者に対する災害時救助用物資の供給及び運搬に関する取扱い	(一社)大阪府トラック協会東北支部	平成27年 7月13日
26	災害時等における救助用物資の供給等に関する協定	災害時における物資の迅速かつ円滑な自動車輸送に関する取扱い	(株)アカカベ	平成27年 7月13日
27	災害時等における一時避難所としての使用に関する協定	災害時等における一時避難場所としての使用	大川創業株式会社	平成28年 1月26日
28	災害時等における一時避難所としての使用に関する協定	災害時における一時避難場所としての使用	株式会社マルハン	平成28年 3月1日
29	災害時等における一時避難所としての使用に関する協定	災害時における一時避難場所としての使用	(株)コジマ	平成28年 4月1日
30	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書	災害発生時における段ボール製品の調達	セツカートン株式会社	平成28年 6月20日
31	災害時における畳の提供に関する協定書	災害時における畳の無償提供	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	平成28年 6月20日
32	災害時等における物資の供給等に関する協定	災害時等における物資の供給等定	(株)コノミヤ	平成28年 10月14日
33	災害時等における物資の供給等に関する協定	災害時等における物資の供給等定	大阪東部農業協同組合	平成28年 11月4日

No.	防災協定等の名称	協定の内容	協定先	締結日
34	災害時における物資の輸送及び集積場所の運営等に関する協定	災害時における物資輸送、集積場所の運営、専門家の派遣等	摂津倉庫株式会社	平成30年 2月26日
35	災害時等における一時避難所としての使用に関する協定	災害時における一時避難場所としての使用	大阪東部農業協同組合	平成31年 3月25日
36	災害時における協力・連携に関する協定	大規模災害発生時の迅速なガス復旧を実施するための協定書	大阪ガス株式会社	令和元年 8月1日
37	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	避難所における通信手段の確保	西日本電信電話株式会社	令和2年 1月24日
38	災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	災害時における宿泊施設の提供	阪奈土地建設株式会社	令和2年 7月6日
			株式会社ハルクニック	令和2年 7月6日
			一般社団法人大東倶楽部	令和2年 7月6日
			福寿山 魚捨	令和2年 7月6日
39	災害時等におけるキッチンカーによる炊き出し等に関する協定	災害時におけるキッチンカーによる炊き出し	株式会社エースケータリング	令和3年 3月4日
40	大規模災害時における相互応援に関する協定	大規模災害発生時、職員の派遣や物資・資機材の提供、被災者の受け入れ等	三重県松阪市	令和3年 9月13日
41	災害時等における用地、施設の使用及び災害廃棄物の処理等に関する協定	災害廃棄物仮置き場として所有する用地の提供及び木材等の廃棄物の処分	TJグループホールディングス株式会社	令和3年 11月10日
42	災害時における物資の提供等に関する協定	災害時における食料、生活必需品等の供給	株式会社 万代	令和3年 12月1日
43	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	被災状況の把握に必要な映像・画像等による情報収集及び被災者の捜索に関する事	株式会社 I I H A R A	令和3年 12月13日
44	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	災害時におけるコンテナホテルの優先提供	株式会社 デベロップ	令和3年 12月13日

付表 13 災害時要配慮者利用等施設一覧

災害時要配慮者利用施設一覧

(令和3年3月31日現在)

	区分	施設名称	電話番号	住所	淀川	寝屋川・恩智川 (八尾降雨想定)	土砂災害
市立	保育所	南郷保育所	872-7327	太子田3丁目1-20	○	○	
市立	保育所	野崎保育所	876-5630	野崎1丁目6-35			
市立	保育所	北条保育所	876-5237	北条3丁目9-18			
私立	保育所	津の辺保育園	876-8327	南津の辺町2-32			
私立	認定こども園	ひとつぶ保育園	872-0603	深野4丁目3-4			
私立	認定こども園	住道こども園	872-4218	三住町11-21		○	
私立	認定こども園	あすなろこども園	873-2241	扇町9-8		○	
私立	認定こども園	秀英幼稚園	874-4403	深野3丁目1-12			
私立	認定こども園	聖心保育園	874-2371	太子田2丁目14-15	○		
私立	認定こども園	若竹こども園	874-2930	深野5丁目7-27			
私立	認定こども園	第二聖心保育園	874-0981	寺川1丁目20-1			
私立	認定こども園	大東わかば保育園	878-4121	北条1丁目21-36			
私立	保育所	泉保育園	873-9638	泉町1丁目3-2		○	
私立	認定こども園	みのりこども園	879-2777	津の辺町4-11			
私立	保育所	氷野保育園	871-7321	大東町10-15	○	○	
私立	認定こども園	大東つくし保育園	873-9817	諸福6丁目3-33	○	○	
私立	保育所	灰塚保育園	871-5422	灰塚5丁目2-33		○	
私立	保育所	江ノ口保育園	874-5640	三箇4丁目16-16	○		
私立	認定こども園	四条保育園	879-4158	北条1丁目8-48			
私立	保育所	新町保育園	874-2881	川中新町9-1		○	
私立	認定こども園	上三箇保育園	872-4296	三箇1丁目13-13	○		
私立	認定こども園	新田保育園	870-6680	新田中町4-9	○	○	
私立	認定こども園	あすなろこども園分園	870-1515	末広町11-6		○	
私立	認定こども園	愛真幼稚園	877-0164	西楠の里町15-1		○	
私立	認定こども園	朋来幼稚園	872-0337	朋来2丁目14-5		○	
私立	認定こども園	四條暁学園大学附属幼稚園	876-2420	学園町6番45号			
私立	保育所	ひらりす保育園	803-2020	野崎4丁目5-6			
私立	小規模保育施設	聖心保育園分園	874-1442	赤井3丁目5-11	○	○	
私立	小規模保育施設	ひだまり保育園	875-5111	諸福5丁目6-22	○		
私立	小規模保育施設	わかたけ保育園	873-7205	住道2丁目8-4		○	
私立	小規模保育施設	住道サンフレンズ保育園	803-6801	朋来2丁目5-35		○	
公立	老人福祉センター	総合福祉センター	872-2222	新町13-13		○	
公立	老人福祉センター	諸福老人福祉センター	871-2771	諸福1丁目12-12	○		
公立	児童発達支援センター	子ども発達支援センター たんぼぼ園	812-7791	北条1丁目16-16			
公立	児童発達支援センター	子ども発達支援センター すみれ園	812-7791	北条1丁目16-16			
公立	障害児通所施設	幼児発達支援教室	812-7792	北条1丁目16-16			
私立	障害児通所施設	放課後等デイサービス事業 所ポラリス	863-3370	野崎1丁目3番8号 プロスパー野崎20B			
私立	障害児通所施設	児童発達支援ポラリス運動 day	871-2726	赤井1丁目15番1号 大東ビル1 2階	○	○	
私立	障害児通所施設	いきいきケアサポート にしの大東店	875-0131	御供田4丁目4番11号 ロイヤルメゾン千 國1階右2号			

	区分	施設名称	電話番号	住所	淀川	寝屋川・恩智川 (八尾降雨想定)	土砂災害
私立	障害児通所施設	bamboo・スポーツ塾ふらっと大東	875-8113	住道2丁目2番110号大東サンメイツ2番館110号室		○	
私立	障害児通所施設	ぼっぷこーん大東	865-7517	幸町22番25号		○	
私立	障害児通所施設	ふらっとHORA	872-3333	朋来1丁目21番18号グラッドホーラ101号	○	○	
私立	障害児通所施設	flat大東いいもりぶらざ店	812-6011	北条1丁目16番16号4階			
私立	障害児通所施設	児童発達支援・放課後等デイサービスてくてく	877-8055	明美の里町16番30号2階			
私立	障害児通所施設	放課後等デイサービスくりーむうさぎ	888-9230	太子田2丁目10番16号	○		
私立	障害児通所施設	ぼっぷこーん大東NEXT	800-8381	寺川3丁目11番10号			
私立	障害児通所施設	慶生会KIDSステージ野崎	863-1221	北条1丁目2番41号1階			
私立	障害児通所施設	ふらっとHORA2	888-7819	諸福4丁目1番15号	○	○	
私立	障害児通所施設	児童発達支援・放課後等デイサービス翔はばたき	803-7429	諸福2丁目1番4号	○		
私立	障害児通所施設	発達支援ルーム ゆあーず	812-7886	赤井1丁目15番1号4F	○	○	
私立	障害児通所施設	flat大東深北店	812-6011	深野3丁目28番3号アクティブ・スクウェア・大東 4階			
私立	障害児通所施設	きらめキッズ 大東	888-8857	泉町1丁目4番11号メモワール1階		○	
私立	障害児通所施設	ピアリン	800-8556	野崎1丁目9番5号隅田マンション102号・103号			
私立	障害児通所施設	みずふね体操クラブ	812-6717	朋来1丁目21番23号	○	○	
私立	障害児通所施設	Vivid-Life	803-7022	御供田4丁目4番11号ロイヤルメゾン千國105号		○	
私立	障害児通所施設	児童発達支援・放課後等デイサービス すまいるぱれっと	877-6830	南楠の里町14番26号イーストコート101号室			
私立	障害児通所施設	放課後等デイサービスリエゾン	395-5380	北条1丁目10番21号			
私立	障害児通所施設	にじいろのおうち	812-2528	泉町2丁目13番5号		○	
私立	障害児通所施設	みらくる	888-0793	平野町1丁目1番2号フラットカキノキB1F		○	
私立	障害児通所施設	コベルプラス 住道教室	842-2847	赤井1丁目3番28号フェリーチェ1階	○	○	
私立	障害児通所施設	慶生会KIDSプラス大東	863-3040	野崎1丁目13番4号			
私立	障害児通所施設	universal school CRECIO Jr.	873-9000	大野1丁目4番25号	○	○	
私立	障害児通所施設	放課後等デイサービス チェスト	803-7265	曙町2番6号	○	○	
公立	老人憩の家	北条老人憩の家	878-4651	北条3丁目15-15			○
公立	老人憩の家	野崎老人憩の家	879-6076	野崎1丁目8-28			
公立	地域子育て支援拠点施設	キッズプラザ	874-8800	幸町8-8	○	○	

	区分	施設名称	電話番号	住所	淀川	寝屋川・恩智川 (八尾降雨想定)	土砂災害
公立	地域子育て支援拠点施設	南郷子育て支援センター	872-0013	太子田1丁目12-37	○	○	
公立	地域子育て支援拠点施設	四条子育て支援センター	876-7510	野崎1丁目6-35			
私立	軽費老人ホーム	ケアハウスあいの里竜間	869-0788	大字龍間673-3			
私立	軽費老人ホーム	ホーリーハート大東	874-1661	赤井3丁目5-11	○	○	
私立	居宅介護支援事業所	竜間の郷居宅介護支援事業所	875-9777	谷川2丁目7-10			
私立	居宅介護支援事業所	あいの里ケアプランセンター	869-3131	幸町1-7			
私立	居宅介護支援事業所	医療法人仁泉会 居宅介護支援事業所阪奈苑	873-7373	寺川1丁目1-1			
私立	居宅介護支援事業所	川村義肢株式会社 暮らしいきいき館	875-8046	御領1丁目12-1			
私立	居宅介護支援事業所	みどりの里	803-2972	北条6丁目2230-2			
私立	障害者通所施設	青い鳥工房	871-4653	三箇6丁目16-20	○		
私立	障害者通所施設	グローリーワーク大東	862-0417	南津の辺町16-6			
私立	障害者通所施設	コスモス御領	871-0265	御領3丁目16-15	○	○	
私立	障害者通所施設	コスモス住道	870-7410	住道1丁目1-9		○	
私立	障害者通所施設	コスモス大野	873-0045	大野1丁目18-31	○	○	
私立	障害者通所施設	支援センターさくら	871-0030	末広町15-6	○	○	
私立	障害者通所施設	四条作業所	875-3599	寺川3丁目4-9			
私立	障害者通所施設	津の辺	878-1118	南津の辺町1-43			
私立	障害者通所施設	てんとう虫	878-5517	野崎1丁目22-1			
私立	障害者通所施設	ワークボックス大東	871-0999	深野3丁目28-3 アクティ ィブ・スクウェア・大東 306号	○	○	
私立	障害者通所施設	チューリップハウス	874-9753	三住町2-1	○	○	
私立	障害者通所施設	のんびりハウス	876-2850	北条1丁目17-11 橋 本マンション101			
私立	障害者通所施設	ハートフル大東	889-1025	太子田1丁目12-31	○	○	
私立	障害者通所施設	ハートフル北条	879-6101	北条4丁目12-26			○
私立	障害者通所施設	マハロ	803-8763	三箇6丁目5-5	○		
私立	障害者通所施設	大阪アグリバイオ㈱	869-1480	龍間943-1			○
私立	障害者通所施設	みどりの里	803-2946	北条6丁目2230-2			○
私立	障害者通所施設	生駒の生水作業所	863-2941	北条6丁目2230-2			○
私立	障害者通所施設	いちばん星	877-1055	野崎1丁目1-22			
私立	障害者通所施設	ワークスペースきずな	875-5150	三箇3丁目6-4	○	○	
私立	障害者通所施設	フットプロダクツ	876-1310	北条7丁目1-1			
私立	障害者通所施設	あるく	813-1005	寺川3丁目9-1 サン ハイツ岩本1階			
私立	障害者通所施設	ころぼっくる	813-3108	朋来1丁目21-13 山 正ビル2F	○	○	
私立	障害者通所施設	就労継続支援B型スターラ ボスターラボ	090-6559- 2558	赤井1丁目3-22 住道 はりまやビル3F	○	○	
私立	障害者通所施設	自立支援生活の場 翼つばさ	803-7429	諸福2丁目1-4	○		
私立	障害者通所施設	self-A・ルミエール	870-1111	三住町3-1 ビルト昭和3F	○	○	
私立	障害者通所施設	第2 青い鳥	803-6206	三箇4丁目5-19	○		
私立	障害者通所施設	でこぼこパートナーbumpy	877-8055	明美の里町16-29			
私立	障害者通所施設	にじいろのおうち	812-2528	泉町2丁目13-5	○	○	

	区分	施設名称	電話番号	住所	淀川	寝屋川・恩智川 (八尾降雨想定)	土砂災害
私立	障害者通所施設	Vivid-Life	800-3185	御供田4丁目4-11ロイヤルメゾン千國103号	○	○	
私立	障害者通所施設	ピアリン	800-8556	野崎1丁目9-5 隅田マンション102号・103号	○	○	
私立	障害者通所施設	ぶらす住道	816-0555	浜町9-15サンアイ第2ビル3階	○	○	
私立	障害者通所施設	ゆいまーる	392-1367	南楠の里町9-11	○	○	
私立	障害者通所施設	ワーク支援センター光翔	814-8450	栄和町2-15プチロワイアル河合101号	○	○	
私立	障害者通所施設	ワーク支援センター光成	800-3727	新町10-3ファーストコート住道102号	○	○	
私立	障害者通所施設	ワークスペースつなぐ	875-1152	大東町5-24	○	○	
私立	障害者通所施設	ワークリブ	803-7191	赤井2丁目19-21	○		
私立	障害者通所施設	universal collage CRECIO	873-9000	大野1丁目4-25	○	○	
私立	障害者通所施設	ワークスペースいろは	812-3100	野崎2丁目3-6			
私立	地域活動支援センター	あーす	874-9900	三住町2-1	○	○	
私立	地域活動支援センター	障害者生活支援センター	806-1331	三住町2-7	○	○	
私立	有料老人ホーム	ソルケア大東深野	803-5521	深野北1丁目15-6	○		
私立	有料老人ホーム	そんぼの家住道	806-2981	御領1丁目7-22	○	○	
私立	有料老人ホーム	シニアホーム飯盛	878-8228	北条7丁目4-1			○
私立	有料老人ホーム	レザミ住道	806-0307	赤井2丁目19-5	○		
私立	有料老人ホーム	スーパーコート大東	873-4850	扇町13-1	○	○	
私立	有料老人ホーム	ツクイ・サンシャイン大東	863-0880	南津の辺町18-11			
私立	特別養護老人ホーム	みどりの里	803-2941	北条6丁目2230-2			○
私立	特別養護老人ホーム	あいの里竜間	869-0788	龍間673-3			
私立	特別養護老人ホーム	生駒園	869-0300	龍間1304-4			○
私立	特別養護老人ホーム	和光苑	877-8800	野崎3丁目12-1			○
私立	特別養護老人ホーム	南郷の里	873-0031	氷野2丁目1-13	○	○	
私立	介護老人保健施設	竜間之郷	869-0076	龍間1597-7			○
私立	介護老人保健施設	阪奈苑	875-0001	寺川1丁目1-1			
私立	指定介護療養型医療施設	阪奈病院	874-1111	寺川1丁目1-31			
私立	指定介護療養型医療施設	わかくさ竜間リハビリテーション病院	869-0116	大字龍間1580			○
私立	グループホーム	奏音	870-0316	御領1丁目10-18	○	○	
私立	グループホーム	北条グループホーム	878-8228	北条7丁目4-1			○
私立	グループホーム	花水木	869-3710	寺川5丁目19-18			○
公立	小学校	北条小学校	877-0001	北条6丁目11-1			○
公立	小学校	四条北小学校	876-6301	西楠の里町14-1	○		
公立	小学校	四条小学校	879-2821	野崎4丁目6-1			
公立	小学校	深野小学校	871-0411	深野4丁目15-1	○		
公立	小学校	三箇小学校	875-0800	三箇1丁目23-1	○		
公立	小学校	氷野小学校	871-0511	大東町9-1	○	○	
公立	小学校	住道北小学校	872-7788	浜町2-12	○	○	
公立	小学校	泉小学校	871-6786	泉町1丁目3-1	○	○	
公立	小学校	住道南小学校	871-0201	末広町16-1	○	○	
公立	小学校	灰塚小学校	874-7951	灰塚1丁目3-1	○		

	区分	施設名称	電話番号	住所	淀川	寝屋川・恩智川 (八尾降雨想定)	土砂災害
公立	小学校	南郷小学校	871-0164	太子田1丁目12-38	○	○	
公立	小学校	諸福小学校	873-5815	諸福1丁目2-2	○		
私立	小学校	四條畷学園小学校	574-0001	学園町6-45			
公立	中学校	北条中学校	879-5701	北条2丁目19-30			
公立	中学校	四条中学校	872-7241	寺川2丁目7-1			
公立	中学校	深野中学校	879-4891	深野北1丁目15-1	○		
公立	中学校	谷川中学校	871-5471	谷川2丁目6-1	○	○	
公立	中学校	住道中学校	872-7351	末広町17-1	○	○	
公立	中学校	大東中学校	872-5501	朋来1丁目30-1	○	○	
公立	中学校	南郷中学校	872-8181	赤井3丁目15-3	○	○	
公立	中学校	諸福中学校	871-5711	諸福5丁目11-1	○	○	
私立	中学校	大阪桐蔭中学校	574-0013	中垣内3丁目1-1			
私立	中学校	四條畷学園中学校	574-0001	学園町6-45			
公立	高等学校	緑風冠高等学校	574-0072	深野4丁目12-1	○		
公立	高等学校	野崎高等学校	574-0014	寺川1丁目2-1			
私立	高等学校	大阪桐蔭高等学校	574-0013	中垣内3丁目1-1			
私立	高等学校	太成学院大学高等学校	574-0044	諸福7丁目2-23	○	○	
私立	高等学校	四條畷学園高等学校	574-0001	学園町6-45			
私立	病院・診療所	井上産婦人科クリニック	574-0062	氷野1-8-26	○	○	
私立	病院・診療所	恵和会総合クリニック	574-0036	末広町7-7東邦ビル		○	
私立	病院・診療所	仁泉会病院	574-0044	諸福8-2-22	○	○	
私立	病院・診療所	大東中央病院	574-0042	大野2-1-11		○	
私立	病院・診療所	たかばたけウイメンズ クリニック	574-0033	扇町4-18		○	
私立	病院・診療所	野崎徳洲会病院	574-0074	谷川2-10-50			
私立	病院・診療所	阪奈病院	574-0014	寺川1-1-31			
私立	病院・診療所	わかくさ竜間リハビリテー ション病院	574-0012	大字龍間1580			○

付表 14 医療機関一覧表

医療機関一覧表

(令和3年3月31日現在)

番号	医療機関名	所在地	電話番号
1	あいの里竜間診療所	龍間 673-3	869-0788
2	安倉医院	浜町 12-16	872-2824
3	医) 浅田クリニック	赤井一丁目 3-23 シャンテ三船Ⅲ1階	806-8080
4	荒川眼科	赤井一丁目 3-14	874-7577
5	荒矢診療所	御供田五丁目 6-23	875-3220
6	医) 石川クリニック	寺川五丁目 2-1	872-1868
7	いそのかみ皮フ科	赤井一丁目 5 ラプラス 2階	889-6712
8	医) 井上眼科	氷野一丁目 8-26	806-7566
9	医) 井上産婦人科クリニック	氷野一丁目 8-26	872-3511
10	井上内科医院	氷野一丁目 11-23	872-1612
11	医) 上川耳鼻咽喉科	錦町 10-3	876-0672
12	医) 三住医院	三住町 4-13	872-0588
13	医) 榎本整形外科	扇町 5-14	874-1573
14	榎本クリニック	栄和町 3-3	871-1787
15	大東医院	諸福三丁目 6-10	872-0123
16	岡崎医院	御供田四丁目 1-5	871-6316
17	医) かとう耳鼻咽喉科	野崎一丁目 3-8	803-3387
18	川端医院	泉町二丁目 10-45	871-0055
19	木田外科	新田東本町 9-22	875-1223
20	協立診療所	三箇一丁目 3-8	874-2138
21	黒岡クリニック	浜町 9-10 住道駅前ビル 4階 401号	806-3131
22	医) 恵和会内科・循環器科	末広町 7-7 東邦ビル 2階	889-1122
23	小林眼科	野崎一丁目 6-26	863-3800
24	小林小児科内科クリニック	赤井二丁目 2-21	870-7800
25	こにし小児科クリニック	末広町 7-7 東邦ビル 4階	873-0081
26	医) 小林医院	赤井二丁目 2-20	872-0268
27	医) 桜本外科・胃腸内科	北条二丁目 9-18	877-7788
28	澤田医院	赤井二丁目 12-12	870-3511
29	医) 渋谷医院	北楠の里町 24-27 デュアル四條驛 1階	879-0148
30	医) 白築医院	新田本町 10-3	872-1680
31	白川眼科	末広町 7-7 東邦ビル 5階	870-1131
32	医) 仁泉会病院 ※	諸福八丁目 2-22	875-0100
33	助永医院	学園町 5-30	876-0077
34	医) 住道クリニック	赤井一丁目 13-1 住道 1番館 1階	872-9555
35	高瀬医院	南津の辺町 10-7	876-1487
36	医) たかばたけウイメンズクリニック	扇町 4-18	873-6671

番号	医療機関名	所在地	電話番号
37	高橋皮膚科	住道二丁目 7-16 森本ビル3階	873-4330
38	医) たかやま耳鼻咽喉科	末広町 12-11 メゾンド・ショコラ 101	889-1787
39	医) 田川くすの木クリニック	諸福六丁目 3-20	889-5000
40	医) 竹本クリニック	中垣内一丁目 3-6	872-0230
41	大東市立こども診療所	幸町 8-1	873-8686
42	医) 大東中央病院 ※	大野二丁目 1-11	870-0200
43	医) 野崎徳洲会クリニック	深野三丁目 1-1	874-1130
44	医) 野崎徳洲会病院 ※	谷川二丁目 10-50	874-1641
45	長嶋整形外科	新田東本町 1-27	870-3733
46	西村医院	氷野一丁目 2-8	872-0027
47	松下診療所	灰塚四丁目 7-41	873-8609
48	医) 橋本医院	野崎二丁目 1-1	878-4411
49	橋本眼科	野崎一丁目 3-4 野崎クリニックビル2階	879-3900
50	医) 阪奈病院	寺川一丁目 1-31	874-1111
51	医) 彭 医院	南津の辺町 1-10	878-5533
52	前田医院	南楠の里町 9-15	876-1017
53	医) 前野整形外科クリニック	住道二丁目 7-15 森本ビル2階	875-3670
54	松為医院	北楠の里町 25-13	876-1363
55	田野眼科クリニック	曙町 5-5	872-4100
56	水谷・本田診療所	太子田二丁目 6-12	872-5753
57	医) 水野医院	新町 8-9	872-0328
58	医) 南医院	中楠の里町 15-13	876-0471
59	医) 村田内科医院	住道二丁目 2番 大東カンメイ2号館1階	873-5681
60	森クリニック	赤井一丁目 15-33 ダイトビル2 1階	869-6776
61	耳鼻咽喉科森本医院	住道二丁目 7-15	872-3387
62	医) 矢野眼科	赤井一丁目 4-3 ポップタウン住道 パラパーク3階	874-3115
63	やまぐちクリニック	浜町 2-8	889-7780
64	医) とよかわ整形外科クリニック	北条二丁目 18-16	879-3885
65	医) わかくさ竜間リハビリテーション病院	龍間 1580	869-0116
66	医) 若杉耳鼻咽喉科	赤井一丁目 4-3 ポップタウン住道 パラパーク3階	873-4133
67	水野クリニック	扇町 14-17	806-0101

注) ※は、災害医療協力病院を示す。

付表 15 防災拠点一覧表

防災拠点一覧表

(令和3年3月31日現在)

区 分	名 称	所 在 地
防災中枢施設	市役所	谷川一丁目 1-1
	大東四條畷消防組合 大東消防署	新町 13-35
備蓄拠点	市備蓄倉庫 (JR 高架下)	御供田二丁目 488-5・409
	市備蓄倉庫 (大東中央公園内)	深町一丁目、緑が丘一丁目
	市備蓄倉庫 (新田中央公園内)	新田中町 6 番
物資輸送拠点	市立市民体育館	寺川一丁目
応援部隊の受け入れ及び活動拠点	北条公園	北条二丁目
	大東公園	谷川二丁目
	中垣内浜公園	中垣内四丁目
	御供田公園	御供田二丁目
	東諸福公園	諸福一丁目
	新田中央公園	新田中町
	南郷公園	氷野四丁目
	末広公園	末広町、新町
大東中央公園	深野一丁目、緑が丘一丁目	

付表 16 緊急交通路一覧表

緊急交通路一覧表

◎広域緊急交通路

道路区分	路線名称	区 間
自動車専用道路	近畿自動車道	全線
一般道路	国道 170 号 * 大阪生駒線 * 大阪中央環状線	八丁畷（高槻市）～上瓦屋（泉佐野市） 奈良県境（四條畷市）～蒲生 4 新開橋付近（R171 池田市）～北丸保園付近（R310 堺市）

*：重要 14 路線に選定されている主要路線

◎地域緊急交通路

道路区分	路 線 名 称		
府 道	①枚方富田林泉佐野線 ②大東四條畷線 ③深野南寺方大阪線 ④鴻池新田停車場線 ⑤八尾枚方線	⑥中垣内南田原線	
市 道	1. 諸福中垣内線 (旧 R170～八尾枚方線) 2. 野崎 10 号線 3. 北条 12 号線 4. 西の辻法導寺線 5. 辻南野崎駅前線 6. 北条西小学校東線 7. 北条西小学校前線 8. 野崎東西 1 号線 9. 野崎南北 7 号線 10. 四条南小学校北側線 11. 中垣内浜公園前線 12. 龍間 5 号線 13. 深野 4 丁目 7 号線 14. 三箇小学校前線 15. 新田 9 号線	16. 新田 2 号線 17. 太子田萱島線 18. 氷野太子田線 19. 氷野 1 号線 20. 諸福中学校前線 21. 大野灰塚線 22. 末広線 23. 恩智橋松の鼻橋線 24. 泉町 2 丁目南北線 25. 住道中垣内線 26. 谷川 2 号線 27. 谷川 1 号線 28. 庁舎前線 29. 氷野小学校前線 30. 氷野東西線	31. 大東高校西側線 32. 野崎駅前線 33. 片町線附属街路北側 2 号線 34. 新田 1 号線 35. 新田 12 号線 36. 大半・赤井 3 丁目 1 号線 37. 赤井諸福線 38. 諸福 3 号線 39. 川中住道 1 号線

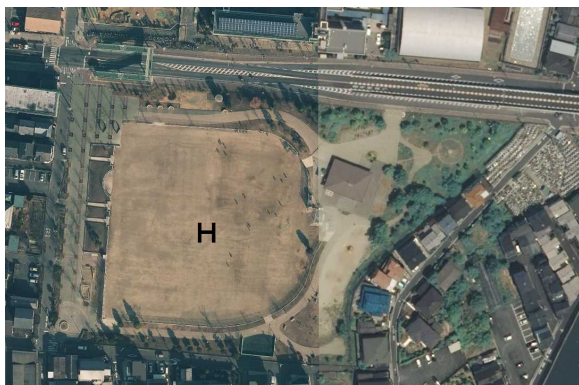
付表 17 災害時用臨時ヘリポート一覧表

災害時用臨時ヘリポート一覧表

(令和3年3月31日現在)

ヘリポート名	所在地	管理者	電話番号	幅×長さ	備考
東諸福公園	諸福一丁目 107-2	みどり課	872-2181	30×30m	小型のみ
深北緑地	深野北四丁目地先	深北緑地管理事務所	877-7471	30×30m	小型のみ
大東中央公園	深野一丁目 緑が丘一丁目	みどり課	872-2181	100×100m	大型駐機可能

東諸福公園



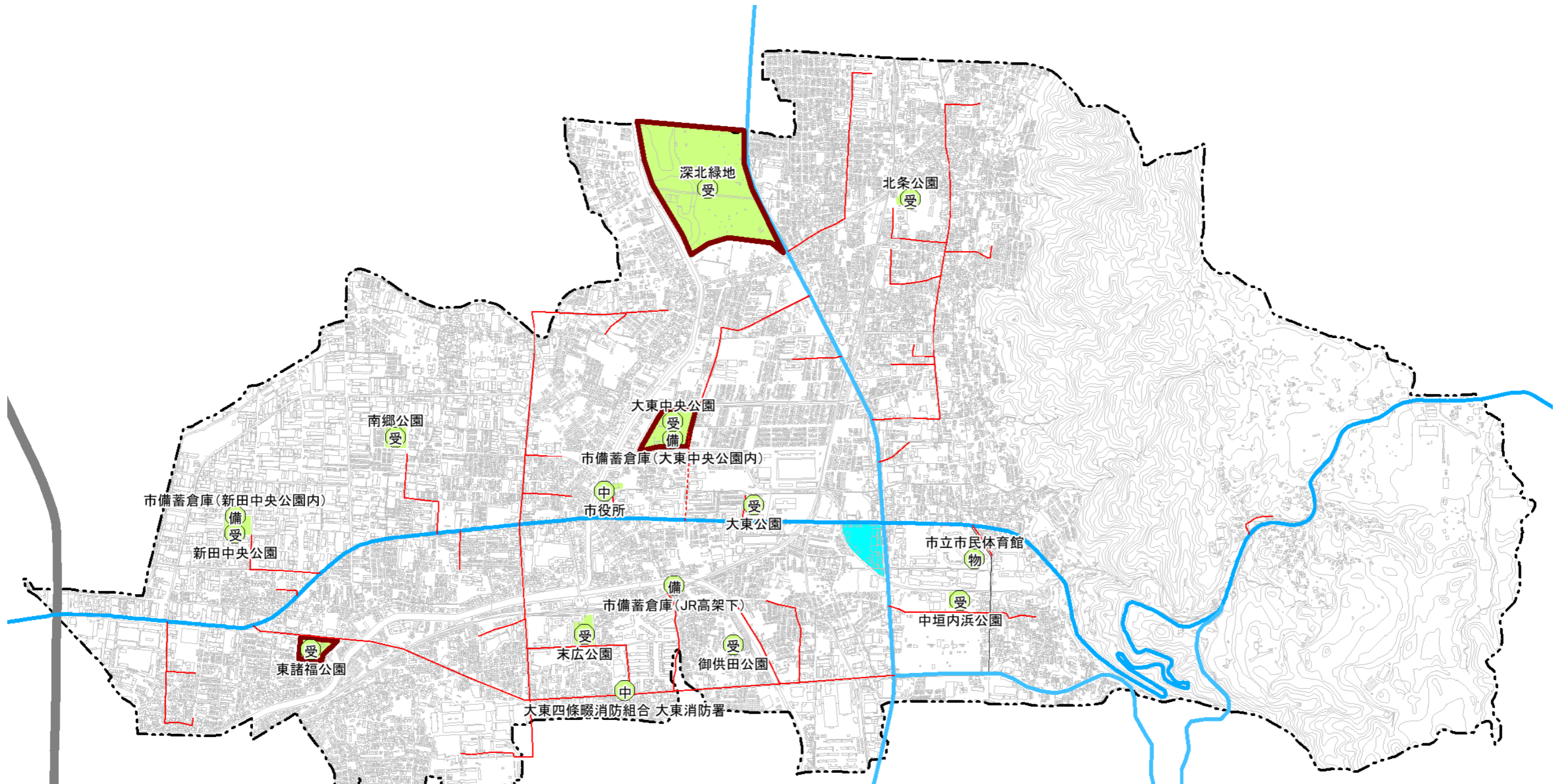
深北緑地



大東中央公園



付図2 緊急輸送関係及び防災拠点位置図



凡例			
府陸上輸送基地		災害時用臨時ヘリポート	
市防災拠点	中枢施設		広域緊急交通路
	備蓄拠点		
	物資輸送拠点		一般道路
	受入および活動拠点		地域緊急交通路

注) 破線については道路整備予定を示す。

付表 18 市の車両保有台数一覧表

市の車両保有台数一覧表

(令和3年3月31日現在)

区 分	総務課保有分		水道局保有分		計
	台数	備 考	台数	備 考	
普通乗用	3	ステーションワゴン 2 箱型 1			3
小型乗用	15	ステーションワゴン 14 (内広報車 1) 箱型 1	2	ステーションワゴン 2	17
軽乗用	11	ステーションワゴン 2 箱型 9			11
小型貨物	10	バン 3 3トッダンプ 2 2トッダンプ 5	2	バン 1 2トッダンプ 1	12
軽貨物	25	バン 20 ダンプ 4 キャブオーバ 1	9	バン 8 ダンプ 1	34
マイクロバス	5	キャブオーバ 5			5
二輪車	31	50CC 31	6	50CC 5 90CC 1	37
特殊用途	8	身障者輸送 1 公共応急作業車 3 塵芥車 3 図書館車 1	3	公共応急作業車 2 フォークリフト 1	11
大型特殊	1	ショベル 1	2	給水車 1 ショベル 1	3
消防団 (本部車)					1
消防団 (ポンプ車)					25

付表 19 一時避難場所一覧表

一時避難場所一覧表

(令和3年3月31日現在)

番 号	名 称	所 在 地	面 積 (h a)
1	東諸福公園	諸福一丁目3番	2.1
2	新田中央公園	新田中町6番	1.4
3	南郷公園	氷野四丁目5番	1.8
4	御供田公園	御供田二丁目20番	1.1
5	北条公園	北条二丁目19番	1.6
6	大東公園	谷川二丁目9番	1.3
7	中垣内浜公園	中垣内四丁目4番	1.5
8	末広公園	末広町6番	1.0

付表 20 広域避難場所一覧表

広域避難場所一覧表

(令和3年3月31日現在)

名 称		所 在 地	面 積 (有効面積)	収容可能 人 口	避 難 予 定 地 区
1	寺川住宅地域 府営寺川住宅 府立野崎高校 府立消防学校 大阪産業大学	寺川1丁目、 中垣内4丁目、 平野屋1丁目	17.4ha (2.0ha)	20,000人	野崎1・2・3・4丁目、寺川1・ 2・3・4・5丁目、深野5丁目、 中垣内1・2・3・4・5・6・7 丁目、平野屋1・2丁目、平野屋新 町、南新田1・2丁目、泉町1・2 丁目、御供田1・2・3・4・5丁 目、幸町、深野南、曙町、三住町、 住道1丁目、緑が丘1・2丁目、谷 川1・2丁目、浜町(大字寺川、大 字龍間、大字中垣内は自由避難地域 とする。)
2	朋来住宅地域	朋来1丁目、2 丁目	17.0ha (3.15ha)	31,500人	住道2丁目、新町、栄和町、末広 町、扇町、川中新町、赤井1・2・ 3丁目、太子田1・2・3丁目、大 野1・2丁目、朋来1・2丁目、三 洋町、灰塚1・2・3・4・5・6 丁目、諸福1・2・3・4・5・6・ 7・8丁目、新田本町、新田東本町、 新田西町、新田中町、新田旭町、新 田北町、新田境町、南郷町、氷野1・ 2丁目
3	深北緑地 ※：水害時、深北緑 地は治水緑地 として機能す るため、避難場 所としては使 用不可である	深野北2丁目、 4丁目、5丁目	17.1ha (17.1ha)	171,000人	北条1・2・3・4・5・6・7 丁目、学園町、錦町、北新町、明美 の里町、北楠の里町、中楠の里町、 南楠の里町、西楠の里町、津の辺町、 南津の辺町、深野北1・2・3丁目、 深野1・2・3・4丁目、三箇1・ 2・3・4・5・6丁目、氷野3・ 4丁目、大東町、御領1・2・3・ 4丁目(大字北条、大字野崎は自由 避難地域とする。)
4	大東中央公園	深野1丁目、 緑が丘1丁目	27.1ha (10.6ha)	106,000人	谷川1・2丁目、曙町、浜町、三 住町、深野南町、緑が丘1・2丁目、 深野1・2・3・4丁目、氷野1・ 2・3・4丁目、大東町、御領1・ 2・3・4丁目、南郷町、太子田3 丁目
合 計				328,500人	

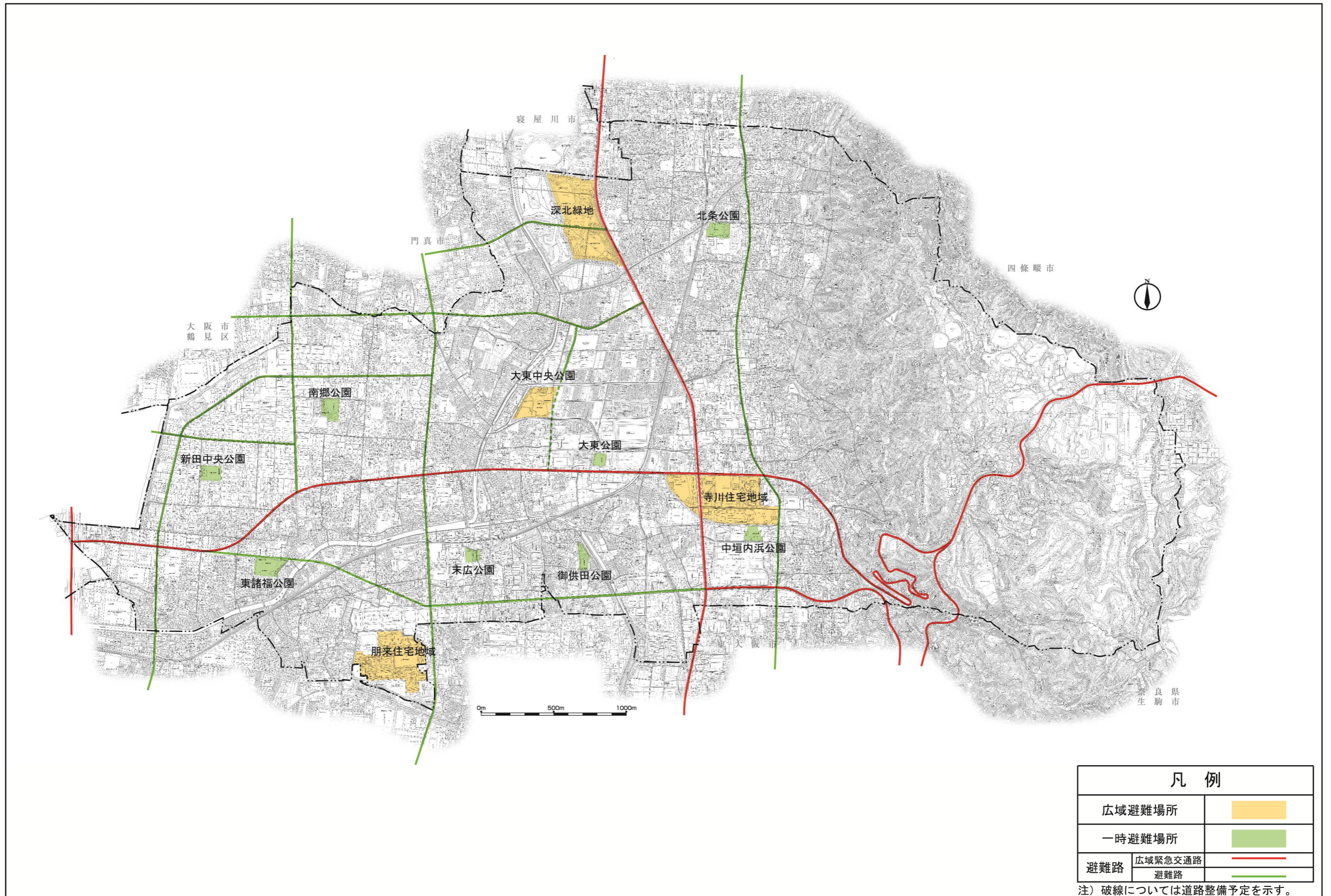
付表 21 避難路一覧表

避難路一覧表

(令和3年3月31日現在)

No.	区 分	名 称	備 考
1	主要地方道	大阪生駒線	
2	主要地方道	大阪中央環状線	
3	主要地方道	八尾枚方線	
4	主要地方道	枚方富田林泉佐野線	
5	国道	170号(大阪外環状線)	
6	府道	鴻池新田停車線	
7	府道	深野南寺方大阪線	
8	府道	諸福中垣内線	
9	市道	氷野鴻池線	
10	市道	新田中央線	
11	市道	太子田福島線	
12	市道	三箇深野北線	
13	市道	諸福中垣内線	
14	都市計画道路	3・5・218-16 深野北谷川線	指定予定

付図3 一時避難場所、広域避難場所及び避難路位置図



付表 22 指定避難所一覧表

指定避難所一覧表

(令和3年3月31日現在)

地区	番号	場所	所在地	電話番号	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	収容可能 人員 (人)
北部地区	1	北条人権文化センター	大東市北条3丁目10-5	877-6066	1,278	1,260	547
	2	北条老人憩の家	〃 北条3丁目15-15	878-4651	1,341	519	225
	3	四条之町公民館 (旧北条中央公民館)	〃 北条6丁目5-31	879-0718		221	96
	4	北条小学校	〃 北条6丁目11-1	877-0001	14,788	1,103	479
	5	北条中学校	〃 北条2丁目19-30	879-5701	18,114	1,272	553
	6	四条北小学校	〃 西楠の里町14-1	876-6301	13,771	1,000	434
	7	まなび北新	〃 北新町3番101	876-7701		305	132
	8	四條畷学園小学校体育館	〃 学園町6-45	876-1321		665	289
東部地区	9	野崎人権文化センター	〃 野崎1丁目24-1	879-1551	911	1,159	503
	10	野崎老人憩の家	〃 野崎1丁目8-28	879-6076	1,036	400	173
	11	来ぶらり四条	〃 野崎3丁目6-1	812-6768	12,274	985	428
	12	四条小学校	〃 野崎4丁目6-1	879-2821	15,320	1,197	520
	13	四条中学校	〃 寺川2丁目7-1	872-7241	15,820	1,008	438
	14	中垣内公民館	〃 中垣内2丁目2-15	873-9604		259	112
	15	龍間公会堂	〃 大字龍間1333			155	67
	16	大阪府立野崎高等学校体育館	〃 寺川1丁目2-1	874-0911		1,050	456
	17	大阪産業大学総合体育館	〃 中垣内3丁目1-1	875-3001		1,837	798
	18	大阪桐蔭中学校高等学校体育館	〃 中垣内3丁目1-1	870-1001		2,558	1,121
	19	深野小学校	〃 深野4丁目15-1	871-0411	15,051	1,087	472
	20	深野中学校	〃 深野北1丁目15-1	879-4891	21,003	1,141	496
	21	アクティブ・スクウェア・大東	〃 深野3丁目28-3	870-7932	15,688	752	326
	22	(旧) 深野児童センター	〃 深野3丁目28-4		1,247	499	216
	23	大阪府立緑風冠高等学校 (大東高校) 体育館	〃 深野4丁目12-1	871-5473		1,050	456

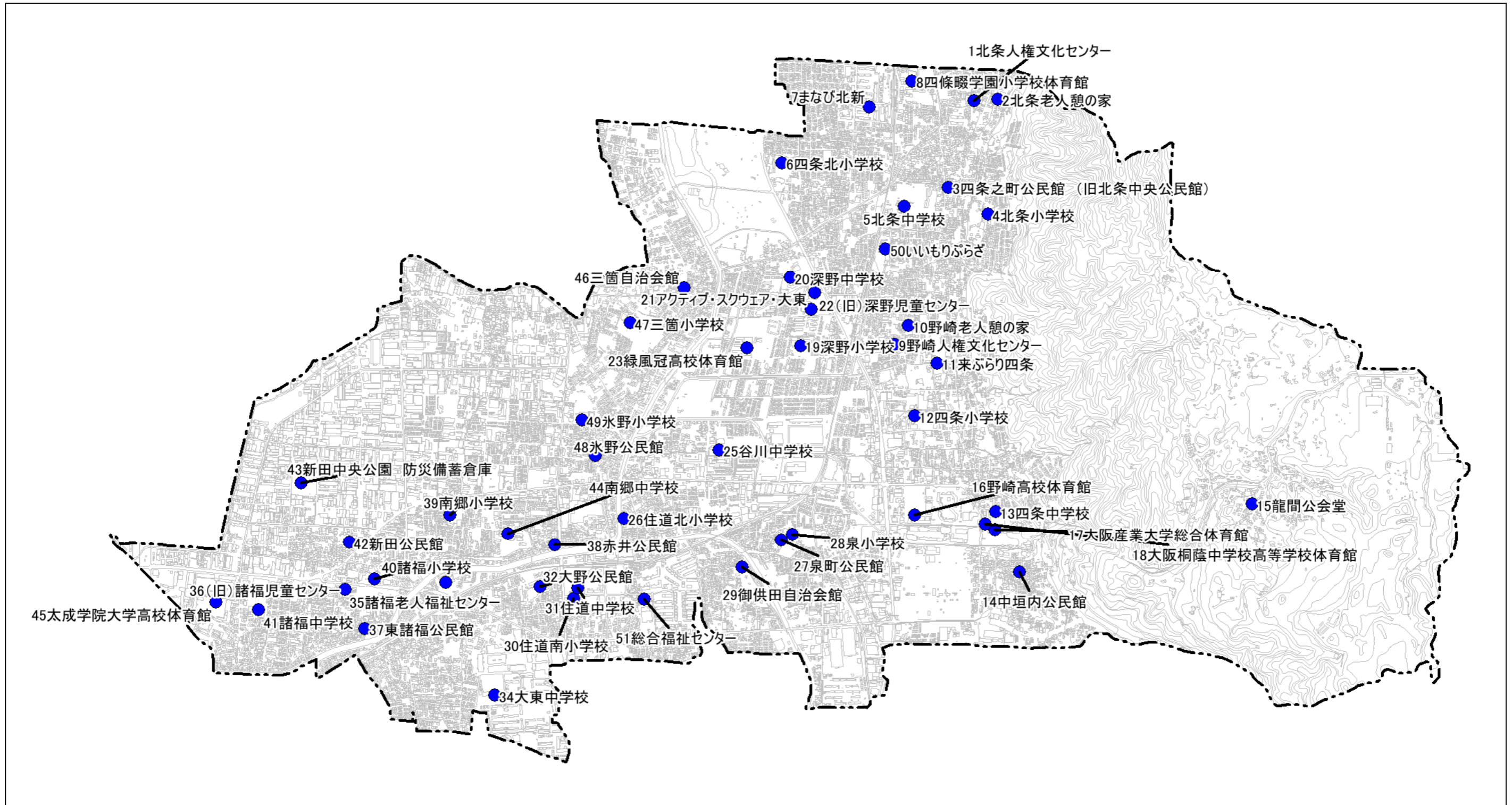
地区	番号	場所	所在地	電話番号	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	収容可能 人員 (人)
南部地区	24	谷川中学校	〃 谷川2丁目6-1	871-5471	18,751	1,272	553
	25	住道北小学校	〃 浜町2-12	872-7788	8,975	1,108	481
	26	泉町公民館	〃 泉町1丁目3-2	874-4050		94	40
	27	泉小学校	〃 泉町1丁目3-1	871-6786	18,620	1,192	518
	28	御供田自治会館	〃 御供田2丁目20-1			166	72
	29	住道南小学校	〃 末広町16-1	871-0201	13,621	1,197	520
	30	住道中学校	〃 末広町17-1	872-7351	17,447	1,254	545
	31	大野公民館	〃 大野1丁目3-1	874-0536		284	123
	32	灰塚小学校	〃 灰塚1丁目3-1	874-7951	15,642	977	424
	33	大東中学校	〃 朋来1丁目30-1	872-5501	20,869	1,032	448
西部地区	34	諸福老人福祉センター	〃 諸福1丁目12-12	871-2771	820	414	180
	35	From Earth Kids	〃 諸福1丁目12-12		1,260	560	243
	36	東諸福公民館	〃 諸福1丁目7-10			644	280
	37	赤井公民館	〃 赤井2丁目14-4			128	55
	38	南郷小学校	〃 太子田1丁目12-38	871-0164	11,451	1,100	478
	39	諸福小学校	〃 諸福1丁目2-2	873-5815	14,684	1,200	521
	40	諸福中学校	〃 諸福5丁目11-1	871-5711	14,731	1,024	445
	41	新田公民館	〃 新田本町17-6			402	174
	42	新田中央公園防災備蓄倉庫	〃 新田中町6番			1,773	770
	43	南郷中学校	〃 赤井3丁目15-3	872-8181	16,676	848	368
	44	大成学院大学高校体育館	〃 諸福7丁目2-23	871-1921		1,300	565
	45	三箇自治会館	〃 三箇4丁目1-5	873-8878		420	182
	46	三箇小学校	〃 三箇1丁目23-1	875-0800	17,144	977	424
	47	氷野公民館	〃 氷野1丁目9-6	870-9119		249	108
	48	氷野小学校	〃 大東町9-1	871-0511	19,794	1,199	521
福祉避難所	49	いいもりふらざ	〃 北条1-16-16	812-7900		652	283
	50	総合福祉センター	〃 新町13-13	872-2222		414	180
						総収容可能人数	18,838

注1) 避難所の収容基準は、収容人員一人あたり2.3㎡とする。

注2) 敷地面積については、市所有財産のみを記載。(平成18年度財産に関する調査より)

注3) 大東市立小・中学校は学校機能と併用する場合、体育館及び4教室を避難所とする。

付図4 避難所位置図



凡例	
避難所	1 ●

付表 23 応急仮設住宅建設予定地一覧表

応急仮設住宅建設予定地一覧表

(令和3年3月31日現在)

名 称	所 在 地	面積 (ha)
中垣内浜公園	中垣内4丁目3番及び4番	1.5
南郷公園	氷野4丁目4番	1.8
東諸福公園	諸福1丁目3番	2.0
龍間ぐりーんふいーるど	龍間1981-7 (グラウンド)	1.26
	(多目的広場)	0.25
合 計		6.81

付表 24 給水タンク等の保有量

給水タンク等の保有量

(令和3年3月31日現在)

給 水 車			給 水 タ ン ク			そ の 他			
種 類 (容量)	台数	容量計 (t)	種 類 (容量)	台数	容量計 (t)	種 類	容量 (l)	個数	合計容量
1.8	1	1.8	2.0	1	2.0	ポリタンク	20.0	390	7,800
			1.5	1	1.5	非常用飲料水袋	6.0	15,000	90,000
			1.0	14	14.0				0

付表 25 配水場一覧表

配水場一覧表

(令和3年3月31日現在)

施 設 名	所 在 地	貯水量 (m ³)	水 源
灰 塚 配水場	灰塚4丁目1-1	7,500	大阪広域水道 企業団
東 部 "	野崎3丁目1-20	15,000	"
東部第二 "	野崎3丁目11-16	8,000	"
東部第二高区 "	大字寺川714	6,000	"
東部第三 "	野崎1127-2	1,000	"
東部第四 "	大字龍間1535	400	"
東部第五 "	四條畷市南野2130	400	"

付表 26 大東市重要物資備蓄量目標一覧表

大東市重要物資備蓄目標量一覧表

(令和3年3月31日現在)

備蓄品目	算出方法	市基準量
食糧	(直下型地震による) 避難所避難者数×3食×1.2 ※1.2という係数は、避難所避難者以外の食糧需要を想定したもの	23,511食
高齢者食	上記で算出した数量のうち、5% (80歳以上人口比率) を高齢者食とする	2,351食
毛布	避難所避難者数×必要枚数2枚/人	26,123人分
乳児用粉ミルク 又は乳児用液体ミルク	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6% (0~1歳人口比率) ×70% (人口授乳率) ×130g/人/日	19,018g
	【液体ミルク】 避難所避難者数 1.6% (0~1歳人口比率) ×70% (人口授乳率) ×1リットル/人/日	147リットル
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6% (0~1歳人口比率) ×70% (人口授乳率) ×1本(注)/人 (注)「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は、5回/人/日とする	293個
乳児・小児用おむつ	(直下型地震による) 避難所避難者数×2.5% (0~2歳人口比率) ×8枚(注)/人/日	2,613枚
大人用おむつ	収容避難者(女性)の1日分	523枚
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者100人に1基、市町村はBOX型(マンホールトイレ等含む)、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。	131基
生理用品	(直下型地震による) 避難所避難者数×48% (12~51歳人口比率) ×52% (注) (12~51歳人口比率) ×5/32 (月経周期) ×5枚/人/日	2,609枚
トイレットペーパー	(直下型地震による) 避難所避難者数×7.5m (注)/人/日	97,962m
マスク	(直下型地震による) 避難所避難者数	13,062枚

※ 大阪府域救援物資対策協議会「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」を参考に必要量を算出。

※ 備蓄目標は、直下型地震に備えて市と府の備蓄を合わせて1日分の備蓄としている。

付表 27 大東市重要物資備蓄一覧表

大東市重要物資備蓄一覧表

(令和3年3月31日現在)

備蓄品	備蓄数
食糧	48,141 食
高齢者食	1,710 食
毛布	28,145 枚
粉ミルク	19,087g(146 人分)
乳児・小児用紙おむつ	2,736 枚
大人用おむつ	708 枚
簡易トイレ	261 基
生理用品	13,060 枚
トイレットペーパー	98,000m
マスク	384,650 枚

※物資には使用期限があり年度末に納入するため、年度末までは前年度末の備蓄数である。

付表 28 大阪府災害用備蓄物資一覧表

大阪府災害用備蓄物資一覧

(令和3年9月30日現在)

品名	備蓄物資 目標数量	備蓄物資 合計	北部拠点	中部拠点	南部拠点	府民センター等	備考
重要物資	煮炊不要食等食糧	1,100,000 食	1,106,500 食	88,760 食	824,120 食	187,120 食	6,500 食
	毛布	880,942 枚	880,880 枚	111,130 枚	628,230 枚	132,540 枚	8,980 枚
	哺乳瓶	3,900 本	3,900 本	960 本	1,980 本	960 本	0 本
	紙おむつ	317,140 枚	317,920 枚	27,820 枚	212,506 枚	54,546 枚	23,048 枚
	トイレット ペーパー	9,910,602 m	9,916,800 m	924,000 m	7,047,200 m	1,811,200 m	134,400 m
	生理用品	257,676 枚	1,391,656 枚	340,272 枚	693,430 枚	337,714 枚	20,240 枚
	マスク	23,786 枚	875,350 枚	0 枚	875,350 枚	0 枚	0 枚
	簡易トイレ	8,810 基	1,556 基	306 基	850 基	400 基	0 基
粉ミルク	1,923,979 g	1,920,840 g	メーカー側ランニングストック (森永乳業、雪印ビーンスターク、アサヒグループ食品)				
ペットボトル水	本	358,224 本	4,992 本	345,672 本	7,560 本	0 本	
肌着	組	49,791 組	3,671 組	26,170 組	12,500 組	7,450 組	
タオル	枚	34,353 枚	0 枚	23,853 枚	0 枚	10,500 枚	
ティッシュ	個	35,600 個	0 個	25,100 個	0 個	10,500 個	
飲料水袋	袋	51,750 袋	0 袋	11,750 袋	40,000 袋	0 袋	
作業服	着	584 着	0 着	584 着	0 着	0 着	
移動式仮設風呂	基	3 基	1 基	1 基	1 基	0 基	
パーティション	2,557 張	500 張	140 張	180 張	180 張	0 張	
簡易ベッド	2,557 台	310 台	100 台	110 台	100 台	0 台	
ブルーシート	9,400 枚	4,700 枚	1,500 枚	1,700 枚	1,500 枚	0 枚	
かにぼん	袋	2,760 袋	メーカー側ランニングストック 三立製菓(株)				
漬物	ト	18 ト	" 大阪府漬物事業協同組合				

○調達対応

(令和3年9月30日現在)

精米 (6社)	災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定 (株)大阪第一食糧・幸南食糧(株)・幸福米穀(株)・(株)丸三・ (株)勝山商店・津田物産(株)	倉庫保管料を負担し確保 6食分相当
災害用医療物資 確保・供給	災害用医療物資確保・供給業務を委託 府内災害拠点病院	推定入院患者の3日分
災害用医薬品等 備蓄・供給	災害用医薬品等備蓄・供給業務を委託 (一般社)大阪府薬剤師会・大阪府医薬品卸協同組合	推定入院・外来患者の7日分 (上記推定入院患者の3日分を除く)

付表 29 市域内にある社会福祉施設一覧表

市域内にある社会福祉施設一覧表

(令和3年3月31日現在)

	施設の種類	施設名	電話番号	住所
公 立	老人福祉センター	総合福祉センター	872-2222	新町 13-13
		諸福老人福祉センター	871-2771	諸福 1 丁目 12-12
	児童施設	野崎青少年教育センター内児童館	876-7000	野崎 1 丁目 22-1
		北条青少年教育センター内児童館	877-0883	北条 3 丁目 10-5
	知的障害児通園施設	子ども発達支援センター	871-0948	泉町 1 丁目 3-3
	肢体不自由児通園施設	子ども発達支援センター	871-0948	泉町 1 丁目 3-3
私 立	在宅障害者デイサービス施設	北条老人憩の家	878-4651	北条 3 丁目 15-15
		野崎老人憩の家	879-6076	野崎 1 丁目 8-28
		キッズプラザ	874-8800	幸町 8-8
		南郷子育て支援センター	872-0013	太子田 1 丁目 12-37
		四条子育て支援センター	876-7510	野崎 1 丁目 6-35
		軽費老人ホーム	あいの里竜間 ホーリーハート大東	869-0788 874-1661
私 立	在宅介護支援センター	和光苑	877-8800	野崎 3 丁目 12-1
		竜間之郷	869-3097	龍間 1595-7
		あいの里竜間	869-0668	龍間 673-3
		ホーリーハート大東	874-8593	赤井 3 丁目 5-11
		阪奈苑	873-7373	寺川 1 丁目 1-1
		暮らしいきいき館	875-8046	御領 1 丁目 12-1
		みどりの里	803-2941	北条 6 丁目 2230-2
		竜間之郷朋来	869-2600	灰塚 4 丁目 4-3
	障害者通所施設	青い鳥工房	871-4653	三箇 6 丁目 16-20
		グローリーワーク大東	862-0417	津の辺町 18-4
		コスモス御領	871-0265	御領 3 丁目 16-15
		コスモス住道	870-7410	住道 1 丁目 1-9
		コスモス大野	873-0045	大野 1 丁目 18-31
		支援センターさくら	871-0030	末広町 15-6
		四条作業所	875-3599	寺川 3 丁目 4-9
		津の辺	878-1118	南津の辺町 1-43
てんとう虫		878-5517	野崎 1 丁目 22-1	
ワークボックス大東		871-0999	曙町 2-6	
チューリップハウス		874-9753	三住町 2-1	
のんびりハウス		876-2850	北条 1 丁目 15-7	
ハートフル大東		889-1025	太子田 1 丁目 12-31	
ハートフル北条		879-6101	北条 4 丁目 12-26	
マハロ		803-8763	三箇 6 丁目 5-5	
大阪アグリバイオ(株)		869-1480	龍間 943-1	
太閤ファーム(株)		869-1480	龍間 308-20	
みどりの里		803-2946	北条 6 丁目 2230-2	
生駒の生水作業所	863-2941	北条 6 丁目 2230-2		
いちばん星	877-1055	野崎 1 丁目 1-22		
ワークスペースきずな	875-5150	三箇 3 丁目 6-4		
フットプロダクツ	876-1310	北条 7 丁目 1-1		
ライフアート四條畷	877-1690	北条 3 丁目 3-24		
地域活動支援センター	あーす	874-9900	三住町 2-1	
	障害者生活支援センター	806-1331	三住町 2-7	
宿泊型自立訓練施設	大東通勤寮	869-3322	末広町 15-6	
有料老人ホーム(介護付)	アミーユ大東深野	803-5521	深野北 1 丁目 15-6	
	アミーユ住道	806-2981	御領 1 丁目 7-22	

施設の種類	施設名	電話番号	住所
特別養護老人ホーム	シニアホーム飯盛	878-8228	北条7丁目4-1
	レザミ住道	806-0307	赤井2丁目19-5
	スーパー・コート大東	873-4850	扇町13-1
	ツクイ・サンシャイン大東	863-0880	南津の辺町18-11
	みどりの里	803-2941	北条6丁目2230-2
	あいの里竜間	869-0788	龍間673-3
	生駒園	869-0300	龍間1304-4
地域密着型特別養護老人ホーム	和光苑	877-8800	野崎3丁目12-1
	南郷の里	873-0031	氷野2丁目1-13
介護老人保健施設	百楽荘	889-5051	栄和町9-10
	諸福苑	874-5252	諸福7-4-45
指定介護療養型医療施設	龍間の里	869-0076	龍間1595-7
	阪奈苑	875-0001	寺川1丁目1-1
グループホーム	阪奈病院	874-1111	寺川1丁目1-31
	わかくさ竜間リハビリテーション病院	869-0116	大字龍間1580
	奏音	870-0316	御領1丁目10-18
	北条グループホーム	878-8228	北条7丁目4-1
	花水木	869-3710	寺川5丁目19-18
	あいの里きらら	869-0788	大字龍間673-3
	八重桜	874-5711	諸福7-4-45
	さんがの杜	391-3744	三箇5-6-22

市立保育所

施設名称	電話番号	住所
南郷保育所	872-7327	太子田3丁目1-20
野崎保育所	876-5630	野崎1丁目6-35
北条保育所	876-5237	北条3丁目9-18

私立保育園

施設名称	電話番号	住所
寺川保育園	871-2494	寺川5丁目5-14
津の辺保育園	876-8327	南津の辺町2-32
住道一粒保育園	872-0593	深野4丁目3-4
住道学園	873-1141	三住町16-6
あすなろ保育園	873-2241	扇町9-8
聖心保育園	874-2371	太子田2丁目14-15
大東若竹保育園	874-2930	深野5丁目7-27
第二聖心保育園	874-0981	寺川1丁目20-1
大東わかば保育園	878-4121	北条1丁目21-36
泉保育園	873-9638	泉町1丁目3-2
大東みのり保育園	879-2777	津の辺町4-11
氷野保育園	871-7321	大東町10-15
大東つくし保育園	873-9817	諸福6丁目3-33
灰塚保育園	871-5422	灰塚5丁目2-33
江ノ口保育園	874-5640	三箇4丁目16-16
四条保育園	879-4158	北条1丁目8-48
新町保育園	874-2881	川中新町9-1
上三箇保育園	872-4296	三箇1丁目13-13
新田保育園	870-6680	新田中町4-9

付表 30 各地区対策部の設置箇所及び担当区域一覧表

各地区対策部の設置箇所及び担当区域一覧表(風水害時)

(令和3年3月31日現在)

No.	名 称	設置箇所 TEL	対 象 区 域
1	北 部 地区対策部	北条人権文化センター 877-6066	明美の里町、学園町、北新町、津の辺町、南津の辺町1番～17番、錦町、北楠の里町、中楠の里町、南楠の里町、西楠の里町、深野北1～5丁目、大字北条の一部(市道北条龍間線より北側)、北条2～6丁目、北条1丁目16番～24番、北条7丁目4番～6番、北条7丁目12番～16番、北条7丁目11番の一部(谷田川源流より北側地域)
2	東 部 地区対策部	野崎人権文化センター 879-1551	大字野崎、野崎1～4丁目、大字寺川、寺川1～5丁目、大字中垣内、中垣内1～7丁目、大字龍間、深野1～5丁目、緑が丘1～2丁目、北条1丁目1番～15番、北条7丁目1番～3番、北条7丁目7番～10番、北条7丁目11番の一部(谷田川源流より南側)、南津の辺町18番～24番、大字北条の一部(市道北条龍間線より南側)
3	南 部 地区対策部	総合福祉センター 872-2222	平野屋新町、平野屋1～2丁目、谷川1～2丁目、南新田1～2丁目、泉町1～2丁目、住道1～2丁目、御供田1～5丁目、大野1～2丁目、朋来1～2丁目、灰塚1～6丁目、三洋町、川中新町、曙町、新町、栄和町、末広町、扇町、浜町1番～5番、三住町、幸町、諸福2丁目5番～9番、中垣内7丁目、深野南町
4	西 部 地区対策部	諸福老人福祉センター 871-2771	三箇1～6丁目、氷野1～4丁目、赤井1～3丁目、太子田1～3丁目、御領1～4丁目、大東町、新田本町、新田東本町、新田中町、新田北町、新田西町、新田境町、新田旭町、南郷町、浜町7番～12番、諸福1丁目、諸福2丁目1番～4番、諸福3～8丁目

各地区対策部の設置箇所及び担当区域一覧表(地震災害時)

(令和3年3月31日現在)

No.	名称	対象区域
1	北条 地区対策部	学園町、錦町、北条1~7丁目、大字北条
2	深野 地区対策部	北新町、明美の里町、北楠の里町、中楠の里町、南楠の里町、西楠の里町、津の辺町、南津の辺町、深野北1~5丁目、深野2~4丁目、三箇4~6丁目
3	四条 地区対策部	野崎1~4丁目、寺川1~5丁目、中垣内1~6丁目、大字龍間、大字中垣内、大字寺川、大字野崎
4	谷川 地区対策部	三箇1~3丁目、深野1~5丁目、曙町、緑が丘1・2丁目、谷川1・2丁目、平野屋新町、三住町、幸町、深野南町
5	住道 地区対策部	浜町、赤井1丁目、住道1・2丁目、新町、末広町、栄和町、扇町、御供田1~5丁目、泉町1・2丁目、平野屋1・2丁目、中垣内7丁目、南新田1・2丁目、大野1・2丁目、川中新町
6	大東 地区対策部	朋来1・2丁目、灰塚1~6丁目、三洋町
7	南郷 地区対策部	御領1~4丁目、氷野1~4丁目、赤井2・3丁目、太子田1~3丁目、南郷町、大東町
8	諸福 地区対策部	諸福1~8丁目、新田本町、新田東本町、新田西町、新田中町、新田旭町、新田境町、新田北町

付表 31 大阪府域の原子力事業所の名称、所在地等

大阪府域の原子力事業所の名称、所在地等

名称	所在地	施設概要	原子力災害対策 特別措置法上の 位置付け	原子力 災害対策 重点区域
京都大学 複合原子力 科学研究所	泉南郡熊取町朝代西 2丁目1010番地	・試験研究炉 KUR (熱出力 5,000 kW) ・試験研究炉 KUCA (熱出力 100w)	原災法第2条第3号口 及びト (原子炉設置承認及び核燃料物 質使用承認を受けた者)	おおむね半径 500mの範囲 (泉佐野市・熊 取町の一部)
原子燃料工業 株式会社 熊取事業所	泉南郡熊取町朝代西 1丁目950番地	核燃料加工施設	原災法第2条第3号イ (加工事業の許可を受けた者)	おおむね半径 500mの範囲 (泉佐野市・熊 取町の一部)
原子燃料工業 株式会社 熊取事業所	泉南郡熊取町朝代西 1丁目950番地	核燃料加工施設	原災法第2条第3号イ (加工事業の許可を受けた者)	おおむね半径 500mの範囲 (泉佐野市・熊 取町の一部)
近畿大学 原子力研究所	東大阪市小若江 3丁目4番1号	試験研究炉 (熱出力 1w)	原災法第2条第3号口 (原子炉の設置許可を受けた 者)	設定なし

区域	原子力施設 からの距離	説明
予防的防護措置を 準備する区域 (PAZ: Precautionary Action Zone)	概ね 5km	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる 確定的影響を回避し又は最小化するため、EAL(緊 急時活動レベル)に応じた、即時避難を実施する等、 通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異 なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予 防的に防護措置を準備する区域。IAEA(国際原子 力機関)の国際基準において、3~5kmの間で設定す ることとされていること等を踏まえ設定。
緊急防護措置を 準備する区域 (UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone)	概ね 30km	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる 確定的影響を回避し又は最小化するため、EAL(緊 急時活動レベル)に応じた、即時避難を実施する等、 通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異 なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予 防的に防護措置を準備する区域。IAEA(国際原子 力機関)の国際基準において、3~5kmの間で設定 することとされていること等を踏まえ設定。

様式 1 災害概況即報の報告様式

[災害概況即報]

災害名

(第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村名 (消防本部)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死					半壊	棟	床下浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		一部損壊	棟	未分類	棟	
	119 番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)				
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法再第 39 条に基づく応援消防本部等について、出動規模、活動状況等わかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策										

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先都市可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)わかる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

様式2 被害状況即報の報告様式

都道府県				区分	被害			
災害名 ・ 報告番号	災害名			田	流失・埋没	ha		
	第	報	(月 日 時現在)		冠水	ha		
報告者名				畑	流失・埋没	ha		
区分		被害			冠水	ha		
人的被害	死者	人		その他	文教施設	箇所		
	うち災害関連死	人			病院	箇所		
	行方不明者	人			道路	箇所		
	重傷者	重傷	人			橋りょう	箇所	
		軽傷	人			河川	箇所	
	棟				港湾	箇所		
住家被害	全壊	棟			砂防	箇所		
		世帯			清掃施設	箇所		
	大規模半壊	棟			崖くずれ	箇所		
		世帯			鉄道不通	箇所		
		人			被害船舶	隻		
	半壊	棟			水道	戸		
		世帯			電話	回線		
		人			電気	戸		
	一部破損	棟			ガス	戸		
		世帯		ブロック塀等	箇所			
床上浸水	棟							
	世帯							
床下浸水	棟		り災世帯数	世帯				
	世帯		り災者数	人				
非住家	公共建物	棟	建物	件				
	その他	棟	危険物	件				
			その他	件				

区分	被害	都道府県	市町村	等の設置状況 災害対策本部			
公立文教施設	千円						
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小計	千円	適用市町村名 災害救助法	計	団体			
公共施設被害市町村数	団体						
その他	農業被害				千円		
	林業被害				千円		
	畜産被害				千円		
	水産被害				千円		
	商工被害				千円		
	その他				千円		
被害総額	千円				消防職員出動延人数	人	
備考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
	災害の種類概況						
	応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防団機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出勤状況 						
		消防団員出動延人数	人				

※被害額は省略することができるものとする。

様式3 災害確定報告の報告様式

都道府県				区 分		被 害		
災害名 ・ 確定年月日	月 日 時確定			田	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
報告者名				畑	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
区 分		被 害		そ の 他	文教施設	箇所		
人的被害	死者	人			病院	箇所		
	うち災害関連死	人			道路	箇所		
	行方不明者	人			橋りょう	箇所		
	重傷者	重傷	人			河川	箇所	
		軽傷	人			港湾	箇所	
住家被害	全壊	棟			砂防	箇所		
		世帯			清掃施設	箇所		
		人			崖くずれ	箇所		
	大規模半壊	棟			鉄道不通	箇所		
		世帯			被害船舶	隻		
		人			水道	戸		
	半壊	棟			電話	回線		
		世帯			電気	戸		
		人		ガス	戸			
	一部破損	棟		ブロック塀等	箇所			
世帯								
人								
床上浸水	棟		り災世帯数	世帯				
	世帯		り災者数	人				
	人		建物	件				
床下浸水	棟		危険物	件				
	世帯		その他	件				
	人							
非住家	公共建物	棟						
	その他	棟						

区 分		被 害	対策本部 都道府県災害	名称	
公立文教施設	千円			設置	
農林水産業施設	千円			解散	
公共土木施設	千円		設置市町村名 災害対策本部		
その他の公共施設	千円				
小 計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
農業被害	千円			適用市町村名 災害救助法	計 団体
林業被害	千円				
畜産被害	千円				
水産被害	千円				
商工被害	千円				
その他	千円			計 団体	
被害総額	千円			消防職員出動延人数	人
				消防団員出動延人数	人
備考	災害発生場所				
	災害発生年月日				
	災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）				

様式4 地すべり、急傾斜地災害報告様式

災 害 報 告					
市町村名 ()			第 報 (月 日 時 現在)		
場 所	群 町 市 村		ふりがな 区 域 名		
発 生 日 時			異常気象名		
原 因	連続雨量	mm	月 日 時 ~ 月 日 時 (観測所)		
	日雨量	mm	月 日 時 ~ 月 日 時		
	最大時間雨量	mm	日 時 ~ 日 時		
	その他の概況				
斜面の種類	自然斜面 H= m	人工斜面 H= m	概況平面図	断面図	
拡大の見込	有 無				
保全対象 人家戸数	戸				
崩壊の状況	高さ	m 巾 m			
	面積	m ³ 勾配 度			
	崩壊又は流出土砂量	m ³			
	その他				
被害の状況	死者・負傷者等	死者 名	行方不明者 名	負傷者 名	
	住宅被害	全壊 戸	半壊 戸	一部破損 戸	
	公共的建物被害				
	その他の建物被害				
	その他の状況				
応急対策					
適用法律の 施行状況	法令等	有無	法令等	有無	
	急傾斜地法適用区域		急傾斜地崩壊危険実態 調査箇所	地帯番号 箇所番号	
	建築基準法による災害危険区域		宅地造成工事規制区域		
	地すべり防止区域 (建・林・農)		都市計画法にもとづく開発許可制度の適用区域		
	砂防指定地		旧住宅地造成事業に関する法律の適用区域		
	保安林		宅造基準条例の適用区域		
	災害対策基本法防災計画区域		その他		
備 考					
受 送 信	月 日 時	送信者氏名		受信者氏名	

様式5 土石流災害報告様式

都道府県名
溪流名

河川名		(水系総数：1級、2級、その他) 川水系 川						第1期	第2期	第3期	備考		
場所								(月日時)	(月日時)	(月日時)			
発生日時								人	人	人			
異常気象名								人	人	人			
発生時刻								人	人	人			
気象状況	観測所名					被 害 状 況	建 物 被 害	住 家	全壊・流出	戸	戸	戸	
	連続雨量	mm (月日時～月日時)							大規模半壊	戸	戸	戸	
	最大日雨量	mm (月日時～月日時)							半壊	戸	戸	戸	
	最大時間雨量	mm (月日時～月日時)							床上浸水	戸	戸	戸	
	その他の概要	(雨量状況調書又は積雪・融雪状況調書に記入する。)							床下浸水	戸	戸	戸	
					一部破損				戸	戸	戸		
土砂流出状況	土砂の流出形態	(土石流・土砂流)	土石流危険溪流名 ()、溪流番号 ()		況		農 地 被 害	非住家		戸	戸	戸	公共土木施設被害は流出、破損、埋没等の注釈を加えること。
	溪流流域面積	km ²	調査年	年									
	氾濫面積	m ²	危険度	A				B	C	その他			
	流出土砂量	m ³	危険溪流の地域防災計画(市町村)への記載(有・無) (年 月 記載)					公 共 土 木 施 設 被 害					
	堆積粒経(最大)	m	危険溪流の表示板設置(有・無) (年 月 記載)					道 路					
	溪床縦断勾配		避難基準雨量の設定(有・無) 避難雨量 (mm) 時間雨量 (mm/h)					鉄 道					
保全対象	面積	農地			避難場所、経路の記載(有・無)	河 川				緊急砂防又は災害関連緊急砂防要望の有無(緊急・災関緊急)	ダム高 (m)	事業費 (千円)	
	人家戸数	戸	公共			橋 梁							
	人員	人	施設			そ の 他							
応急対策	避難指示(有・無) 発令日時(月日時分) 発令者				概況平面図・土砂の氾濫、堆積、浸水状況等を明示する。 ・避難経路については実際の避難経路と地域防災計画に記載されている経路を合わせて記入する。 ・既砂防設備、指定地等を明示する。	一般被害額							
	住民の自主的避難(有・無) (月日時避難) 避難人員(世帯、人) 応急工事 []					公共土木施設被害額							
適用法令	1 砂防指定地 (M T S 年指定)		6 宅地造成工事規制区域		担当者氏名		発 信				受 信		
	2 地すべり防止区域(建・林・農) 3 急傾斜地崩壊危険区域 4 河川区域(一級、二級・準用・普通) 5 建築基準法による災害危険区域		7 都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域 8 国有林・民有林 9 その他 ()										

様式 6 自衛隊の災害派遣要請要求書の様式

大阪府知事	文 書 番 号 年 月 日
様	
<hr/>	
大東市長	印
<hr/>	
自衛隊の災害派遣要請について	
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。	
記	
1. 災害の情况及び派遣を要請する事由	
2. 派遣を希望する機関	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
4. その他参考となるべき事項	

様式 7 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請要求書の様式

文 書 番 号
年 月 日

大阪府知事

様

大東市長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1. 撤収要請日時
2. 派遣された部隊
3. 派遣人員及び従事作業の内容
4. その他参考となるべき事項

様式 8 緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証の様式

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 大阪府公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 印		() 第 号 災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 大阪府公安委員会 印
番号標に表示されている番号		注意事項 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両等事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。 3 届出内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。 (1) 緊急通行車両等として使用される車両に該当しなくなったとき。 (2) 当該車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住 所 () 局 番 氏 名	
出 発 地		

様式9 緊急通行車両等確認届出書の様式

緊急通行車両等確認届出書	
年 月 日	
大阪府公安委員会 殿	
届出者 住 所 (電話番号)	
氏 名 印	
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体(執行機関を含む。) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 その他()
	名称()
業 務 の 内 容	1 警報の発令等 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の防御等 10 その他()
番号標に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	
車 両 の 使 用 者	住 所 電話番号()
	氏 名
通 行 日 時	
通 行 経 路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

様式 10 緊急通行車両確認証明書の様式

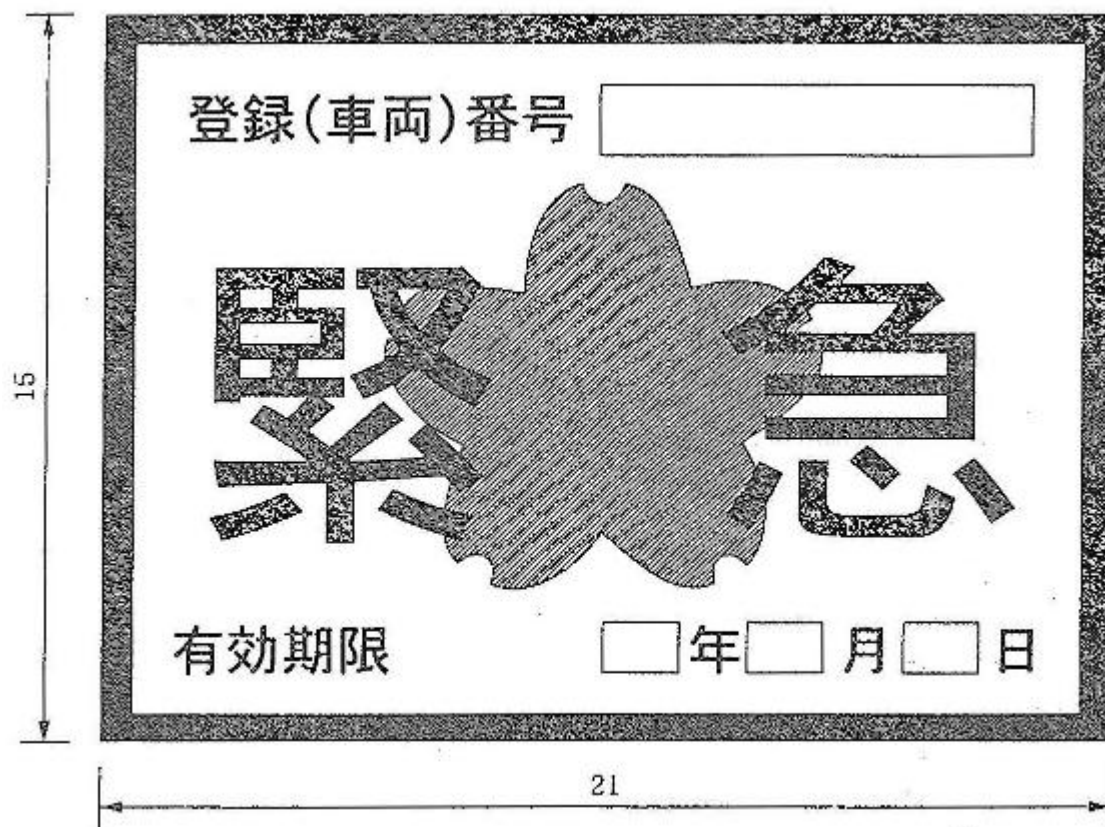
災害対策基本法施行規則別記様式第 4 号

第 号		年 月 日	
<p>緊急通行車両確認証明書</p>			
<p>大 阪 府 知 事 印</p> <p>大 阪 府 公 安 委 員 会 印</p>			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備 考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

様式 11 緊急通行車両標章の様式

災害対策基本法施行規則別記様式第 3 号



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式 12 避難者カードの様式

避 難 者 カ ー ド

(避難者のみなさんへ)

救援活動のもとになる大切なカードです。太枠の部分にもれなくご記入ください。
 なお、記入について不明な点は、係員にお尋ねください。

あなたの住所							
フリガナ				電話	—		
世帯主の氏名							
家 族 構 成							
氏 名	続柄	性別	生年月日	けが・病気の状況		避難日時 ※ 1	備考 ※ 2
				有無	詳 細		
	世帯主		年 月 日			月 日 時頃	
	配偶者		年 月 日			月 日 時頃	
			年 月 日			月 日 時頃	
			年 月 日			月 日 時頃	
			年 月 日			月 日 時頃	
			年 月 日			月 日 時頃	
			年 月 日			月 日 時頃	
※ 1 避難所に避難している場合のみご記入ください。 ※ 2 避難生活にあたって配慮を必要とする場合は、下記の区分に従いご記入ください。 乳幼：0歳～小学校入学未満、児：小学生、高：65歳以上の要援護高齢者、障：障害者、その他：妊産婦等							
担当者記入欄		(特記事項)					
避難所名						担当職員名	

注) 一家族ごとに1枚の避難者カードを配布し、記入を求めること。

様式 13 避難状況報告の様式

避 難 状 況 報 告

避難所名				
報告日時	年	月	日 ()	時 分 現在
所属・氏名	部 班 氏名：			
避難者数	男 性	名	乳幼児	名
			児 童	名
	女 性	名	高齢者	名
			障害者	名
合 計	名	その他	名	
必要物資	アルファ化米、乾パン	食	毛 布	枚
	高齢者用食	食	おむつ	個
	粉 ミ ル ク	人分	生理用品	個
	ほ 乳 瓶	人分	簡易トイレ	基
(特記事項)				

注) 毎日、午前 10 時現在で報告すること。

様式 14 避難者収容記録簿の様式

避難者収容記録簿の様式

No.

避難所名						
避難者氏名	生年月日	性別	住所	避難日時	退所日時	備考※
1	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他
2	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他
3	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他
4	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他
5	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他
6	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他
7	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他
8	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他
9	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他
10	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他
11	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他
12	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他
13	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他
14	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他
15	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他
16	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他
17	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他
18	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他
19	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他
20	年月日			月日時	月日時	乳幼・児・高・障・その他

注) 災害弱者である場合は、○印を付けること (乳幼: 0歳~小学校入学未満、児: 小学校、高: 65歳以上の要援護高齢者、障: 障害者、その他: その他妊産婦等)。

遺 体 処 理 台 帳

No.

番号	死 亡 年月日	死亡原因	遺体発見状況		死 亡 者			遺 族			洗浄等の処理費			遺体の一時保存		備 考
			日 時	場 所	住 所	フリガナ 氏 名	生年月日	住 所	フリガナ 氏 名	死亡者との 関係	品 名	数 量	金 額	保存場所	保存期間	
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									
	年 月 日		日 時 分				年 月 日									

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家※の所在地			
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 中規模半壊
	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 準半壊	
	<input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)		
浸水区分			

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

大東市長